













		課室名	北川町総合支所建設課			
起案日	平成25年3月26日	決裁日	平成25年3月29日			
課内	検討者				決裁者	
担当者	起案責任者				課長	
	主幹兼補佐兼 総務防災係長  Tel 74311					
  		合議者				
					管財課長	契約管理課長
						
					 	 
広報のべおかへの掲載	要・ <input type="checkbox"/>	ホームページへの掲載	要・ <input type="checkbox"/>			

件名：北川町総合支所駐車場の土地賃貸借契約準備について

(別紙 枚)

標記の件につきまして、下記のとおり予算執行の準備を行います。

記

- 借上物件 延岡市北川町川内名7232番地11の一部
- 借上目的 北川町総合支所来客用駐車場として
- 賃貸借の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 契約の相手方 延岡市北川町 XXXXXXXXXX
- 借上料 月額 39,500円 / (年額474,000円)
 - 内訳 普通乗用車 2,500円/台 × 15区画 = 37,500円 /
 - 軽乗用車 2,000円/台 × 1区画 = 2,000円 /
- 予算措置 総務費 総務管理費 財産管理費 財産管理経費 財産管理事務費

使用料及び賃借料 土地借上料 予算額：600,000円
- 契約書 別案のとおり

8. その他 (新規借上理由)

平成25年度より、北川町総合支所庁舎5階が北川コミュニティセンターとして、また、庁舎に隣接する北川多目的研修集会施設1階が、延岡市立図書館北川分館として利用が開始されます。施設の利用開始に伴い、現在の庁舎前の駐車場だけでは不足が予測されるため、近隣の駐車場を借上げ、来客者の駐車場として使用するものです。

土地賃貸借契約書 (案)

賃貸人 [REDACTED] (以下「賃貸人」という。) と賃借人 延岡市 (以下「賃借人」という。) との間において、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次に掲げる土地 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に駐車場として貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地目	数量
延岡市北川町川内名7232番地11の一部	宅地	16区画

第2条 貸付物件の貸付期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、期間満了の際は更に契約を更新することができる。

第3条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、月額39,500円 (消費税込み) とし、賃借人は当該月末迄に賃貸人の指定する方法で支払うものとする。

第4条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第6号により免除とする。

第5条 賃貸人は、貸付物件の公租公課を負担する。

第6条 賃貸人が貸付物件を譲渡するときは、賃借人の了解のうえ行うものとし、賃借人において所有権の移転を受ける者にこの契約を継承させるものとする。

第7条 契約期間中著しい経済の変動がある場合には、双方において貸付料を決定するものとする。

第8条 この契約について疑義の生じたとき、またはこの契約に定めていない事項については、賃貸人及び賃借人が協議して善処するものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 25年 4月 1日

賃貸人 住所 延岡市北川町 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 延岡市東本小路2番地1

延岡市

氏名 延岡市長 首藤正治

北川町川内名

ヘアサロンカワハラ

南和

森永鮮魚店

北川漁協

北川町商工会館

旅館本木屋

井本美容室

白川米穀店

延岡市北川多目的研修集会施設

延岡市役所支所

川内名神社

(旧アイランド北林)

借上物件所在地

阿南時計店

耕建設作業所

KO設計室

延岡市社会福祉協議会北川支所

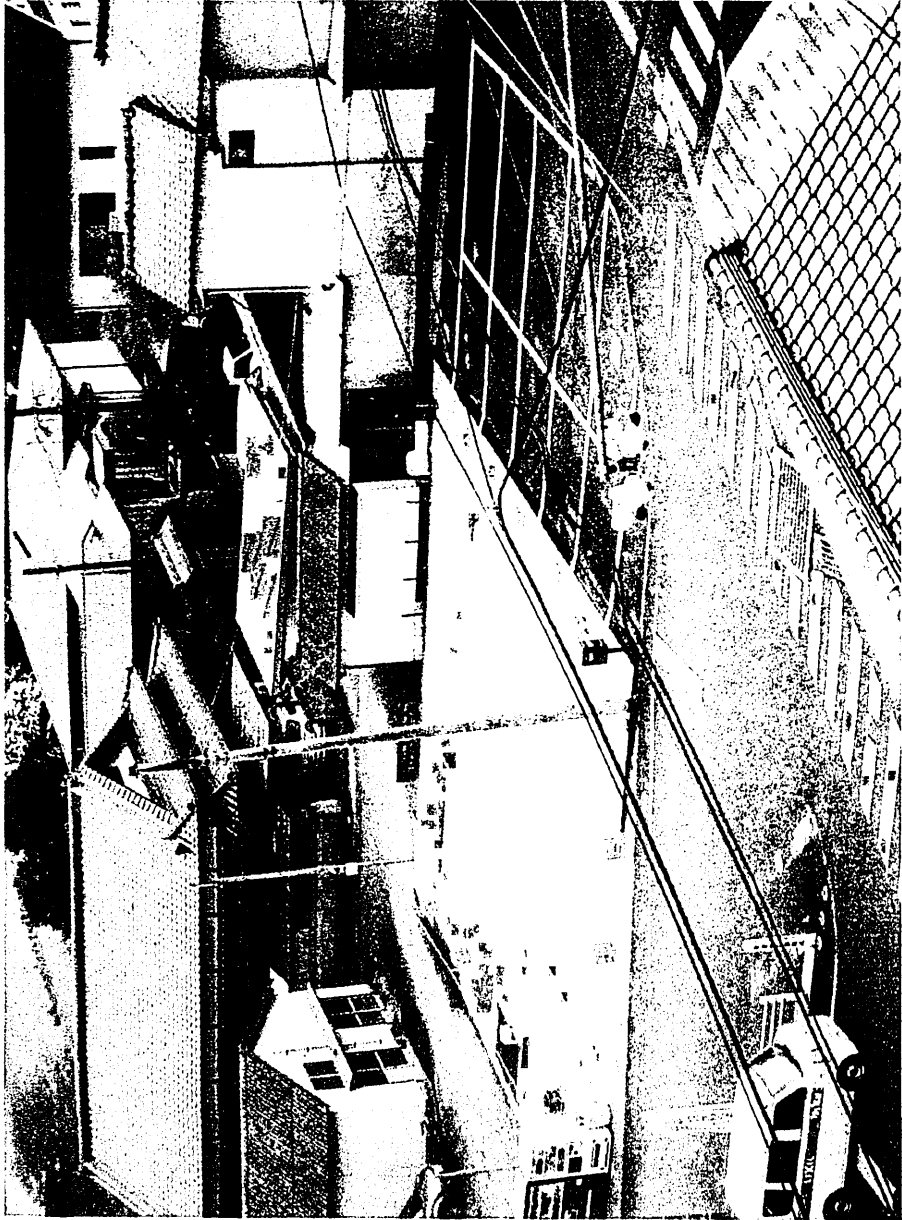
熊田

くまた保育園

JA延岡北川

エコーブ

北川町川内名





土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] (以下「賃貸人」という。) と賃借人 延岡市 (以下「賃借人」という。) との間において、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次に掲げる土地 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に駐車場として貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地目	数量
延岡市北川町川内名7232番地11の一部	宅地	16区画

第2条 貸付物件の貸付期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、期間満了の際は更に契約を更新することができる。

第3条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、月額39,500円 (消費税込み) とし、賃借人は当該月末迄に賃貸人の指定する方法で支払うものとする。

第4条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第6号により免除とする。

第5条 賃貸人は、貸付物件の公租公課を負担する。

第6条 賃貸人が貸付物件を譲渡するときは、賃借人の了解のうえ行うものとし、賃貸人において所有権の移転を受ける者にこの契約を継承させるものとする。

第7条 契約期間中著しい経済の変動がある場合には、双方において貸付料を決定するものとする。

第8条 この契約について疑義の生じたとき、またはこの契約に定めていない事項については、賃貸人及び賃借人が協議して善処するものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 25年 4月 1日

賃貸人 住所 延岡市北川町 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人 住所 延岡市東本小路2番地1













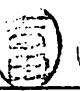


延岡市

氏名 延岡市長 首藤正浩



課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日 平成25年2月21日 決裁日 平成25年3月11日

課内		検討者			決裁者
担当者	起案責任者				総合支所次長
 北川町総合支所地域振興課長 Tel 74311 主幹兼課長補佐 					総合支所次長 
					総合支所次長 
		合議者			
				管財課長	契約管理課長 財政課長
    					 
					  
広報のべおかへの掲載		要・ <input type="radio"/>	ホームページへの掲載		要・ <input type="radio"/>

件名：平成25年度北川町総合支所庁舎宿日直業務委託の予算執行の準備について

北川町総合支所庁舎宿日直業務については、平成25年4月1日より業務を行う必要があるため、下記のとおり予算執行の準備行為を行います

記

1. 委託業務名 平成25年度 北川町総合支所庁舎宿日直業務
2. 業務場所 延岡市北川町川内名7250番地
北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設
3. 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日
4. 入札方法 随意契約(別紙理由書)
5. 予算措置 ・総務費 ・総務管理費 ・財産管理費 ・財産管理経費 ・財産管理事務費
・委託料 ・宿日直委託料 【 予算額:3,672,900円 】
6. その他 詳細は別紙仕様書のとおり

7. 随意契約の理由

本業務は、庁舎等の警備や時間外窓口受付(戸籍届出等)、市民等からの問い合わせの対応をはじめ、火災や災害発生時の防災行政無線の放送や簡易水道設備の異常発生時の対応なども含まれています。

そのため、市役所や総合支所の業務内容を十分に把握しており、また、火災や災害発生時、簡易水道設備の異常発生時などの緊急時に迅速かつ的確に対応することが必要となります。特に、緊急時(消防災害時の防災行政無線での緊急放送など)に、即座に対応するためには、北川管内の地理や防災行政無線の操作に精通している必要があります。

今後は、高速道路の開通に伴い、イベントや観光施設等の問い合わせが増えることが予測され、適切な対応をするためには、管内の地名や場所を熟知していることがさらに求められます。

また、平成25年度から庁舎5階に「北川コミュニティセンター」が設置され、4月より利用が始まります。時間外や休日に不特定多数の市民が訪れるため、セキュリティ面から地域に精通していることが望まれます。

よって、緊急時の迅速かつ的確な対応や、市民等へのきめ細やかな対応など、さらなるサービスの向上のため、北川管内の地理等や地域に精通していること現受託者との随意契約とするものです。

随意契約理由書

見積に付する 事 項	平成25年度北川町総合支所庁舎宿日直業務委託
履 行 場 所	延岡市北川町川内名7250番地 北川町総合支所及び北川多目的研修集会施設
予 定 価 格	3,672,900円
地 方 自 治 法 施行令第167 条の2第1項中 の該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないとき)
随 意 契 約 に 付 する 理 由	<p>当該業務の履行にあたっては、市役所や総合支所の業務内容や町内の地理、人名等に精通していなければ、夜間・休日の住民等からの問い合わせや災害などの緊急時に迅速・的確な対応を行うことができない。</p> <p>また、業務内容には、災害発生時の防災無線放送、簡易水道設備の異常発生時の対応、夜間・休日の戸籍関係届出の受付などが含まれているため、業務受託者には、専門性や高い信頼性が求められます。</p> <p>このような点から本業務はその性質や目的が競争入札に適さないものであります。</p>

◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数・ 根 拠 法 令	<p>1者 株式会社セキュリティロード 宮崎市祇園3丁目179番地</p> <p>延岡市契約規則第21条第2項第2号ア (契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。)</p> <p>前述のとおり、本業務を遂行するにあたっては、本市や本総合支所の業務に精通していることや緊急時に迅速・的確な対応が行えることなどが必要であります。</p> <p>よって、受託者には専門性や高い信頼性が求められるため、これまで当該業務を受託してきた上記の者に契約の相手方が特定されます。</p>
※見積書を徴する 相手方の数が1者 のときは、その理由 及び相手方の 氏名・住所等	
担 当 者 氏 名	北川町総合支所 地域振興課 総務防災係 主任主事 北林 千春 (内線: 74313)

平成25年2月21日

随意契約理由書作成者

北川町総合支所 地域振興課長 小野 貢



見積依頼書 (第)

延北川地第 131 号
平成 25 年 3 月 11 日

株式会社  ロード 様

延岡市長 首藤 正治

取扱課 北川町総合支所
地域振興課

件名 平成25年度北川町総合支所庁舎宿日直業務
場所 延岡市北川町川内名7250番地
期間 平成25年 4月 1日 から 平成26年 3月31日まで

上記契約を下記により随意契約に付することになりましたので、時間厳守の上見積書を提出してください。

記

1. 現場説明 月 日 平成 年 月 日 (時 分)
場 所 課

① 行いません ② 別紙設計図書参照、
③ 別紙添付仕様書の有無 有 ・ 無

2. 見積書提出日時(期限) 月 日 平成25年3月26日 (16時 00分)
及び場所 場 所 北川町総合支所 地域振興課

3. 見積提出条件

(1) 申込み価格に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(円未満切捨)をもって申込み価格とするので、見積提出者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

4. 契約条件

(1) 契約書及び延岡市契約規則によること。
(2) 請負代金は提出図書(業務日誌)の確認後、延岡市契約規則により支払う。
(3) この契約は、平成25年度一般会計予算の成立を条件とする。

5. その他

(1) 契約期日 平成25年 4月 1日
(2) 着手期日 平成25年 4月 1日

6. 見積者心得

(1) 見積について連合その他不正な行為をしないこと。
(2) 見積書は本人が提出すること。代理人のときは必ず委任状を添えること。
(3) 地方自治法、地方自治法施行令、延岡市契約規則等の関係規定に従うこと。

7. 担当者

北川町総合支所 地域振興課 総務防災係 北林

電話:0982-46-5010 FAX:0982-46-2223

宿日直業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設の宿日直業務の見積を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託期間)

第2条 宿日直業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(宿日直業務内容)

第3条 宿日直業務内容は、次のとおりとする。

1. 北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設(延岡市立図書館北川分館を含む)の内外巡回
平日5回、休日10回(巡回中に行う任務については、別紙1のとおり)
2. 文書・物品の収受
3. 戸籍関係届出(出生・婚姻・離婚届)の受理
4. 来庁者への対応と来庁者の記録(用件・住所・氏名)
5. 電話への対応
6. 宿日直日誌の提出
7. 超過勤務または休日勤務に係る職員退庁時間の記録
8. 緊急時における関係課職員及び関係機関への連絡
9. 災害・火災発生時の緊急連絡に対する通報(防災行政無線による住民への周知)
10. 北川多目的研修集会施設及び北川コミュニティセンタ使用者への鍵及び使用簿の交付及び受領

(業務の基本姿勢)

第4条 委託業務遂行にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託業務については、北川町総合支所地域振興課と緊密に連携を保持し、正確かつ丁寧に対応し、市民サービスに努めること。
- (2) 委託業務上知り得た事項は、その秘密を厳守するとともに、常に言語、動作に注意し、相手に好感を与えるよう努めること。

(配置人員及び時間)

第5条 委託業務に配置する職員は、常時1名とする。

配置時間については、以下のとおりとする。

平日：午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。

休日(閉庁日)：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで。

(服装・装具)

第6条 委託業務に従事する者が使用する服装・装具は受託者が準備し、下記のものを使用すること。

1. 制服、制帽
2. 警笛、帯革、照明具

(委託業務実施に必要なものの提供)

第7条

- (1) 委託者は受託者に対して、委託業務実施場所として宿直室（付帯する設備・備品等も含む）を受託者に無償で使用させる。
- (2) 委託者は、委託業務上必要な鍵を受託者に預託し、受託者は、預託された鍵を厳重に取扱い保管する。

(緊急連絡先の指定)

第8条

- (1) 委託者は、予め緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。
- (2) 前項の緊急連絡者に変更があるときは、委託者は遅滞なくその都度変更した名簿を受託者に交付する。

(業務委託期間終了後の引継ぎ)

第9条

- (1) 本委託業務の委託期間満了後又は、委託期間中に何らかの事由により業務委託契約を解除した後に、受託者以外のものが本委託業務を新たに受託することとなった場合、受託者は、新たな受託者へ遅滞なく円滑に業務を引き継がなければならない。
- (2) 前項の引継ぎを行う際に、業務受託期間終了日の翌日より起算し21日間については、新たな受託者から要請があった場合には、引継ぎのため職員を派遣しなければならない。
- (3) 前項の規定により、受託者が業務受託期間終了後に、引継ぎのため職員を派遣した場合、その派遣に掛かる費用は受託者の負担とし、委託者や新たな受託者に費用負担を求めないものとする。

(定めのない事項の処理)

第10条 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上処理するものとする。

(別紙 1)

任 務

内外を巡回し、次の任務を行う。

1. 火災の防止に関する事項

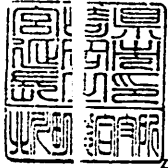
- (1) 火気使用箇所の不始末事項の点検
- (2) 消防用設備、資器材の外観上からの点検
- (3) 火災発見時における通報その他の処置
- (4) 禁煙場所における喫煙発見時の注意
- (5) 防火上支障となる事項に対する通報連絡

2. 盗難の防止に関する事項

- (1) 施錠の点検
- (2) 不審者、徘徊者発見時の通報その他の処置
- (3) 侵入等発見時の通報その他の処置
- (4) 盗難事故発生時における通報その他の処置
- (5) 防犯上支障となる事項に対する通報連絡

3. その他

- (1) 構内禁止事項行為者発見時の注意
- (2) 構内不正駐車発見時の注意
- (3) 障害物、放置物品（特に災害時の避難通路に留意）発見時の連絡
- (4) 加害、損壊行為者発見時の制止と連絡
- (5) 施設の損壊箇所発見時の連絡
- (6) 浸水、漏水事故発見時の通報その他の処置
- (7) 不要灯の消灯



宿日直業務委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と、株式会社セキュリティロード（以下「受託者」という。）とは、委託者の所有または管理に属する下記対象施設につき、次のとおり請負契約を締結する。

対象施設： 延岡市北川町総合支所庁舎及び延岡市北川多目的研修集会施設
所在地： 延岡市北川町大字川内名7250

第1条 受託者は委託者に対し、別紙宿日直業務委託仕様書に基づき宿日直を実施することを約し、委託者はこれに対し、宿日直委託料（以下「委託料」という。）を支払うことを約諾する。

第2条 受託者は、対象施設につき事故が発生し、またはその恐れのある時は委託者に通知し、委託者は直ちにこれに対する充分の措置を講じなければならない。なお、委託者は特に事故発生のおそれのある箇所については、事前に受託者に対して管理方法、事故抑制及び防止方法等必要な注意事項等を通知すると共に、受託者と充分協議するものとする。

第3条 1. 委託料は、年額金 3,672,900 円（内消費税金額 174,900 円）1ヵ月金 306,075 円（内消費税金額 14,575 円）とし、委託者は当月分を翌月の末日までに、受託者の指定する銀行預金口座に振り込みにより支払うものとする。ただし、1ヵ月未満は日割計算とする。
2. 委託者の要請により、臨時に警備士を派遣、または待機せしめた場合の料金については、別途、委託者と受託者で協議して定める。

第4条 本契約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第3号により免除する。

第6条 1. 委託者は、本契約に定めた宿日直実施上必要な権限を受託者に付与する。
2. 警備士の人事及び宿日直に関する指揮、運営は受託者が行う。

第7条 受託者は、本契約に記載した職務に従事する受託者の職員または警備士については、使用者として法律に規定された全ての義務を負う。

第8条 受託者は、本契約に基づき宿日直を実施中に、明らかに受託者の責に帰すべき事由により、委託者または委託者の職員に対し、身体上或いは財物上の損害を与えた場合には、客観的に承認された損害額証明に基づき、次の金額を限度として賠償又は補償の責に任ずる。

身体上の損害および財物上の損害を合わせて1事故につき金10億円。

第9条 委託者または委託者の職員が前条の損害を被ったときは、委託者は7日以内に書面をもって受託者に通知する。



但し、7日以内に書面による通知が困難と受託者が認めた場合には、この限りでない。

第10条 受託者、受託者の職員及び警備士は、委託業務の実施にあたり、知り得た委託者の業務上の秘密を外部に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。また契約期間満了後も同様とする。

第11条 受託者は次の各号に起因する損害については、賠償または補償の責に任じない。

- (1) 建造物、施設または物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合
- (2) 天災地変、暴動、官の処分その他不可抗力による場合
- (3) 対象施設に設置した警報装置について、委託者または委託者の職員もしくは委託者の関係者が、受託者と協議することなく移設、変更、撤去あるいは加工等をした結果生じた場合
- (4) 委託者の職員、下請人、出入業者等の故意または過失に基づく場合
- (5) 不完全な管理状態で駐車している車輛

第12条 受託者は第15条による解約の場合を除き、委託者に対し委託料の請求権を有する。

第13条 受託者は、不可抗力な状況または宿日直実施を不可能とするような事態が生じたときは、その状況が止むまでの間業務提供を中止することができる。
なお、中止された間の委託料は、委託者と受託者で協議の上、委託料額を減じ、または請求しないことができる。

第14条 委託者または受託者が本契約を解約しようとするときは、書面をもって1ヶ月前までにその相手方に対し通知することとし、書面受領後、委託者と受託者とで協議し、相当の事由があると認める場合には解約することができる。

第15条 委託者及び受託者は互いに協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、法令その他商習慣に従うほか、委託者と受託者で協議して決定するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 25 年 4 月 / 日

甲 : 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延 岡 市

延岡市長 首藤 正治



乙 : 宮崎市祇園3丁目179番地
株式会社 セキュリティロ
代表取締役 齊藤 文治



(目
第1条

委
第2条
する。

(宿
第3条
1.

む) の1

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10

交付及

(業
第4条

(1

(2

(配
第5条

宿日直業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設の宿日直業務の見積を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託期間)

第2条 宿日直業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(宿日直業務内容)

第3条 宿日直業務内容は、次のとおりとする。

1. 北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設(延岡市立図書館北川分館を含む)の内外巡回
平日5回、休日10回(巡回中に行う任務については、別紙1のとおり)
2. 文書・物品の收受
3. 戸籍関係届出(出生・婚姻・離婚届)の受理
4. 来庁者への対応と来庁者の記録(用件・住所・氏名)
5. 電話への対応
6. 宿日直日誌の提出
7. 超過勤務または休日勤務に係る職員退庁時間の記録
8. 緊急時における関係課職員及び関係機関への連絡
9. 災害・火災発生時の緊急連絡に対する通報(防災行政無線による住民への周知)
10. 北川多目的研修集会施設及び北川コミュニティセンタ使用者への鍵及び使用簿の交付及び受領

(業務の基本姿勢)

第4条 委託業務遂行にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託業務については、北川町総合支所地域振興課と緊密に連携を保持し、正確かつ丁寧に対応し、市民サービスに努めること。
- (2) 委託業務上知り得た事項は、その秘密を厳守するとともに、常に言語、動作に注意し、相手に好感を与えるよう努めること。

(配置人員及び時間)

第5条 委託業務に配置する職員は、常時1名とする。

配置時間については、以下のとおりとする。

平日：午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。

休日(閉庁日)：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで。

(服装・装具)

第6条 委託業務に従事する者が使用する服装・装具は受託者が準備し、下記のものを使用すること。

1. 制服、制帽
2. 警笛、帯革、照明具

(委託業務実施に必要なものの提供)

第7条

- (1) 委託者は受託者に対して、委託業務実施場所として宿直室（付帯する設備・備品等も含む）を受託者に無償で使用させる。
- (2) 委託者は、委託業務上必要な鍵を受託者に預託し、受託者は、預託された鍵を厳重に取扱い保管する。

(緊急連絡先の指定)

第8条

- (1) 委託者は、予め緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。
- (2) 前項の緊急連絡者に変更があるときは、委託者は遅滞なくその都度変更した名簿を受託者に交付する。

(業務委託期間終了後の引継ぎ)

第9条

- (1) 本委託業務の委託期間満了後又は、委託期間中に何らかの事由により業務委託契約を解除した後に、受託者以外のものが本委託業務を新たに受託することとなった場合、受託者は、新たな受託者へ遅滞なく円滑に業務を引き継がなければならない。
- (2) 前項の引継ぎを行う際に、業務受託期間終了日の翌日より起算し21日間については、新たな受託者から要請があった場合には、引継ぎのため職員を派遣しなければならない。
- (3) 前項の規定により、受託者が業務受託期間終了後に、引継ぎのため職員を派遣した場合、その派遣に掛かる費用は受託者の負担とし、委託者や新たな受託者に費用負担を求めないものとする。

(定めのない事項の処理)

第10条 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上処理するものとする。

(別紙 1)

任 務

内外を巡回し、次の任務を行う。

1. 火災の防止に関する事項

- (1) 火気使用箇所の不始末事項の点検
- (2) 消防用設備、資器材の外観上からの点検
- (3) 火災発見時における通報その他の処置
- (4) 禁煙場所における喫煙発見時の注意
- (5) 防火上支障となる事項に対する通報連絡









2. 盗難の防止に関する事項

- (1) 施錠の点検
- (2) 不審者、徘徊者発見時の通報その他の処置
- (3) 侵入等発見時の通報その他の処置
- (4) 盗難事故発生時における通報その他の処置
- (5) 防犯上支障となる事項に対する通報連絡

3. その他

- (1) 構内禁止事項行為者発見時の注意
- (2) 構内不正駐車発見時の注意
- (3) 障害物、放置物品（特に災害時の避難通路に留意）発見時の連絡
- (4) 加害、損壊行為者発見時の制止と連絡
- (5) 施設の損壊箇所発見時の連絡
- (6) 浸水、漏水事故発見時の通報その他の処置
- (7) 不要灯の消灯



		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成25年2月4日		決裁日		平成25年2月5日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313						
   		合 議 者					
広報のべおかへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>	

件名 行政財産目的外使用許可並びに普通財産貸付契約の次年度への更新について

本総合支所管内で使用許可並びに貸付契約を行っている下記の行政財産・普通財産について次年度の更新事務の円滑化を図るために別紙のとおり更新の申出を依頼します。

記

対象者

◇行政財産目的外使用許可

√ ① KDDI株式会社(携帯電話無線基地局:総合支所庁舎屋上)

√ 

◇普通財産貸付


√ ① 延岡地区森林組合(北川支所事務所:建物)

√ ② 株式会社北川はゆま(曾立倉庫:建物)

√ ③ 株式会社ユニプラス(事務所・工場:土地・建物)

√ ④ ソフトバンクモバイル株式会社(携帯電話基地局:土地)

√ ⑤ 株式会社NTTドコモ(携帯電話基地局:土地)

√ ⑥  (旧祝子川教職員住宅)

√ ⑦  (旧瀬口児童館)

事 務 連 絡

平成25年2月6日

KDD I 株式会社

福岡エンジニアリングセンター センター長 様

延岡市役所

北川町総合支所地域振興課

行政財産の使用許可申請（更新）について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成23年4月1日付で許可をいたしました、本市の行政財産（北川町総合支所庁舎屋上）の使用につきましては、平成25年3月31日が許可期限となっております。

つきましては、新年度以降も引続き使用を希望される場合は、別紙様式により2月28日（木）までに許可申請を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱

北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林

電話：0982-46-5010

FAX：0982-46-2223

行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤正治様

平成25年 月 日

申請者
住所
氏名

印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1	行政財産の名称	名称	北川町総合支所庁舎屋上	
	及び所在地	所在地	延岡市北川町川内名7250番地	
2	財産の種類	1 土地 ② 建物 3 その他 ()		
3	使用目的	用途	KDDI-au北川局の無線基地として	
		数量	10㎡	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
		理由(詳細に)	au北川町役場局のエントランス無線基地局設置	
4	使用期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで		
5	使用料	条例のとおり 減免を希望する場合はその理由		
6	添付書類	写真・略図		

事務連絡
平成25年2月6日

延岡地区森林組合 様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課

土地建物賃貸借契約の更新について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿と賃貸借契約を行っております北川支所の土地・建物につきましては、平成25年3月31日が契約終期となっております。

つきましては、新年度以降も引続き契約の延長を希望される場合は、別紙様式により2月28日（木）まで更新の申し出を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

建物賃貸借契約更新申出書

平成 年 月 日

延岡市長
首藤正治 殿

申出者
住所
氏名 印

賃貸人 延岡市と賃借人 延岡地区森林組合との間で平成23年4月1日付けで締結した建物賃貸借契約について、引続き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約のとおりで異存ありません

事務連絡
平成25年2月6日

(株)北川はゆま 様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課

建物賃貸借契約の更新について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿と賃貸借契約を行っております建物（曾立倉庫）につきましては、平成25年3月31日が契約終期となっております。

つきましては、新年度以降も引続き契約の延長を希望される場合は、別紙様式により2月28日（木）までに更新の申し出を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

建物賃貸借契約更新申出書

平成 年 月 日

延岡市長
首 藤 正 治 殿

申 出 者
住 所
氏 名 印

賃貸人 延岡市と賃借人 (株)北川はゆまとの間で平成19年4月1日付けで締結した建物賃貸借契約(平成23年4月1日付け一部変更契約)について、引続き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約のとおりで異存ありません

事務連絡
平成25年2月6日

ユニプラス滋賀(株) 様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課

土地建物賃貸借契約の更新について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿と賃貸借契約を行っております土地・建物につきましては、平成25年3月31日が契約終期となっております。

つきましては、新年度以降も引続き契約の延長を希望される場合は、別紙様式により2月28日(木)までに更新の申し出を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

土地建物賃貸借契約更新申出書

平成 年 月 日

延岡市長
首藤正治 殿

申出者
住所
氏名 印

賃貸人 延岡市と賃借人 ユニプラス滋賀(株)との間で平成23年10月1日付けで締結した土地建物賃貸借契約について、引続き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約のとおりで異存ありません

事務連絡
平成25年2月6日

ソフトバンクモバイル株式会社 様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課

建物賃貸借契約の更新について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿と賃貸借契約を行っております土地（携帯電話基地局）につきましては、平成25年3月31日が契約終期となっております。

つきましては、新年度以降も引続き契約の延長を希望される場合は、別紙様式により2月28日（木）までに更新の申し出を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

土地建物賃貸借契約更新申出書

平成 年 月 日

延岡市長
首藤正治 殿

申出者
住所
氏名 印

賃貸人 延岡市と賃借人 ソフトバンクモバイル（株）との間で
平成22年4月1日付けで締結した土地賃貸借契約について、引続
き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約の
とおりで異存ありません

事務連絡
平成25年2月6日

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課

建物賃貸借契約の更新について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿と賃貸借契約を行っております土地（携帯電話基地局）につきましては、平成25年3月31日が契約終期となっております。

つきましては、新年度以降も引続き契約の延長を希望される場合は、別紙様式により2月28日（木）までに更新の申し出を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱

北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林

電話：0982-46-5010

FAX：0982-46-2223

土地建物賃貸借契約更新申出書

平成 年 月 日

延岡市長
首藤 正治 殿

申出者
住所

氏名 印

賃貸人 延岡市と賃借人 (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間で平成21年2月20日付けで締結した土地賃貸借契約(平成21年4月1日付け一部変更契約)について、引続き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

2. その他 契約期間以外の条項については、原契約のとおりで異存ありません

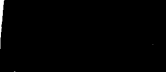
建物賃貸借契約更新申出書

平成 年 月 日

延岡市長
首 藤 正 治 殿

申 出 者
住 所

氏 名 印

賃貸人 延岡市と賃借人 との間で平成22年6月17日付けで締結した建物賃貸借契約書について、引続き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約のとおりで異存ありません

事務連絡
平成25年2月6日

様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課

建物賃貸借契約の更新について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿と賃貸借契約を行っております建物につきましては、平成25年3月31日が契約終期となっております。

つきましては、新年度以降も引続き契約の延長を希望される場合は、別紙様式により2月28日（木）までに更新の申し出を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

建物賃貸借契約更新申出書

平成 年 月 日

延岡市長
首藤正治 殿

申出者
住所

氏名 印

賃貸人 延岡市と賃借人 [REDACTED]との間で平成23年4月1日
付けで締結した建物賃貸借契約書について、引続き下記のとおり借
り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約の
とおりで異存ありません

事務連絡
平成25年2月6日

様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課















建物賃貸借契約の更新について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿と賃貸借契約を行っております建物につきましては、平成25年3月31日が契約終期となっております。

つきましては、新年度以降も引続き契約の延長を希望される場合は、別紙様式により2月28日（木）までに更新の申し出を行っていただくようお願いいたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成25年3月14日		決裁日		平成25年3月19日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					次長	総合支所長
	北川町総合支所 地域振興課長  Tel 74302						
	主幹兼課長補佐 						
		合議者					
							管財課長
 							
 							
 							
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>	

件名 行政財産の目的外使用許可について(伺い)

(別紙 枚)

KDDI株式会社より本総合支所庁舎屋上への無線基地局の設置について、別紙のとおり行政財産使用許可の申請がありましたので、下記のとおり目的外使用を許可します。なお、決裁の上は、別紙のとおり行政財産使用許可書を交付します。

記

1. 使用を許可する行政財産 北川町総合支所庁舎屋上 (延岡市北川町川内名7250番地)
2. 許可の相手方 福岡市博多区博多駅前1丁目2番5号 KDDI株式会社 福岡エンジニアリングセンター
3. 使用目的 KDDI-au北川局の無線基地として
4. 使用期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで
5. 使用料 年額 20,919円

(裏面へつづく)

6. 使用料の算定根拠

○延岡市財産条例第9条の規定により算定(「建物評価額×6/100」)

・ 北川町総合支所庁舎建物評価額 : 225,690,161円

※ 評価替えの翌年となるため、本庁資産税課にて算定(別添のとおり)

・ 庁舎面積 : 3,236.48㎡

・ 1㎡あたり建物評価額 : $225,690,161円 \div 3,236.48㎡ = 69,733円$ (円未満端数切捨て)

KDDI(株)の使用面積 : 10㎡

◇使用料

$69,733円 \times 10㎡ \times 6/100 \times 0.5$ (5割軽減) = 20,919円 (円未満端数切捨て)

《参考》前年度貸付料 : 23,065円 (2,146円減額)

◇5割軽減について

使用料算定に用いた総合支所庁舎の建物評価額は、屋内の評価額だが、使用を許可する場所は屋外である。また、当地区は、携帯電話の電波が入りづらい地域であり、基地局の設置に際しては、旧北川町時代に行政の方からも設置に向けて話を進めてきた。

以上の経緯により、合併時に設置場所の条件や公共性を判断し5割軽減を行うものとした。

7. 許可日 平成25年4月1日

以上

行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

平成25年 2月25日

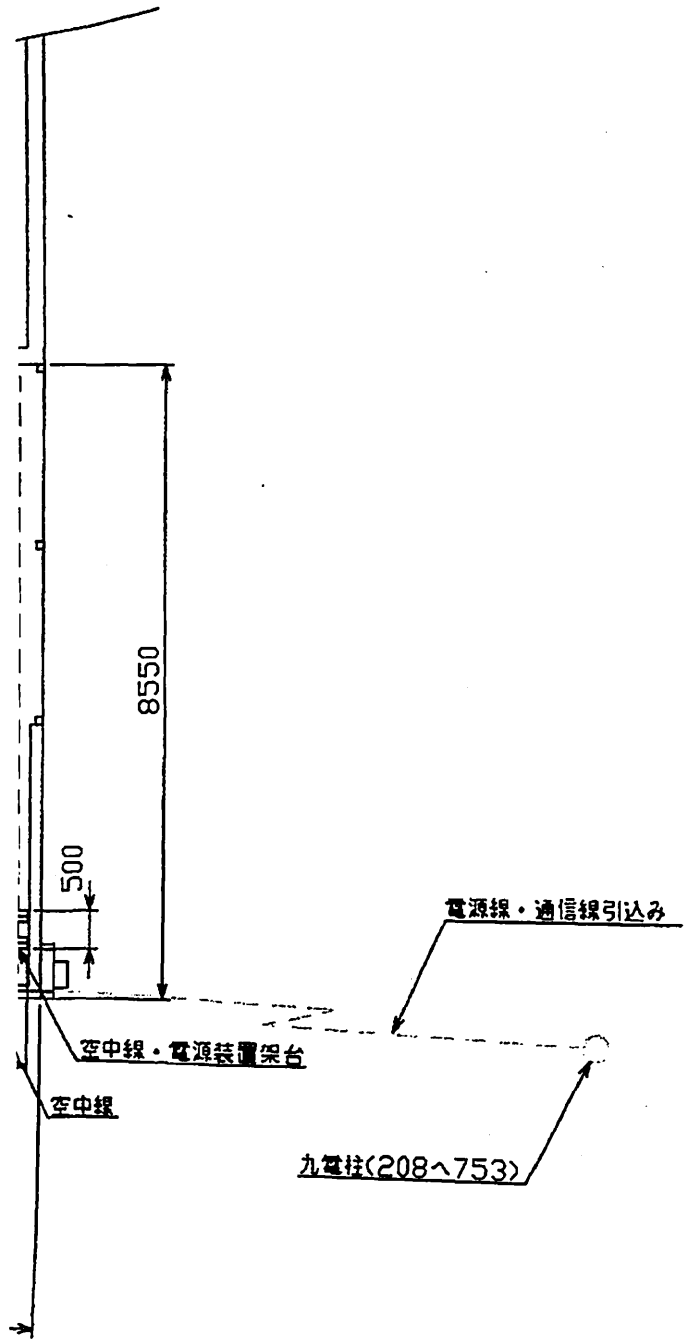
申請者

住所 福岡市博多区博多駅前1-2-5

氏名 KDDI株式会社 福岡エンジニアリングセンター
センター長 林 新一

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1	行政財産の名称	名称	北川町総合支所庁舎屋上	
	及び所在地	所在地	延岡市北川町川内名7250番地	
2	財産の種類	1 土地 ② 建物 3 その他 ()		
3	使用目的	用途	KDDI-au北川局の無線基地として	
		数量	10㎡	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
		理由(詳細に) a u北川町役場局のエントランス無線基地局設置		
4	使用期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで		
5	使用料	条例のとおり 減免を希望する場合はその理由		
6	添付書類	略図		



作成	2004年 6月24日
	年 月 日
訂正	年 月 日
	年 月 日

C 日

北川町役場 インフラ工事 図番

図番

作成	2004年 6月24日
	年 月 日
訂正	年 月 日
	年 月 日

C 日

北川町役場	インフラ工事	図番	
		縮尺	1/200

行政財産使用許可書 (印)

延北川地第 / 号

平成25年 4月 1日

KDDI株式会社

福岡エンジニアリングセンター

センター長 三林 新一 様

延岡市長 首藤 正治

平成24年2月25日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	建物 北川町総合支所庁舎屋上	
2 所在地	延岡市北川町川内名7250番地	
3 使用数量	10㎡	
4 使用目的	KDDI-au局の無線基地局	
5 使用期間	平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日	
6 使用料	¥20,919円	納付期限 平成26年3月31日
7 その他		

許可条件

- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
 - 公序良俗に反する場合
 - 許可条件に違反する場合
 - 係員の指示に従わない場合
 - 市において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- その他

家屋評価証明書

所在地	用途	構造	棟数	面積	固定資産評価額
延岡市北川町川内名 7250番地 (延岡市北川町総合支所)	事務所	鉄骨鉄筋 コンクリート	1	3,236 .48m ²	225,690,161 円

平成 25 年 3 月 13 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

資産税課長 石田道



町	大字	字	地番	地目	面積	簿価
北川町	川内名	舞見田上	6 3 3 4 番 1	田	241	337,400
北川町	川内名	舞見田上	6 4 0 9 番	田	278	389,200
北川町	川内名	岩の口	6 1 1 1 番 1	田	288	403,200
北川町	川内名	曾立	7 0 0 4 番	宅地	981	12,633,000
北川町	長井	大門	1 4 4 2 番	田	2884	4,326,000
北川町	長井	大門	1 4 5 4 番 1	田	549	878,400
北川町	長井	大門	1 4 5 6 番	田	1477	2,363,200
北川町	長井	大門	1 4 7 1 番 1	田	764	1,222,400
北川町	長井	無田	6 5 7 番 1	雑種地	2915.84	1,495,830
北川町	長井	無田	6 6 1 番 1	雑種地	1621.59	750,644
北川町	長井	無田	6 6 4 番 1	雑種地	4533.35	1,690,357
北川町	長井	無田	6 6 8 番	田	660	316,520
北川町	長井	無田	6 7 2 番 1	雑種地	20677.97	8,521,561
北川町	長井	無田	6 7 6 番 1	田	106.81	48,486
北川町	長井	無田	6 9 3 番	田	1134	571,536
北川町	長井	無田	6 9 8 番	田	582	293,300
北川町	長井	無田	7 0 2 番	雑種地	8237	3,397,000
北川町	長井	無田	7 0 7 番	田	1583	718,600
北川町	長井	無田	7 0 8 番	田	1467	739,370
北川町	長井	無田	7 0 9 番	雑種地	917	409,400
北川町	長井	無田	7 1 4 番	田	1537	697,700
北川町	長井	無田	7 2 4 番	雑種地	1921	819,016
北川町	長井	無田	7 2 6 番	田	373	225,292
北川町	長井	無田	7 3 3 番	田	939	568,000
北川町	長井	無田	7 3 4 番	田	337	152,900
北川町	長井	無田	7 4 1 番 1	田	131	79,124
北川町	長井	無田	7 4 2 番	雑種地	388	147,984
北川町	長井	無田	7 4 6 番	田	254	179,000
北川町	長井	無田	8 0 9 番	田	1123	1,460,000
北川町	長井	無田	9 4 7 番	田	1128	1,023,000
北川町	長井	無田	9 4 8 番	田	995	902,465
北川町	長井	無田	9 7 1 番	田	239	192,119
北川町	長井	槍	5 7 8 番	山林	896	448,000
北川町	長井	槍	5 7 9 番	山林	1771	885,500
北川町	長井	槍	5 8 2 番	雑種地	1231	615,500
北川町	長井	槍	5 8 3 番 2	山林	163	81,500
北川町	長井	槍	5 9 3 番	豚舎・倉庫	213.16	8,500,000
北川町	長井	槍	5 9 3 番	宅地	5738.92	8,000,000
北川町	長井	槍	5 9 9 番	田	632	238,896
北川町	長井	槍	6 0 0 番	田	709	306,432
北川町	長井	槍	6 0 1 番	田	610	286,776
北川町	長井	槍	6 0 2 番	田	1102	555,408
北川町	長井	槍	6 0 3 番 2	田	269	135,576
北川町	長井	槍	6 0 4 番	田	492	247,968
北川町	長井	槍	6 0 5 番	田	1150	579,600
北川町	長井	槍	6 0 6 番	田	1392.12	701,629
北川町	長井	槍	6 0 7 番	田	1396	703,584

町	大字	字	地番	地目	面積	簿価
北川町	長井	槍	608番1	田	735	370,440
北川町	長井	槍	608番2	田	1112	490,300
北川町	長井	槍	609番	田	1616	814,464
北川町	長井	槍	610番1	田	153	77,112
北川町	長井	槍	610番2	田	111	55,944
北川町	長井	槍	610番3	田	135	68,040
北川町	長井	槍	610番4	田	128	64,512
北川町	長井	槍	610番5	田	165	83,160
北川町	長井	槍	611番1	田	146	73,584
北川町	長井	槍	611番2	田	140	70,560
北川町	長井	槍	611番3	田	163	78,509
北川町	長井	槍	611番4	田	135	55,440
北川町	長井	槍	611番5	田	107	53,928
北川町	長井	槍	611番6	田	77	38,808
北川町	長井	槍	611番7	田	71	35,784
北川町	長井	槍	612番3	田	77	38,808
北川町	長井	槍	612番4	田	119	59,976
北川町	長井	槍	612番5	田	169	85,176
北川町	長井	槍	612番6	田	112	56,448
北川町	長井	槍	613番3	田	97	48,888
北川町	長井	槍	613番4	田	56	28,224
北川町	長井	槍	613番7	田	118	59,472
北川町	長井	槍	613番8	田	132	59,900
北川町	長井	槍	613番9	田	43	21,672
北川町	長井	槍	613番11	田	25	12,600
北川町	長井	槍	613番14	田	50.81	25,609
北川町	長井	槍	615番	山林	36	18,144
北川町	長井	槍	616番	田	194	97,776
北川町	長井	槍	617番1	田	45	22,680
北川町	長井	槍	617番2	田	42	21,168
北川町	長井	槍	617番3	田	40	20,160
北川町	長井	槍	617番4	田	44	22,176
北川町	長井	槍	617番5	田	44	22,176
北川町	長井	槍	618番1	田	59	17,640
北川町	長井	槍	618番2	田	65	32,760
北川町	長井	槍	618番3	田	29	14,616
北川町	長井	槍	618番4	田	174	87,696
北川町	長井	槍	618番7	田	138.13	69,618
北川町	長井	槍	618番8	田	192	41,832
北川町	長井	槍	618番10	田	73	10,080
北川町	長井	槍	619番	田	79	39,816
北川町	長井	槍	619番1	田	52	26,208
北川町	長井	槍	619番2	田	51	13,608
北川町	長井	槍	619番3	田	53	26,712
北川町	長井	槍	619番4	田	42	19,000
北川町	長井	槍	619番5	田	42	21,168
北川町	長井	槍	619番6	田	40	20,160
北川町	長井	槍	619番7	田	56	28,224
北川町	長井	槍	620番	田	72	36,288
北川町	長井	槍	620番1	田	115	57,960
北川町	長井	槍	620番3	田	52	26,208
北川町	長井	槍	620番4	田	54	27,216

町	大字	字	地番	地目	面積	簿価
北川町	長井	檜	620番5	田	147	74,088
北川町	長井	檜	620番6	田	54	27,216
北川町	長井	檜	620番7	田	61	30,744
北川町	長井	檜	620番9	田	85	42,840
北川町	長井	檜	620番10	雑種地	80	40,320
北川町	長井	檜	620番11	田	42	21,168
北川町	長井	檜	620番12	田	243	122,472
北川町	長井	檜	620番14	田	188	94,752
北川町	長井	檜	621番1	山林	624.38	132,875
北川町	長井	檜	622番2	山林	2.43	539
北川町	長井	檜	625番1	山林	48.37	9,163
北川町	長井	檜	626番1	山林	516.89	101,829
北川町	長井	松内	470番	雑種地	932	838,800
北川町	長井	松内	473番	雑種地	687	618,300
北川町	長井	松内	474番	雑種地	674	606,600
北川町	長井	松内	475番	雑種地	720	648,000
北川町	長井	藤迫	324番1	畑	201	261,300
北川町	長井	藤迫	334番	畑	46	59,800
北川町	長井	藤迫	336番	田	686	1,097,600
北川町	長井	藤迫	337番2	田	665	1,064,000
北川町	長井	藤迫	340番1	田	56	89,600
北川町	長井	藤迫	458番	田	1338	674,352
北川町	長井	藤迫	462番	田	1690	841,876
北川町	長井	家田	1550番1	田	356	569,600
北川町	長井	家田	1566番3	畑	127.7	153,240
北川町	長井	家田	1817番	田	479	718,500
北川町	長井	新川	2105番1	畑	612	489,600
北川町	長井	野鶴	8番18	山林	217	120,300
北川町	長井	野鶴	8番18	山林	217	120,300
北川町	長井	野鶴	8番18	山林	217	120,300
北川町	長井	野鶴	8番39	原野	1458	807,900
北川町	長井	野鶴	8番39	原野	1458	807,900
北川町	長井	野鶴	8番39	原野	1458	807,900
北川町	長井	野鶴	8番40	原野	125	69,500
北川町	長井	野鶴	8番40	原野	125	69,500
北川町	長井	野鶴	8番40	原野	125	69,500
北川町	長井	野鶴	8番42	畑	3068	1,700,000
北川町	長井	野鶴	8番43	畑	3221	1,784,434
北川町	長井	野鶴	8番44	原野	1208	669,200
北川町	長井	野鶴	8番45	原野	1809	1,002,200
北川町	長井	野鶴	8番46	雑種地	2658	1,195,000
北川町	長井	野鶴	8番49	畑	771	427,100
北川町	長井	野鶴	8番57	原野	311	172,300
北川町	長井	野鶴	8番58	畑	386	213,900
北川町	長井	野鶴	8番59	畑	531	294,200
北川町	長井	野鶴	8番60	原野	363	201,100
北川町	長井	野鶴	8番61	田	241	133,500

町	大字	字	地番	地目	面積	簿価
北川町	長井	野鶴	8番62	田	538	298,000
北川町	長井	野鶴	8番63	田	614	340,100
北川町	長井	野鶴	8番64	原野	165	91,400
北川町	長井	野鶴	8番66	田	204	113,000
北川町	長井	野鶴	8番67	田	204	113,000
北川町	長井	野鶴	8番68	畑	495	274,200
北川町	長井	野鶴	8番69	畑	535	296,400
北川町	長井	野鶴	8番71	畑	620	343,500
北川町	長井	野鶴	8番72	原野	436	241,400
北川町	長井	野鶴	8番72	原野	436	241,400
北川町	長井	野鶴	8番72	原野	436	241,400
北川町	長井	野鶴	8番120	雑種地	1497	1,267,000
北川町	長井	野鶴	8番121	原野	448	248,200
北川町	長井	野鶴	8番122	畑	311	172,294
北川町	長井	野鶴	8番123	雑種地	2932	1,624,272
北川町	長井	上大鶴	2654番25	畑	512	614,400
北川町	長井	坂本	5267番23	山林	1169	762,185
北川町	長井	坂本	5267番52	山林	201	44,220
北川町	長井	坂本	5288番1の一部	山林	214	112,500
北川町	長井	坂本	5288番39	山林	749	304,843
北川町	長井	坂本	5288番41	山林	3180	1,292,037
北川町	長井	山下	5756番1	田	29	43,877
北川町	長井	山下	5756番2	田	58	87,754
北川町	長井	山下	5758番1	田	100	151,300
北川町	長井	山下	5773番1	山林	488	176,435
北川町	長井	山下	5808番	田	825	1,248,225
北川町	長井	山下	5814番	田	529	800,377
北川町	長井	山下	5836番	田	203	307,069
北川町	長井	山下	5837番	田	274	414,498
			現物合計			106,487,315

		課室名		北川町総合支所地域振興課		
起案日		平成25年3月5日		決裁日		
				平成25年3月11日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者				主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313					
 		合議者				
						管財課長
広報のべおかへの掲載		要・ <input type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要・ <input type="radio"/> 否

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成23年10月1日付けでユニプラス滋賀㈱と締結した土地建物賃貸借契約について、別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありましたので、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

なお、更新に際しては、下記とおり貸付金額が変更されますので、別紙のとおり建物賃貸借契約変更契約を締結します。

記

- 貸付物件 延岡市北川町川内名7509番地52(土地1筆、建物7棟)
- 貸付の相手方 大阪府西区靱本町2丁目7番4号 ユニプラス滋賀株式会社 代表取締役 生嶋孝則
- 使用目的 工場及び事務所として
- 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで
- 貸付料 年額1,343,276円
- 貸付料納付期限 年12回の分割払い(毎月末が納付期限) (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/㎡) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(白石地区):4,000円/㎡

総貸付面積2,882.60㎡の内、建物の床面積1,306.65㎡については、建物賃借人が通常の使用方法にて使用できる敷地利用権の範囲内という事で、土地貸付料の算定面積から除外します。

したがって、貸付料算定に用いる使用面積は、2,882.60㎡-1,306.65㎡=1,575.95㎡とする。

◎貸付料(年額)

地番	地目	近傍類似固定資産税評価額(円/㎡)①	使用面積(㎡)②	率③	貸付料年額(円) ①×②×③
川内名7509-52	宅地	4,000	1,575.95	4/100	252,152

【建物】

◎算定方法 建物評価額(固定資産税評価額) × 6/100

◎貸付料(年額)

家屋番号	種別	建築年	床面積(㎡)	固定資産税評価額(円)①	率②	貸付料年額(円) ①×②
7509-52	工場	S60	657.83	9,203,421	6/100	1,091,124
	工場	H01	134.88	2,110,382		
	工場	H02	283.8	5,527,764		
	附属家	S60	49.68	320,960		
	附属家	S60	4.62	86,877		
	附属家	S60	6.45	47,221		
	附属家	H09	169.39	888,782		
合計			1306.65	18,185,407	6/100	1,091,124

(円未満切り捨て)

【貸付料年額】

【土地】 252,152円 前年度:264,759円 △12,607円

【建物】 1,091,124円 前年度1,223,029円 △131,905円

【合計】 1,343,276円 前年度1,487,788円 △144,512円

(以上)

		課室名		北川町総合支所地域振興課		
起案日		平成25年3月5日		決裁日		
				平成25年3月11日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者				主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313					
 		合 議 者				
						管財課長
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成23年10月1日付けでユニプラス滋賀㈱と締結した土地建物賃貸借契約について、別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありましたので、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

なお、更新に際しては、下記とおり貸付金額が変更されますので、別紙のとおり建物賃貸借契約変更契約を締結します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町川内名7509番地52(土地1筆、建物7棟)
2. 貸付の相手方 大阪府西区靱本町2丁目7番4号 ユニプラス滋賀株式会社 代表取締役 生嶋孝則
3. 使用目的 工場及び事務所として
4. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで
5. 貸付料 年額1,343,276円
6. 貸付料納付期限 年12回の分割払い(毎月末が納付期限) (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/㎡) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(白石地区): 4,000円/㎡

総貸付面積2,882.60㎡の内、建物の床面積1,306.65㎡については、建物賃借人が通常の使用方法にて使用できる敷地利用権の範囲内という事で、土地貸付料の算定面積から除外します。

したがって、貸付料算定に用いる使用面積は、2,882.60㎡-1,306.65㎡=1,575.95㎡とする。

◎貸付料(年額)

地番	地目	近傍類似固定資産税評価額(円/㎡) ①	使用面積(㎡) ②	率 ③	貸付料年額(円) ①×②×③
川内名7509-52	宅地	4,000	1,575.95	4/100	252,152

【建物】

◎算定方法 建物評価額(固定資産税評価額) × 6/100

◎貸付料(年額)

家屋番号	種別	建築年	床面積(㎡)	固定資産税評価額(円) ①	率 ②	貸付料年額(円) ①×②
7509-52	工場	S60	657.83	9,203,421	6/100	1,091,124
	工場	H01	134.88	2,110,382		
	工場	H02	283.8	5,527,764		
	附属家	S60	49.68	320,960		
	附属家	S60	4.62	86,877		
	附属家	S60	6.45	47,221		
	附属家	H09	169.39	888,782		
合計			1306.65	18,185,407	6/100	1,091,124

(円未満切り捨て)

【貸付料年額】

【土地】 252,152円 前年度:264,759円 △12,607円

【建物】 1,091,124円 前年度1,223,029円 △131,905円

【合計】 1,343,276円 前年度1,487,788円 △144,512円

(以上)

土地建物賃貸借契約更新申出書

平成25年 2月13日

延岡市長
首藤 正 治 殿

申 出 者

住 所 大 阪 市 西 区 鞆 本 町 2 丁 目 7 番 4 号

氏 名 ユニプラス滋賀株式会社



賃貸人 延岡市と賃借人 ユニプラス滋賀(株)との間で平成23年
10月1日付けで締結した土地建物賃貸借契約について、引続き下
記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約の
とおりで異存ありません。

土地・建物賃貸借契約書 (印)

賃貸人 延岡市 (以下「賃貸人」という。) と賃借人 ユニプラス滋賀㈱ (以下「賃借人」という。) とは、次の条項により市有地及び建物について賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 賃貸人は、その所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地	種類	地積・面積
延岡市北川町川内名 7509 番地 52	土地 (宅地)	1,575.95 m ²
延岡市北川町川内名 7509 番地 52	建物 (鉄骨造)	1,306.65 m ²

第3条 賃借人は、貸付物件を 工場及び事務所 として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

2 賃借人は、貸付期間満了後引き続き使用するときは、期限前 30 日までに賃貸人に申し出て契約を更新することができる。

第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) は、次のとおりとする。

土地	建物	合計
252,152 円	1,091,124 円	1,343,276 円

第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年 14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 浄化槽の維持管理にかかる経費は、賃借人の負担とする。

3 賃借人は、貸付物件の原状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により原状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

一 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。ただし、あらかじめ賃貸人の承認を受けた場合は、貸付物件を第三者に使用させることができる。

二 この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

一 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。

二 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。

三 賃借人が、破産したとき。

四 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を現状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 25 年 4 月 1 日

賃貸人 延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市

延岡市長 首藤 正治

賃借人 住所

氏名

印

土地・建物賃貸借契約書

賃貸人 延岡市 (以下「賃貸人」という。) と賃借人 ユニプラス滋賀㈱ (以下「賃借人」という。) とは、次の条項により市有地及び建物について賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。
- 第2条 賃貸人は、その所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地	種類	地積・面積
延岡市北川町川内名 7509 番地 52	土地 (宅地)	1,575.95 m ²
延岡市北川町川内名 7509 番地 52	建物 (鉄骨造)	1,306.65 m ²

- 第3条 賃借人は、貸付物件を 工場及び事務所 として使用する。
- 第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 2 賃借人は、貸付期間満了後引き続き使用するときは、期限前 30 日までに賃貸人に申し出て契約を更新することができる。
- 第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) は、次のとおりとする。

土地	建物	合計
252,152 円	1,091,124 円	1,343,276 円

- 第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。
- 第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。
- 第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年 14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。
- 第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 2 浄化槽の維持管理にかかる経費は、賃借人の負担とする。
- 3 賃借人は、貸付物件の原状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により原状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

- 第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。
- 一 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。ただし、あらかじめ賃貸人の承認を受けた場合は、貸付物件を第三者に使用させることができる。
 - 二 この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。
- 第11条 賃貸人は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。
- 一 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
 - 二 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。
 - 三 賃借人が、破産したとき。
 - 四 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。
- 2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。
- 第12条 賃借人は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。
- 第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を現状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- 第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。













平成 25 年 4 月 1 日

賃貸人 延岡市東本小路 2 番地 1
延岡市
延岡市長 首藤 正治



賃借人 住所
大坂市西区靱本町2丁目7番4号
ユニプラス滋賀株式会社
代表取締役 生嶋 孝



		課室名		北川町総合支所地域振興課				
起案日		平成25年3月13日		決裁日		平成25年3月18日		
課内		検討者				決裁者		
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長	
	 Tel 74313							
    		意見						
		合議者						
								管財課長
								
		意見						
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>		

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

九州電力株式会社より本総合支所管内の市有地について、別紙のとおり普通財産貸付の申請がありましたので、下記のとおり貸付を行います。なお、決裁の上は、別紙のとおり普通財産貸付書を交付します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町管内市有地 (九州電力本柱・支線等)
2. 貸付の相手方 延岡市東本小路96番地2 九州電力株式会社 延岡営業所 所長 宮元 武次
3. 使用目的 電柱(本柱・支柱)の敷設のため
4. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで (1年間)
5. 貸付料 年額57,472円
6. 貸付料納付期限 平成26年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

(ア) 本柱1本あたりの単価(第2種電柱)

延岡市道路占用条例の規程に基づく単価(本柱1本あたり年間) 1, 100円

(イ) 支柱1本あたりの単価(その他の柱類)

延岡市道路占用条例の規程に基づく単価(支柱1本あたり) 62円

(ウ) 支線1mあたりの単価(共架電線その他上空に設ける線類)

延岡市道路占用条例の規程に基づく単価(支線1mあたり) 6円

※ただし、本柱と支柱・支線は一体的なものであり、本柱で占用料を徴収する場合は、支柱・支線の占用料は免除する。

◎平成25年度の貸付料の算定

(ア) 本柱 $1,100\text{円/本} \times 52\text{本} = 57,200\text{円}$

(イ) 支柱 $62\text{円/本} \times 1\text{本} = 62\text{円}$

(ウ) 支線 $6\text{円/m} \times 35\text{m} = 210\text{円}$

合計 57,472円

以上

様式第9号(第18条)

普通財産貸付申請書

延岡営第 25-53 号
平成25年 3月 8日

延岡市長 首藤 正治 様

住所 延岡市東本小路96番地2
申請者 九州電力株式会社延岡営業所
氏名 所長 宮元 武次



次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表 示	種 類	①. 土 地 2. 建 物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町内一円
2. 借 受 目 的	用 途	配電線路電柱支線敷
	数 量	本柱52本、支線等76本 計128本
	理由(詳細に)	・電力供給のため(市有地の一部を使用しなければ配電線路を確保できないため)
3. 借 受 期 間	平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで	
4. 貸 付 料	有償 無償 減免を希望する場合はその理由	
5. 添 付 書 類	別紙のとおり	

占 用 料 算 定 一 覧 表

占用物件	占用料単価・数量等			金額	
電 柱	市	1,100 円	52 本	57,200	
	町	970 円	0 本	0	
その他の柱類	市	62 円	1 本	62	
	町	56 円	0 本	0	
支 線	市	6 円	7 本 5 m	210	
	町	6 円	0 本 5 m	0	
共 架 柱	市	6 円	0 本 90 m	0	
	町	6 円	0 本 90 m	0	
地中埋設管	外径 0.07m 未満	市	26 円	0 m	0
		町	24 円	0 m	0
	外径 0.07m ~ 0.10m 未満	市	37 円	0 m	0
		町	34 円	0 m	0
	外径 0.10m ~ 0.15m 未満	市	56 円	0 m	0
		町	51 円	0 m	0
	外径 0.15m ~ 0.20m 未満	市	74 円	0 m	0
		町	67 円	0 m	0
	外径 0.20m ~ 0.30m 未満	市	110 円	0 m	0
		町	100 円	0 m	0
	外径 0.30m ~ 0.40m 未満	市	150 円	0 m	0
		町	130 円	0 m	0
	外径 0.40m ~ 0.70m 未満	市	260 円	0 m	0
		町	240 円	0 m	0
	外径 0.70m ~ 1.00m 未満	市	370 円	0 m	0
		町	340 円	0 m	0
	外径 1.00m 以上	市	740 円	0 m	0
		町	670 円	0 m	0
変 圧 器	市	1,200 円	0 基	0	
	町	1,100 円	0 基	0	
マンホール	市	1,200 円	0 基	0	
	町	1,100 円	0 基	0	
2 次 占 用	市	6 円	0 m	0	
	町	6 円	0 m	0	
合 計				57,472	

占 用 物 件 一 覧 表

占 用 物 件						本柱 (占有)	備 考
電柱番号	本 柱	支 線	支 柱	支線柱	合 計		
134〜562		1			1	県有地	
242㊿815		1		1	2	民地	
244㊿355		1			1	民地	
244㊿371		1			1	県有地	
244㊿372		1			1	〃	
277ハ511		1			1	民地	
277ヒ052		1			1	〃	
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
合 計	0	7	0	1	8		

官庁口電柱番号内訳書

2013年 3月 7日

官庁口コード 452034100001
 官庁口名 キタカ・ワマチソウコ・ウシヨ(チイキシソウカ)
 所有区分 市町村
 支払区分 請求書
 共架区分 なし
 親申請 2007年 3月 31日 0001

許認可期限(親申請) 2013年 3月 31日
 申請対象本柱本数 52本
 申請対象支線等本数 76本
 申請対象電柱本数計 128本
 申請対象鉄塔基数 0本

担当	副長	課長

継続申請状況

電柱番号	地区別 区分	申 請		許認可年月日		本 柱 項 目				支線等本数		本柱所在地	路 線 番 号
		年月日	番号	年月日	番号	構造	地目	本数	面積	道路	道路以外		
044328300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
044328400	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
044338200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
044362800	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005						1	宮崎県 延岡市	
070348200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
103442200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			2	宮崎県 延岡市	
103454400	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005						1	宮崎県 延岡市	
107315500	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
134403100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
134431100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
134456100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
134456200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005						1	宮崎県 延岡市	
134457100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			3	宮崎県 延岡市	
141496300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
142307500	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
143305700	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
175317700	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005						1	宮崎県 延岡市	
208457200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
208467200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
208467300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			2	宮崎県 延岡市	
208497100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
208454200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005						2	宮崎県 延岡市	
208457100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
208475300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			2	宮崎県 延岡市	
208476200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				宮崎県 延岡市	
208476600	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				宮崎県 延岡市	
209303300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
209304500	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	他	1			3	宮崎県 延岡市	
209305800	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				宮崎県 延岡市	
209306100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				宮崎県 延岡市	

官庁口電柱番号内訳書

2013年 3月 7日

官庁口コード 452034100001
 官庁口名 キタカマチソウコウシヨ(チキシンコウカ)
 所有区分 市町村
 支払区分 請求書
 共架区分 なし
 親申請 2007年 3月 31日 0001

許認可期限(親申請) 2013年 3月 31日
 申請対象本柱本数 52 本
 申請対象支線等本数 76 本
 申請対象電柱本数計 128 本
 申請対象鉄塔基数 0 本

担当	副長	課長

継続申請状況

電柱番号	地区別 区分	申 請		許認可年月日		本 柱 項 目				支線等本数		本柱所在地	路 線 番 号	
		年月日	番号	年月日	番号	構造	地目	本数	面積	道路	道路以外			
209321200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
211371900	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
211381300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
211381800	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
211381900	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				4	宮崎県 延岡市	
211383100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
242368300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
242381500	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
242390300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
242392100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
242392400	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
243329700	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
243337700	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
243347200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
244335100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
244335500	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
244336600	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
244337100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
244337200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
276358300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
276358900	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
276359800	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
276369100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
277851100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
277872100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				2	宮崎県 延岡市	
277872200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
277873100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
277873200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
277873300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
277873300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	
277805200	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1				1	宮崎県 延岡市	

官庁口電柱番号内訳書

2013年 3月 7日

官庁口コード 452034100001
 官庁口名 キタカ・ワマチソウコウウシヨ(チイキシソウカ)
 所有区分 市町村
 支払区分 請求書
 共架区分 なし
 親申請 2007年 3月 31日 0001

許認可期限(親申請) 2013年 3月 31日
 申請対象本柱本数 52 本
 申請対象支線等本数 76 本
 申請対象電柱本数計 128 本
 申請対象鉄塔基数 0 本

担当	副長	課長
----	----	----

継続申請状況

電柱番号	地区別 区分	申 請		許認可年月日		本 柱 項 目				支線等本数		本柱所在地	路 線 番 号
		年月日	番号	年月日	番号	構造	地目	本数	面 積	道路	道路以外		
277ㇿ16100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
277ㇿ70100	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005						1	宮崎県 延岡市	
277^92300	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			2	宮崎県 延岡市	
277^92400	なし	2012/ 3/21	2451	2012/ 4/ 1	00005	単柱	宅	1			1	宮崎県 延岡市	
276358800	なし	2012/ 9/12	0126	2012/ 9/14	00051	単柱	他	1			1	宮崎県 延岡市	

普通財産貸付書

(第)

延北川地第 5 号

平成25年4月1日

九州電力株式会社延岡営業所

所長 新元 武次 様

延岡市長 首藤 正治

平成25年3月8日付で申請のあった普通財産の貸付については、
次の条件を付して貸し付ける。

1. 貸付財産名	土地
2. 所在地	延岡市北川町内一円
3. 貸付数量	本柱52本、支線等76本 計128本
4. 貸付目的	配電線路電柱支線敷
5. 貸付期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日
6. 貸付料	金57,472円
7. その他	延岡営第25-53号

貸付条件

1. 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
2. 貸付財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
3. 次の各号の一に該当するときは、貸付を取消又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 貸付条件に違反する場合
(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合
4. 貸付財産の原形を変更するとき又は、貸付目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
5. 借受人はその責に帰する理由により、貸付財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは損害を賠償しなければならない。
6. 貸付期間が満了したとき又は貸付を取り消したときは、すみやかに現状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日		平成25年3月13日		決裁日		平成25年3月18日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313						
合 議 者							
 							管財課長
広報のべおかへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>	

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

西日本電信電話株式会社より本総合支所管内の市有地について、別紙のとおり普通財産貸付の申請がありましたので、下記のとおり貸付を行います。なお、決裁の上は、別紙のとおり普通財産貸付書を交付します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町管内市有地 (NTT本柱・支線等)
2. 貸付の相手方 宮崎市広島1丁目5番3号 西日本電信電話株式会社 宮崎支店 支店長 池尻 親
3. 使用目的 電柱(本柱・支柱・支線)の敷設のため
4. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで
5. 貸付料 年額2,480円
6. 貸付料納付期限 平成26年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定

貸付料は延岡市道路占用料徴収条例により算定する。

本柱・・・年額 620円/本(第1種電話柱)×4本=2,480円 … ①

支柱・・・年額 62円/本(その他の柱類)×0本= 0円 …②

支線・・・年額 6円/m(共架電線その他上空に設ける線類)×0m= 0円 … ③

貸付料合計:①+②+③=2,480円

※ 平成25年度の貸付料の算定本数については、別紙一覧表のとおりとする。

なお、電柱・電話柱の本柱は、支線、支柱、支線柱を含めて一体的に電柱の機能をなしているため、

本柱で使用料を徴収すれば、支線、支柱、支線柱も含んでいることとして、使用料は徴収しない。

また、支線、支柱、支線柱のみが市有地内にある場合は、本柱分の使用料は徴収していないため、

別途使用料を徴収する。

平成25年度 NTT申請一覧

No.	線路名	本柱	支柱	支線柱	支線	備考
1	西脇分 2	1	2			①に該当 (旧瀬口児童館)
2	原田支 28R22				1	①に該当 野鶴市有地(本柱は市道敷)
3	細見支 1	1				①に該当 深瀬市有地
4	野峰支 25			1	1	①に該当 野峰市有地(本柱は農道敷)
5	俵野幹 6	1			2	①に該当 俵野市有地(長井6773番地)
6	俵野幹 8R1R1	1			1	①に該当 俵野市有地(長井6773番地)
合 計		4	2	1	5	
貸付料徴収数		4	0	0	0	

- ① 市有地内に本柱とともに支線、支柱、支線柱がある場合は、本柱分の使用料を徴収し、支線、支柱、支線柱は徴収しない。
- ② 市有地外に本柱があり、市有地内に支線、支柱、支線柱がある場合は、支線、支柱、支線柱の使用料は徴収する。

普通財産貸付申請書

N西九宮設 第 310 号
平成 25 年 3 月 7 日

延岡市長 殿

(主管: 地域振興課 総務防災係)

申請者 〒880-8539
住所 宮崎市広島1丁目5番3号
氏名 西日本電信電話株式会社
宮崎支店
支店長 池 尻 親

連絡先 NTT西日本-九州 宮崎事業部
所外設備管理担当 河野 格男
Tel 0985-54-3692

次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表 示	種 類	①土地 2. 建物 3. その他 ()
	所在地	市有地 北川町一円
2. 借 受 目 的	用 途	認定電気通信事業の用に供するため
	数 量	別紙のとおり
	理由(詳細に)	・通信設備を引続き使用したいため
3. 借 受 期 間	平成25年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日	
4. 貸 付 料	(有償) 無償	
	減免を希望する場合はその理由	
5. 添 付 書 類	明細書、位置図	

電柱等明細表

No.	線路名	本柱	支柱	支線柱	支線	備考	ビル名
1	西脇分 2	1	2			旧瀬口児童館	【北川】
2	原田支 28R22				1	野鶴市有地 (本柱が市道)	【 " 】
3	細見支 1	1				深瀬市有地	【 " 】
4	野峯支 25			1	1	野峰市有地 (本柱が農道敷)	【 " 】
5	俵野幹 6	1			2	北川町長井6773番地 延北川地第6-2号	【 " 】
6	" 8R1R1	1			1	北川町長井6773番地 延北川地第6-1号	【 " 】
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合 計		4	2	1	5		

大字川内名 3 2 7 1

大字川内名 3 2 7 2 - 1

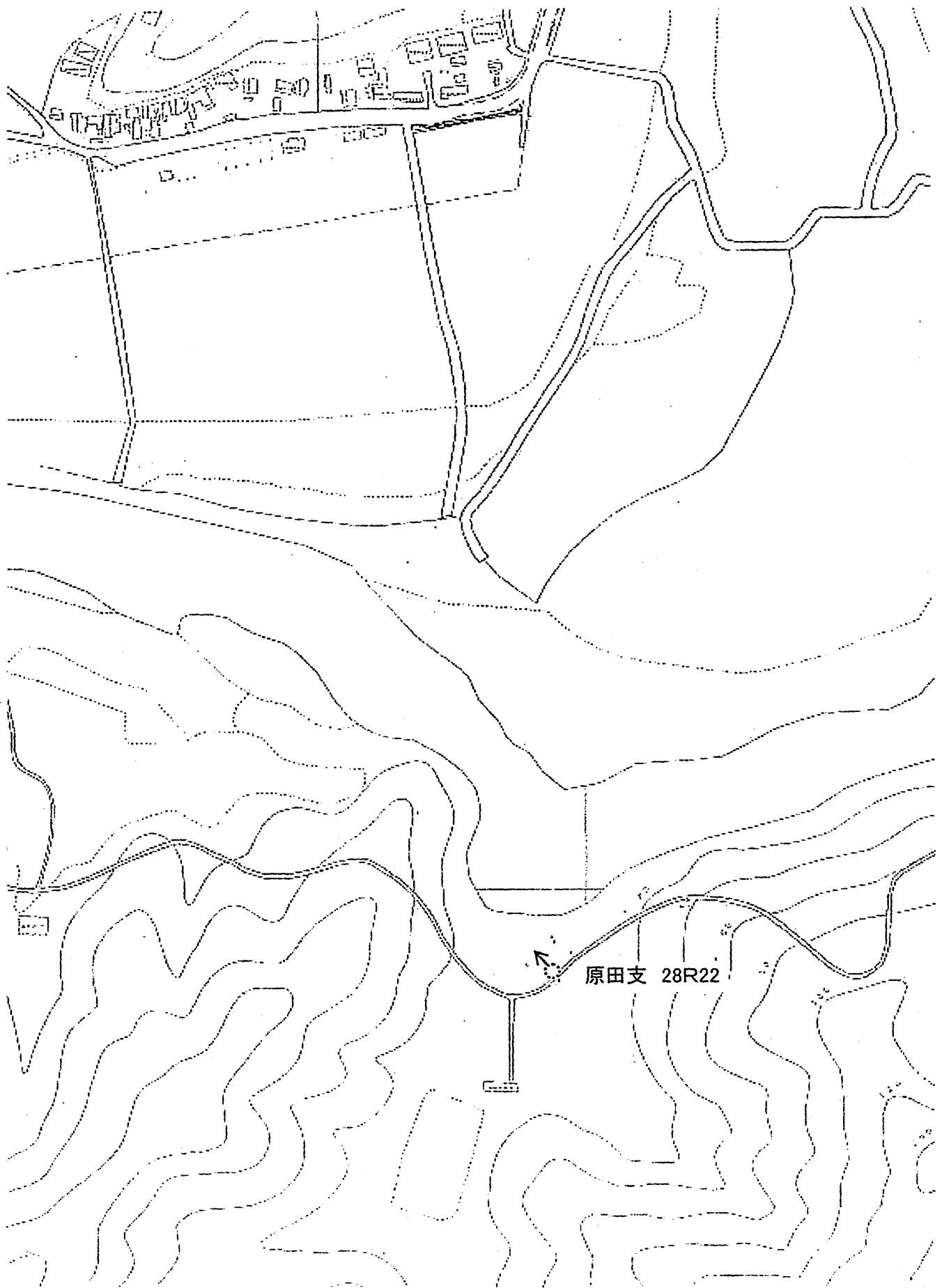
大字川内名 3 2 6 9 - 1

大字川内 3 2 7

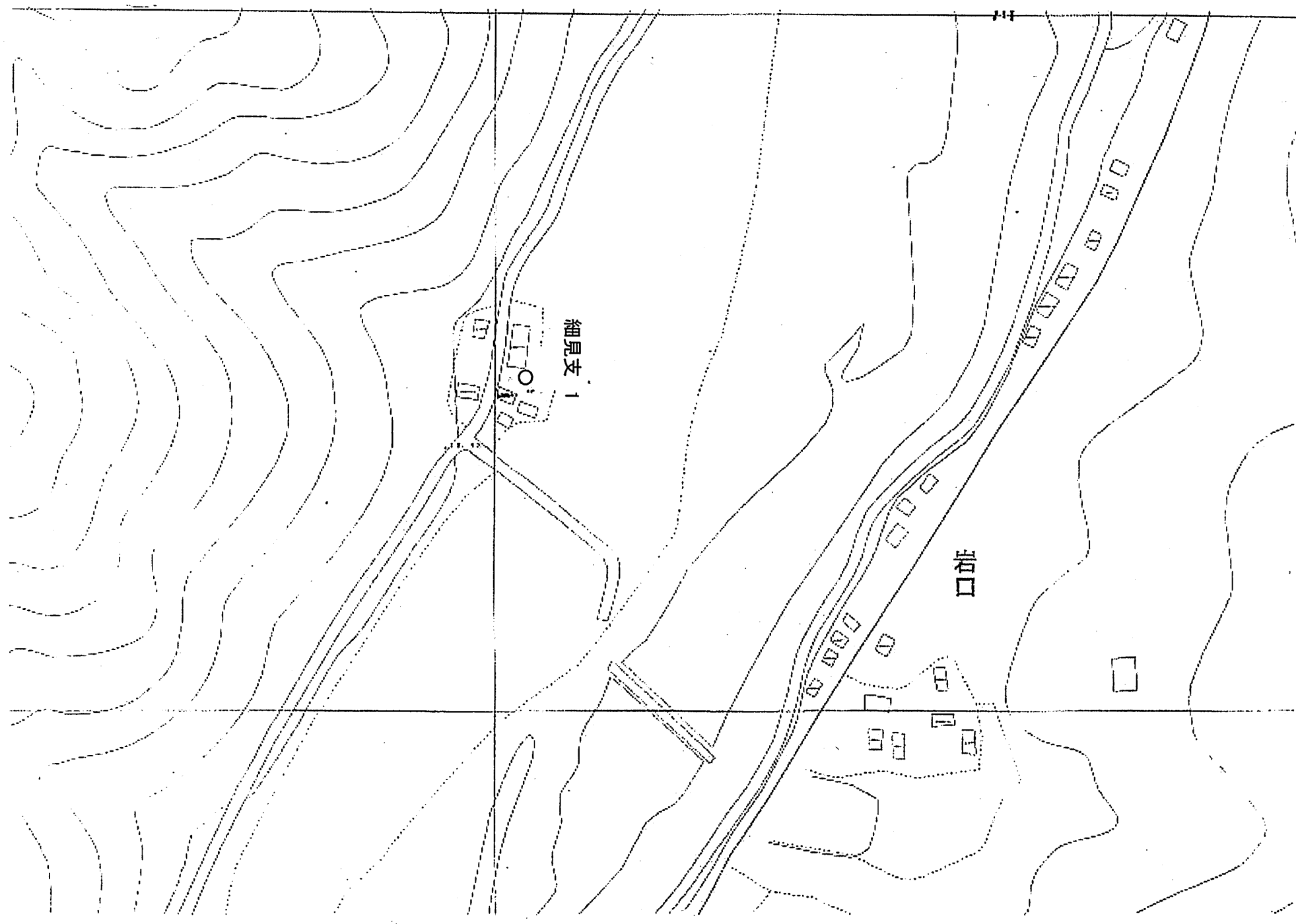
瀬

西階分 2



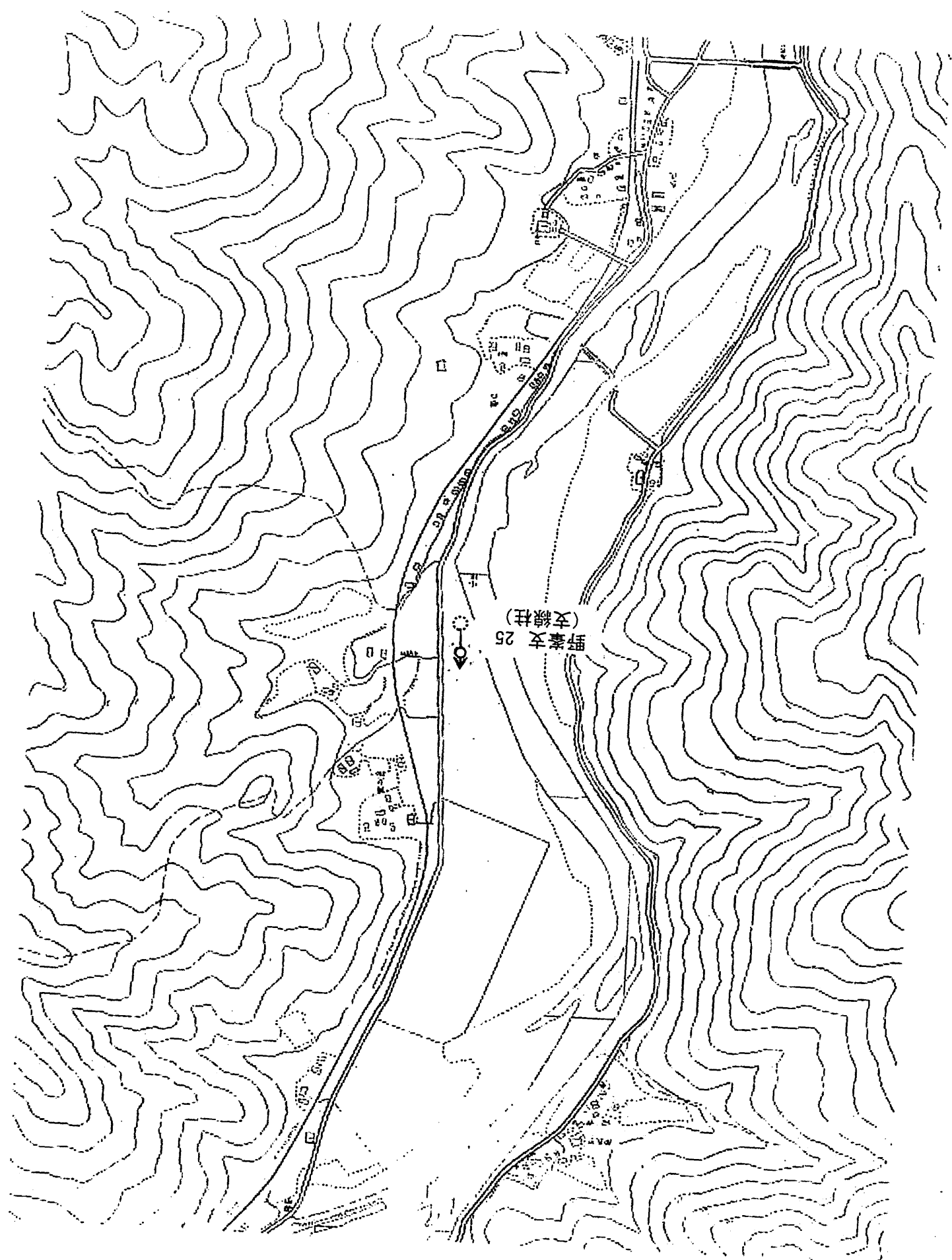


原田支 28R22



細見支 1

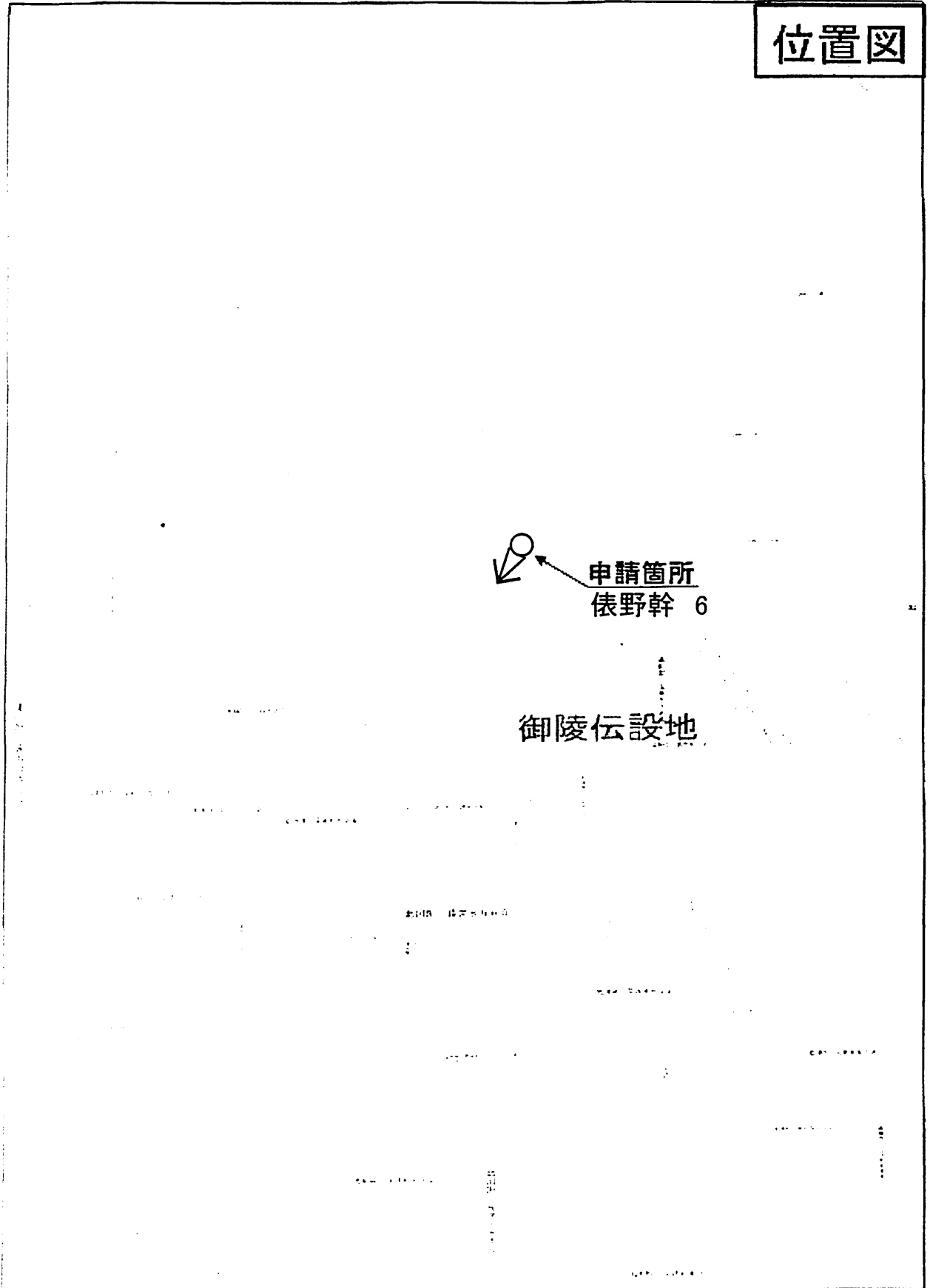
坂口



位置図

申請箇所
依野幹 6

御陵伝設地



位置図

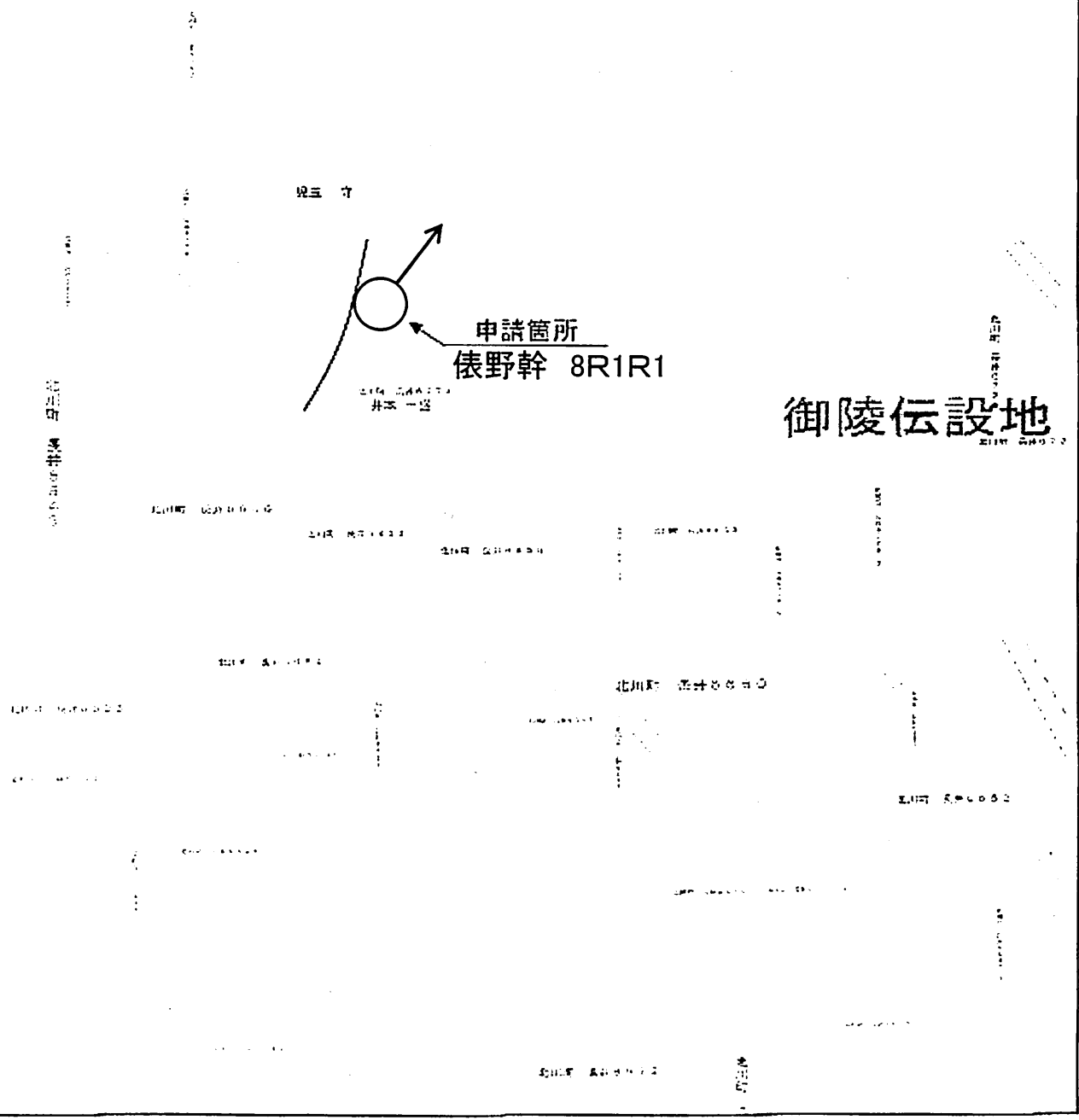
現三 寸



申請箇所
俵野幹 8R1R1

井水 一區

御陵伝設地



普通財産貸付書 (7)

延北川地第 6 号

平成 25 年 4 月 1 日

西日本電信電話株式会社

宮崎支店 支店長 池尻 親 様

延岡市長 首 藤 正 治

平成 25 年 3 月 7 日付で申請のあった普通財産の貸付申請については、
次の条件を付して貸し付ける。

1. 貸付財産名	市有地
2. 所在地	北川町内一円
3. 貸付数量	本柱 4 本、支柱 2 本、支線柱 1 本、支線 5 本 (NTT 電話柱)
4. 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため
5. 貸付期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日
6. 貸付料	金 2, 480 円 /
7. その他	N 西九宮設 第 710 号分 (平成 25 年 3 月 7 日付申請)

貸付条件

1. 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
2. 貸付財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
3. 各号の一に該当するときは、貸付を取消又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 貸付条件に違反する場合
(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合
4. 貸付財産の原形を変更するとき又は、貸付目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
5. 借受人はその責に帰する理由により、貸付財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは損害を賠償しなければならない。
6. 貸付期間が満了したとき又は貸付を取り消したときは、すみやかに現状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日		平成25年3月5日		決裁日		平成25.3月11日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel. 7438.						
 		合議者					
							管財課長
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/>	

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成21年2月20日付け(平成21年4月1日付一部変更契約済)で(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモと締結した土地賃貸借契約について、別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありましたので、これを延長します。

記

- 貸付物件 延岡市北川町長井6562番地6の一部 現況地目:宅地 面積:4㎡
- 貸付の相手方 福岡市中央区渡辺通2丁目6番1号 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員九州支社長 国枝俊成
- 使用目的 移動通信用基地局設備用
- 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで(1年間)
- 貸付料 年額4,800円 ※前年度同額
- 貸付料納付期限 平成26年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条及び延岡市道路占用条例第2条の規定を準用する。

【法第32条第1項第1号 その他の工作物】

◎貸付料(年額) $1,200\text{円}/\text{m}^2 \times 4\text{m}^2 = 4,800\text{円}$

以上

土地建物賃貸借契約更新申出書

平成25年2月8日

延岡市長
首藤正治 殿

申出者

住所

福岡市中央区渡辺通2-6-1

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

執行役員
九州支社長

国枝俊成

氏名



賃貸人 延岡市と賃借人 (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間
で平成21年2月20日付けで締結した土地賃貸借契約 (平成21
年4月1日付け一部変更契約) について、引続き下記のとおり借り
受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約の
とおりで異存ありません

延北川地第 6 号
平成 25 年 4 月 1 日

株式会社 エヌ・エフ・ドコモ 様

延岡市長 首 藤 正 治

土地・建物賃貸借契約の契約期間更新について

平成 25 年 2 月 8 日付けで申出がありました、土地・建物賃貸借契約の更新につきましては、貴殿からの申出のとおり、契約期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間延長いたします。

文書取扱

北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北 林

電話：0982-46-5010

FAX：0982-46-2223

		課室名		北川町総合支所地域振興課				
起案日		平成25年3月5日		決裁日				
				平成25年3月11日				
課内		検討者				決裁者		
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長	
	 Tel 74313							
 		合議者						
							管財課長	
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/>		

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成22年4月1日付けでソフトバンクモバイル(株)と締結した土地賃貸借契約について、別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありました。つきましては、申し出を認め、引き続き1年間契約を更新します。

記

- 貸付物件 延岡市北川町長井5565番地8の一部 現況地目:宅地 面積:4.926㎡、地中配線115.9m
- 貸付の相手方 福岡市博多区博多駅東2丁目6番1号 ソフトバンクモバイル(株)
- 使用目的 移動通信用基地局設備用
- 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで(1年間)
- 貸付料 年額8,943円 ※前年度同額
- 貸付料納付期限 平成26年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条及び延岡市道路占用条例第2条の規定を準用する。

① 鉄塔部分(道路法(以下「法」とする。)第32条第1項第1号中「その他の工作物」)

$$1,200\text{円}/\text{m}^2 \times 5\text{m}^2 (1\text{m}^2\text{未満端数切上げ}) = 6,000\text{円}$$

② 地中配線(法第32条第1項第1号中「地下電線」)

$$4\text{円}/\text{m} \times 42\text{m} (1\text{m}\text{未満端数切上げ}) = 168\text{円}$$

③ 埋設鋼管(法第32条第1項第2号中「外径が0.1m未満のもの」)

$$37\text{円}/\text{m} \times 75\text{m} (1\text{m}\text{未満端数切上げ}) = 2,775\text{円}$$

$$\text{合計①+②+③} = 8,943\text{円}$$

以上

土地建物賃貸借契約更新申出書

平成25年2月27日

延岡市長
首藤正治 殿

申出者

住所 福岡市博多区博多駅東2丁目6番1号

ソフトバンクモバイル株式会社

氏名 九州技術課 部長 岸 秀樹



賃貸人 延岡市と賃借人 ソフトバンクモバイル（株）との間で
平成22年4月1日付けで締結した土地賃貸借契約について、引続
き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約の
とおりで異存ありません

延北川地第 5 号
平成 25 年 4 月 1 日

ソフトバンク
株式会社 様

延岡市長 首 藤 正 治

土地・建物賃貸借契約の契約期間更新について

平成 25 年 2 月 21 日付けで申出がありました、土地・建物賃貸借契約の更新につきましては、貴殿からの申出のとおり、契約期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間延長いたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北 林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日		平成25年3月5日		決裁日		平成25年3月11日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313						
 		合 議 者					
							管財課長
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/> 否	

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成23年4月1日付けで延岡地区森林組合と締結した土地建物賃貸借契約について、別紙のとおり引き続き1年間の契約更新の申し出がありました。つきましては、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町川内名6980-1(建物1棟:床面積160.02㎡)
2. 貸付の相手方 延岡市大武町787番地1 延岡地区森林組合 代表理事組合長 甲斐斗志也
3. 使用目的 同組合北川支所の事務所として
4. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで(1年間)
5. 貸付料 年額32,770円
6. 貸付料納付期限 平成25年4月30日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【建物】

◎算定方法 建物評価額(固定資産税評価額) × 6/100

※建物評価額については、当該建物は市有物件のため固定資産税評価額が無いため、下記のとおり算定する。

(ア) 当該建物の同建築年・同構造・同用途の建物の1㎡あたりの固定資産税の評価額(平均値): 5,186円...①

(昭和40年築、木造瓦葺平屋建、事務所)

(イ) 建物床面積: 160.02㎡...②

(ウ) 当該建物の理論上の評価額 ①×②=829,863円...③

なお、当該建物は平成18年度に壁等の補修を行ったため、その費用262,500円...④も評価額に加える。

よって、建物評価額は、③+④=1,092,363円とする。

◎貸付料(年額) 1,092,363円×6/100=65,541円(円未満端数切捨て)※前年度同額

【建物貸付料の減額】

上記の算定により年間の貸付料は、65,541円となるが、賃貸借契約の相手方が延岡地区森林組合なので、延岡市財産条例第1条第1号並びに延岡市公有財産取扱規則第2条第2項の規定により1/2の減額貸付とする。

(森林組合への他の貸付も同様の取扱である。)

よって、年間の貸付料は

65,541円×1/2=32,770円となる。(円未満端数切捨て)

建物賃貸借契約更新申出書

平成 25 年 2 月 13 日

延岡市長
首 藤 正 治 殿

申 出 者

住 所 宮崎県延岡市大武町787番地
延岡地区森林組合
氏 名 代表理事組合長 甲斐 斗志也

賃貸人 延岡市と賃借人 延岡地区森林組合との間で平成 23 年
4 月 1 日付けで締結した建物賃貸借契約について、引続き下記のと
おり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約の
とおりで異存ありません

延北川地第 8 号
平成 25 年 4 月 1 日

延岡地区森林組合
代表理事組合長 甲斐斗志也 様

延岡市長 首藤正治

建物賃貸借契約の契約期間更新について

平成 25 年 2 月 13 日付けで申出がありました、建物賃貸借契約の更新につきましては、貴殿からの申出のとおり、契約期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間延長いたします。

文書取扱

北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日		平成25年3月5日		決裁日		平成25年3月11日		
課内		検討者				決裁者		
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長	
	 Tel. 74313							
 		合議者						
							管財課長	
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否		

件名：市有地の普通財産の貸付けについて













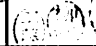

(別紙 枚)

平成19年4月1日付け(平成23年4月1日付一部変更契約済)で株式会社北川はゆまと締結した建物賃貸借契約について別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありました。つきましては、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

記

- 貸付物件 延岡市北川町川内名7021番地(建物) 曾立倉庫の一部12.6㎡
- 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- 貸付料 年額3,436円
- 納付期限 平成25年4月30日
- 相手方 延岡市北川町長井5751番地1 株式会社 北川はゆま (裏面につづく)

課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日		平成25年3月5日		決裁日		平成25.3.11日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel. 74313						
合 議 者							
     							管財課長
							
							  
広報のべおかへの掲載		要 ・ 否		ホームページへの掲載		要 ・ 否	

件名：市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成19年4月1日付け(平成23年4月1日付一部変更契約済)で株式会社北川はゆまと締結した建物賃貸借契約について別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありました。つきましては、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

記

- 1. 貸付物件 延岡市北川町川内名7021番地(建物) 曾立倉庫の一部12.6㎡
- 2. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- 3. 貸付料 年額3,436円
- 4. 納付期限 平成25年4月30日
- 5. 相手方 延岡市北川町長井5751番地1 株式会社 北川はゆま (裏面につづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【建物】

◎算定方法 建物評価額(固定資産税評価額) × 6/100

※建物評価額については、当該建物は市有物件のため固定資産税評価額が無い場合、下記のとおり算定する。

(ア) 当該建物の同建築年・同構造・同用途の建物の1㎡あたりの固定資産税の評価額(平均値): 4,546円













(昭和44年築、木造、事務所)

(イ) 建物床面積: 12.6㎡

◎貸付料(年額) 4,546円 × 12.6㎡ × 6/100 = 3,436円(円未満端数切捨て)

以上

課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日		平成25年3月5日		決裁日		平成25年3月11日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313						
合 議 者							
     							管財課長
							
							
広報のべおかへの掲載		要 ・ 否		ホームページへの掲載		要 ・ 否	

件名：市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成19年4月1日付け(平成23年4月1日付一部変更契約済)で株式会社北川はゆまと締結した建物賃貸借契約について別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありました。つきましては、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

記

- 1. 貸付物件 延岡市北川町川内名7021番地(建物) 曾立倉庫の一部12.6㎡
- 2. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
- 3. 貸付料 年額3,436円
- 4. 納付期限 平成25年4月30日
- 5. 相手方 延岡市北川町長井5751番地1 株式会社北川はゆま (裏面につづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【建物】

◎算定方法 建物評価額(固定資産税評価額) × 6/100

※建物評価額については、当該建物は市有物件のため固定資産税評価額が無いため、下記のとおり算定する。

(ア) 当該建物の同建築年・同構造・同用途の建物の1㎡あたりの固定資産税の評価額(平均値): 4,546円

(昭和44年築、木造、事務所)

(イ) 建物床面積: 12.6㎡

◎貸付料(年額) $4,546円 \times 12.6㎡ \times 6/100 = 3,436円$ (円未満端数切捨て)

以上

建物賃貸借契約更新申出書

平成25年2月22日

延岡市長
首藤 正 治 殿

申 出 者

住 所 〒889-0017 宮崎県延岡市北川町長井5751番地1

株式会社北川はゆま

氏 名 代表取締役社長 首藤 正



賃貸人 延岡市と賃借人 (株)北川はゆまとの間で平成19年4月1日付けで締結した建物賃貸借契約(平成23年4月1日付け一部変更契約)について、引続き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約のとおりで異存ありません

延北川地第 9 号
平成 25 年 4 月 1 日

(株) 北川町ま 様

延岡市長 首 藤 正 治

建物賃貸借契約の契約期間更新について

平成 25 年 2 月 22 日付けで申出がありました、建物賃貸借契約の更新につきましては、貴殿からの申出のとおり、契約期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間延長いたします。

文書取扱

北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北 林

電話：0982-46-5010

FAX：0982-46-2223

課室名 北川町総合支所地域振興課

日 平成 25 年 3 月 5 日 決 裁 日 平成 25 年 3 月 11 日

内 検 討 者 決 裁 者

起 案 責 任 者 主幹兼課長補佐 課 長



Tel 74313



合 議 者

管財課長



広報のべおかへの掲載

要 ・ (否)

ホームページへの掲載

要 ・ (否)

件 名 普通財産(建物)の貸付けについて

(別紙 枚)

平成22年6月17日付けで旧祝子川教職員住宅入居者の [redacted] と締結した建物賃貸借契約について、別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありました。つきましては、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

記

- 1. 貸付物件 (種別)建物 (所在)延岡市北川町川内名10508番地 (床面積)51㎡
※旧祝子川小学校教職員住宅
- 2. 貸付の相手方 延岡市北川町 [redacted]
- 3. 使用目的 住居として
- 4. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで (1年間)
- 5. 貸付料 年額 26,867円
- 6. 貸付料納付方法 毎月払い (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【建物】

◎算定方法 建物評価額 × 6/100

建物評価額(資産税課算定) 447,784円

◎貸付料(年額) 447,784円 × 6/100 = 26,867円(円未満切り捨て)

以上

建物賃貸借契約更新申出書

平成25年 2月 14日

延岡市長
首 藤 正 治 殿

申 出 者

住 所

延岡市北川町

氏 名

賃貸人 延岡市と賃借人 [REDACTED]との間で平成22年6月17日付けで締結した建物賃貸借契約書について、引続き下記のとおり借り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約のとおりで異存ありません

延北川地第 10 号
平成25年4月1日

様

延岡市長 首藤 正治

建物賃貸借契約の契約期間更新について

平成25年2月14日付けで申出がありました、建物賃貸借契約の更新につきましては、貴殿からの申出のとおり、契約期間を平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間延長いたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

		課室名		北川町総合支所地域振興課				
起案日		平成25年3月5日		決裁日				
				平成25年3月11日				
課内		検討者				決裁者		
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長	
	 Tel 74313							
 		合議者						
							管財課長	
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否		

件名：市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

平成23年4月1日付けて、氏と契約を締結した建物賃貸借契約について、別紙のとおり引続き1年間の契約更新の申し出がありました。つきましては、申し出を認め、引続き1年間契約を更新します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町川内名3269番地1(建物) 旧瀬口児童館一部18㎡
2. 貸付期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
3. 貸付料 年額13,454円
4. 納付期限 平成25年4月31日
5. 相手方 延岡市 (裏面につづく)

6. 使用目的 カヌーの保管場所として

7. 貸付料の算定根拠

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【建物】

◎算定方法 建物評価額(固定資産税評価額) × 6/100

当該建物の評価額(資産税課算定) 2,764,914円(総床面積:221.94㎡)

◎貸付料(年額) $2,764,914円 \times 18㎡ / 221.94㎡ \times 6 / 100 = 13,454円$ (円未満端数切捨て)

以上

建物賃貸借契約更新申出書

平成25年 2月20日

延岡市長
首藤 正治 殿

申出者

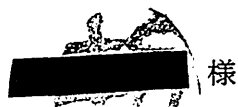
住所 延岡市

氏名

賃貸人 延岡市と賃借人 [REDACTED]との間で平成23年4月1日
付けで締結した建物賃貸借契約書について、引続き下記のとおり借
り受けたいので、契約の更新をお願いします。

1. 賃借期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日
2. その他 契約期間以外の条項については、原契約の
とおりで異存ありません

延北川地第 11 号
平成 25 年 4 月 1 日















延岡市長 首藤 正治

土地・建物賃貸借契約の契約期間更新について

平成 25 年 2 月 20 日付けで申出がありました、建物賃貸借契約の更新につきましては、貴殿からの申出のとおり、契約期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間延長いたします。

文書取扱
北川町総合支所地域振興課
総務防災係 北林
電話：0982-46-5010
FAX：0982-46-2223

		課室名		北川町総合支所地域振興課				
起案日		平成25年4月1日		決裁日				
				平成25年 4 月 / 日				
課内		検討者				決裁者		
担当者	起案責任者					課長補佐	課長	
	Tel 74313							
    		意見						
		合 議 者						
								管財課長
								
		意見					  	
広報のべおかへの掲載		要 ・ <input checked="" type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要 ・ <input checked="" type="radio"/> 否		

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。

なお、決裁の上は、別紙のとおり平成25年度分の費用負担契約を締結します。

記

1. 貸付物件 (種別)土地 (所在)延岡市北川町長井4580番地1 (面積)903.13㎡
2. 貸付の相手方 延岡市愛宕町2-15 宮崎県延岡土木事務所長
3. 使用目的 北川水防災対策特定河川事業における宅地嵩上げに伴う仮設住宅設置用地として
4. 貸付期間 平成25年4月1日～平成28年3月31日まで(3年間)
5. 貸付料 年額689,086円
6. 貸付料納付期限 平成26年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

宮崎県との協議により、「宮崎県土木工事施工に伴う損失補償基準運用規則」に準じて算出する。

貸付率6/100（本市財産条例の場合4/100）

◎貸付物件

① 延岡市北川町長井4580番地1 【 区画1 】 202.91㎡

② 延岡市北川町長井4580番地1 【 区画2 】 202.92㎡

③ 延岡市北川町長井4580番地1 【 区画3 】 226.48㎡

④ 延岡市北川町長井4580番地1 【 区画5 】 270.82㎡

◎算定方法

$(42,000\text{円(坪単価)} \div 3.3) \times 6/100 = 763\text{円} \cdots \text{㎡あたり単価}$

※参考:本市財産条例により算出した場合の単価

$4,700\text{円(固定資産税評価額)} \times 4/100 = 188\text{円}$

◎平成25年度貸付料(年額) ※円未満端数は切り捨て

区画	面積	単価	貸付料
区画1	202.91㎡	763円	154,820円
区画2	202.92㎡	763円	154,827円
区画3	226.48㎡	763円	172,804円
区画4	270.82㎡	763円	206,635円
合計			689,086円

ただし、事業進捗により仮設住宅用地が不要となり、用地の返還による貸付期間の変更があった場合は、貸付料を再算定するものとする。この場合の貸付料については、月割計算により算出した額とし、さらに貸付期間に一箇月未満の端数があるときは、一箇月に満たない部分については、日割り計算により算出するものとする

普通財産貸付申請書



平成25年4月1日

延岡市長 首藤正治 様

住所 延岡市愛宕町2-15
申請者

氏名 延岡土木事務所長 大迫 忠敏



次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の表示	種類	①. 土地 2. 建物 3. その他()
	所在地	延岡市北川町長井4580番地1
2. 借受目的	用途	笹首分譲地の1~3、5号地
	数量	903.13㎡
	理由(詳細に)	北川水防災事業に係る仮設住宅建設用地として
3. 借受期間	平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日 但し、事業進捗により仮設住宅用地が不要になった場合は、 随時用地返還を行う	
4. 貸付料	②. 有償 無償 ※減免を希望する場合はその理由 別紙の算出基礎による	
5. 添付種類	借用位置図、土地図面、写真	

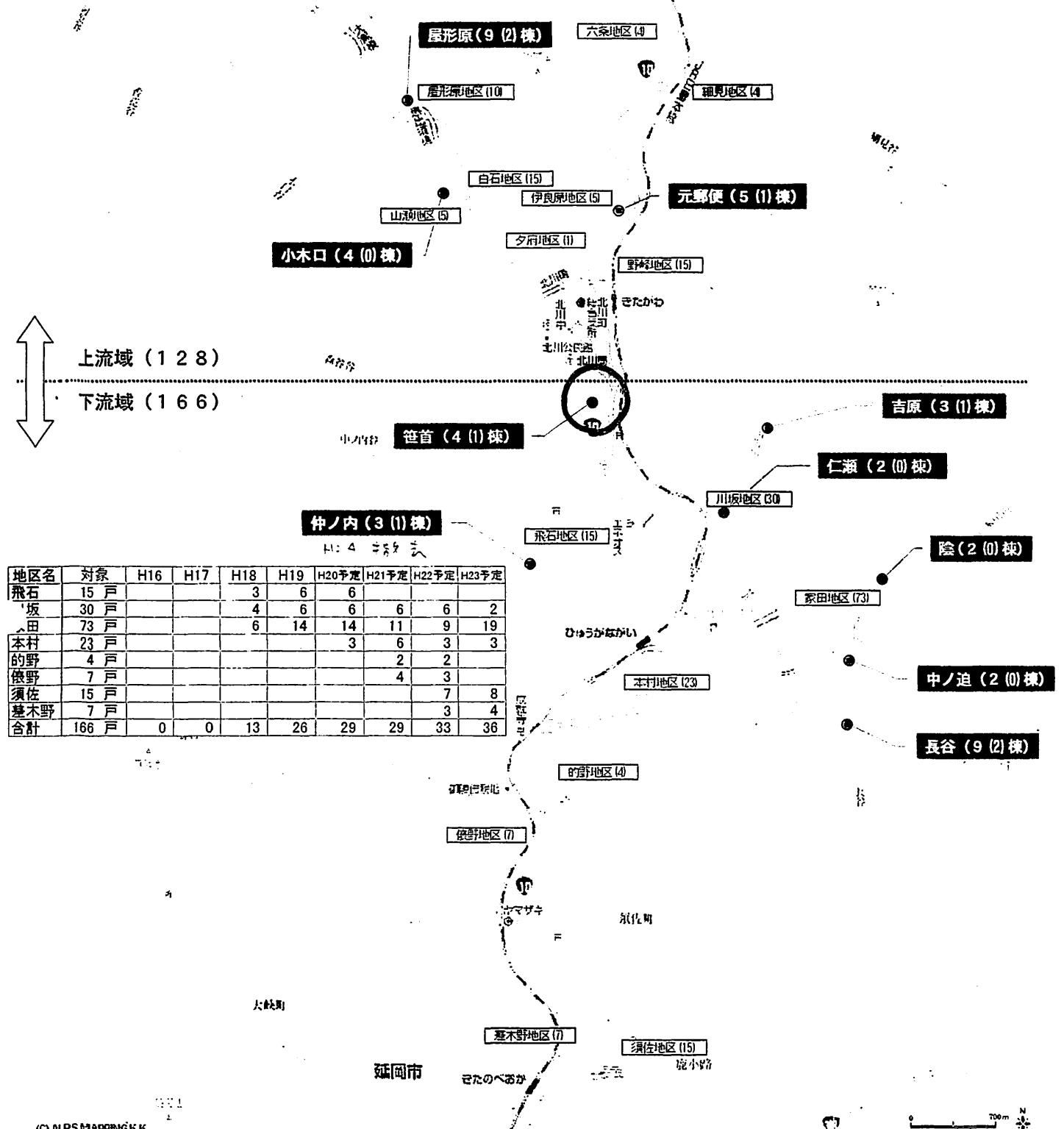
北川水防災対策特定河川事業 全体計画

平成 18 年度までに建設済みの仮設住宅

平成 19 年度建設予定の仮設住宅

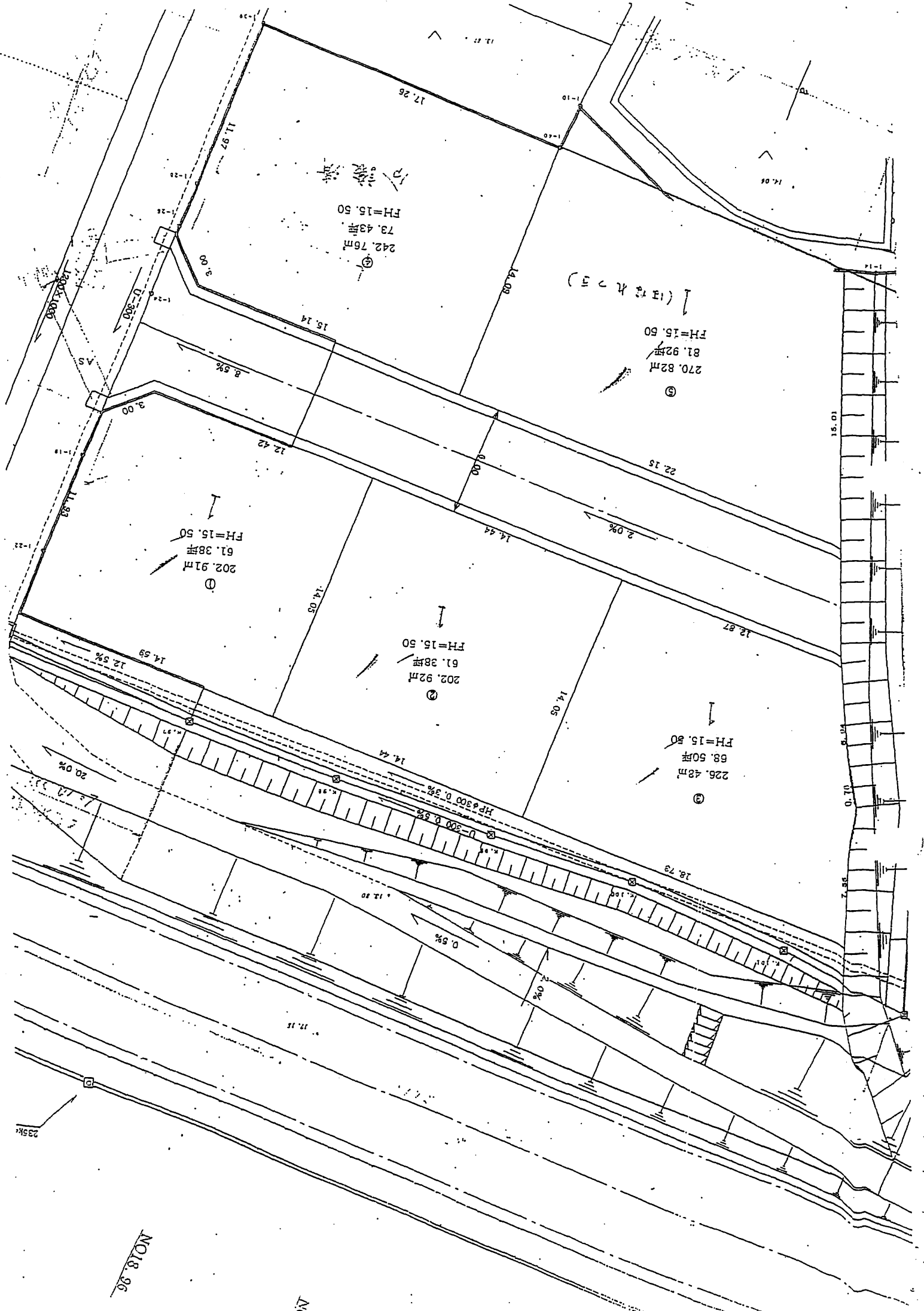
(0) は別棟の数

地区名	対象	H16	H17	H18	H19	H20 予定	H21 予定	H22 予定	H23 予定
白石	15 戸		9	5					1
夕府	1 戸		1						
山瀬	5 戸			1	1				3
屋形原	10 戸		5	5					
野崎	15 戸				3	3	3	3	3
伊良原	5 戸			2				3	
六条	4 戸			2				1	1
細見	4 戸			2			1	1	
深瀬	12 戸			1		5	4	2	
瀬口	19 戸				13		1		5
足久	8 戸					4	2	2	
白木	5 戸				2	1	1		1
属平	2 戸				1				1
西之脇	12 戸				2	3	3	2	2
猪之島	4 戸				2		1	1	
泉木	4 戸				1		1	2	
石原	3 戸					2	1		
合計	128 戸	0	15	18	25	18	18	17	17



上流域 (128)
下流域 (166)

地区名	対象	H16	H17	H18	H19	H20 予定	H21 予定	H22 予定	H23 予定
飛石	15 戸			3	6	6			
坂	30 戸			4	6	6	6	6	2
田	73 戸			6	14	14	11	9	19
本村	23 戸					3	6	3	3
的野	4 戸						2	2	
依野	7 戸						4	3	
須佐	15 戸							7	8
基木野	7 戸							3	4
合計	166 戸	0	0	13	26	29	29	33	36



242.76m
73.43m
FH=15.50

270.82m
81.92m
FH=15.50

202.91m
61.38m
FH=15.50

202.92m
61.38m
FH=15.50

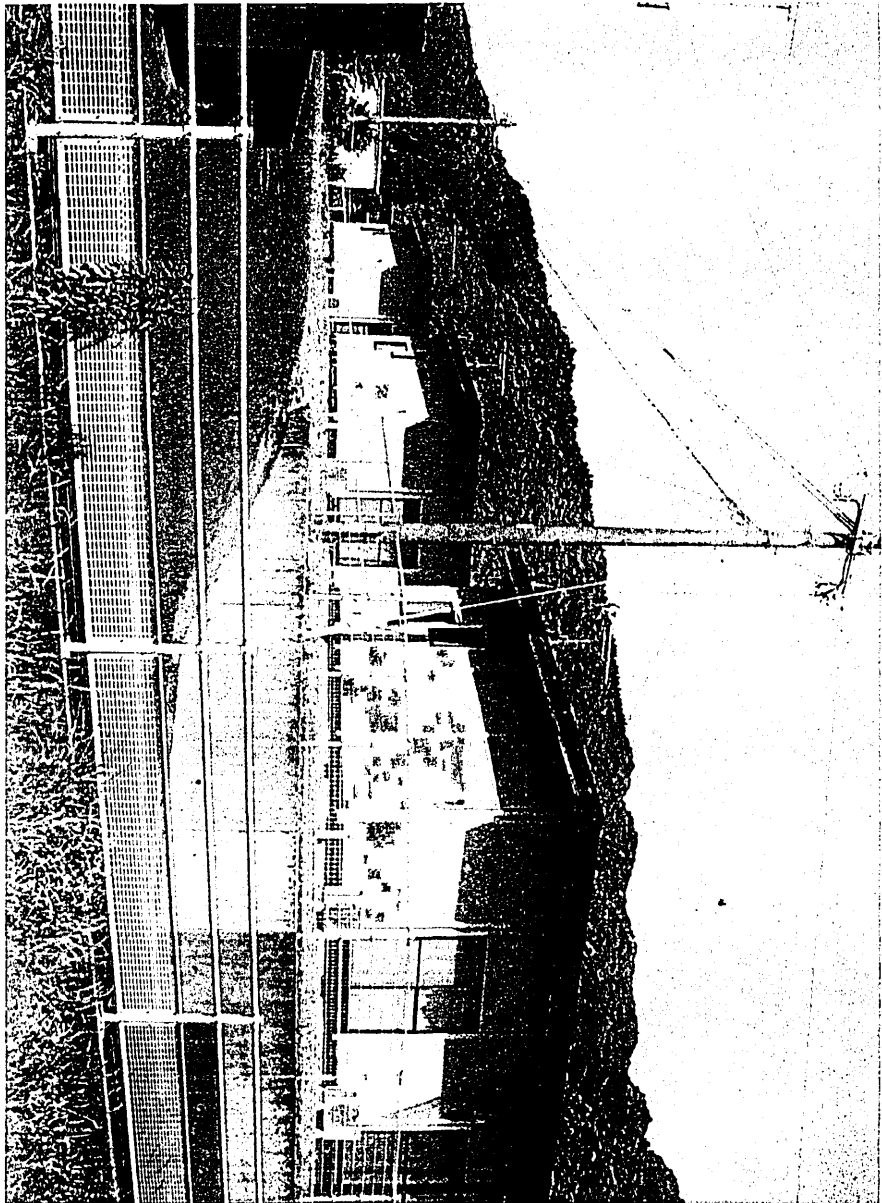
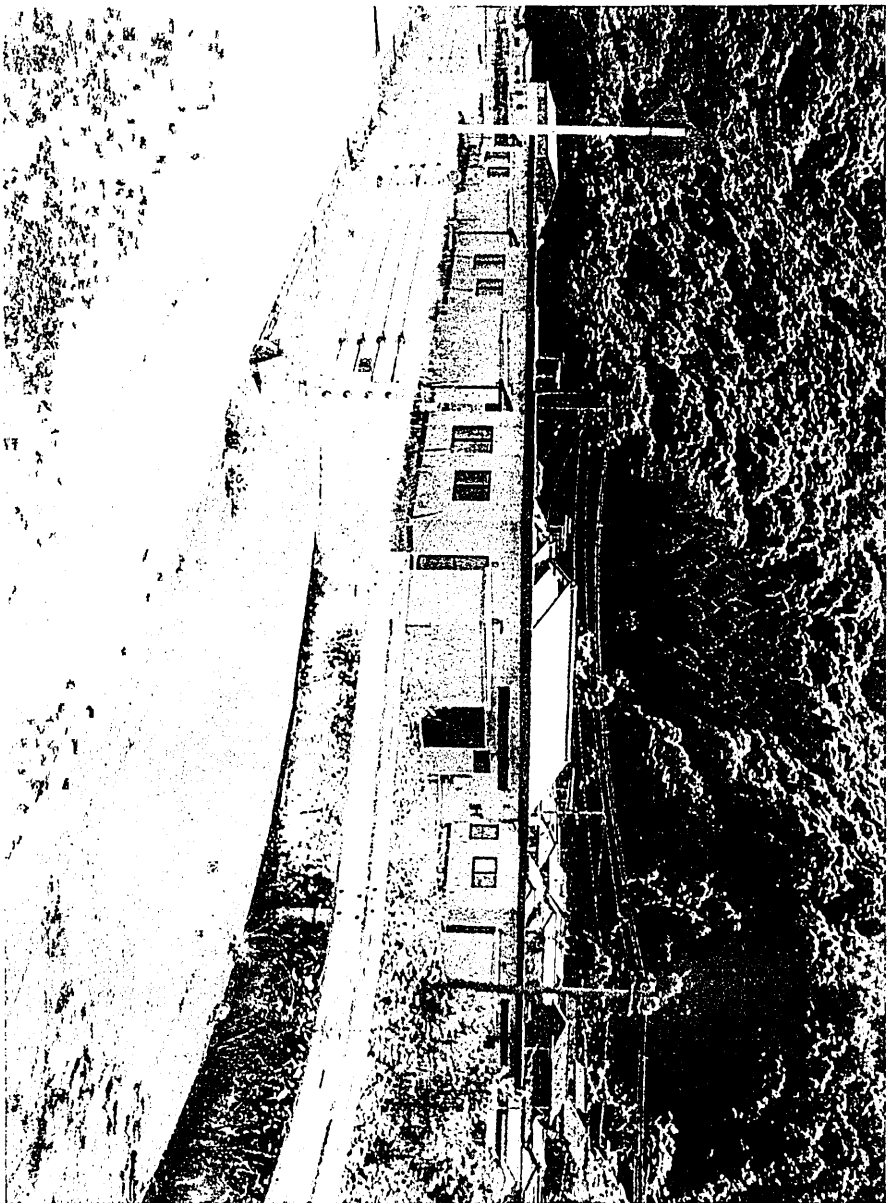
226.48m
68.50m
FH=15.50

HP 300 0.5%

U-300 0.5%

NO. 18. 96

NO. 2



仮設住宅建設用地(笹首分譲地)借地料の算出基礎

●笹首分譲地の算定

42,000円(坪単価) × 6% = 2,520円(坪当たりの年単価)

「6%は、宮崎県の土木事業施行に伴う損失補償基準運用規則によります」

2,520円 ÷ 3.3 = 763円(m²当たりの年単価)

(宮崎県の土木事業施行に伴う損失補償基準運用規則による)

1号地・・・763円 × 1年 × 202.91m² = 154,820円

2号地・・・763円 × 1年 × 202.92m² = 154,827円

3号地・・・763円 × 1年 × 226.48m² = 172,804円

4号地・・・売却済み

5号地・・・763円 × 1年 × 270.82m² = 206,635円

合計 689,086円



延北川地第 35号

平成25年4月1日

延岡土木事務所長 様

延岡市長 首藤 正 治



北川水防災特定河川事業における宅地嵩上げに伴う仮設住宅設置に係る
平成25年度土地利用料の納付について（依頼）

1. 場 所

延岡市北川町長井4580番地1	区画1	202.91 m ²
延岡市北川町長井4580番地1	区画2	202.92 m ²
延岡市北川町長井4580番地1	区画3	226.48 m ²
延岡市北川町長井4580番地1	区画5	270.82 m ²

2. 使用期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

3. 貸付料（円未満端数切捨て）

「宮崎県の土木事業施工に伴う損失補償基準運用規則」に準ずる。

$(42,000 \text{ 円 (坪単価)} \div 3.3) \times 6/100 = 763 \text{ 円} \cdots \text{ m}^2 \text{ 単価}$

区画1 763円×202.91 m² = 154,820円

区画2 763円×202.92 m² = 154,827円

区画3 763円×226.48 m² = 172,804円

区画5 763円×270.82 m² = 206,635円

年額 689,086円

ただし、貸付期間に変更があった場合は、月割り計算により算出した額とし、さらに貸付期間に一箇月未満の端数があるときは、一箇月に満たない部分については、日割り計算により算出するものとする。

上記金額を平成26年3月31日までに延岡市指定金融機関に納入していただきますようお願いいたします。

8007-1338
平成25年4月1日

延岡市長 首藤 正治 様

延岡土木事務所長 大迫 忠敏



費用負担協議書

北川土地利用一体型水防災事業において、宅地かさ上げ対象者用の仮設住宅設置に関する費用負担について下記のとおり協議します。

記

1 対象地

延岡市北川町長井 笹首地区

2 費用負担額

笹首地区仮設住宅土地利用料

金 689,086 円也

(文書取扱 用地課)

費用負担契約書

宮崎県延岡土木事務所長（以下「甲」という。）と延岡市長（以下「乙」という。）とは、先に締結した協定（以下「協定」という。）に基づき宮崎県が施行する平成~~27~~年度 北川（交付金）土地利用一体型水防災事業における宅地かさ上げ工事に伴う仮設住宅の設置に関する費用のうち、笹首地区仮設住宅土地利用料 に関する費用の負担に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の主旨）

第1条 乙は、協定書に基づき北川（交付金）土地利用一体型水防災事業における宅地かさ上げ工事に伴い仮住居を必要とする者のために、笹首地区仮設住宅土地利用料 に関する事務を行うものとする。

2 甲は、前項の乙に対する費用負担として、金 689,086 円を乙に支払うものとする。

（費用負担金の支払い）

第2条 乙は、第1条第1項に掲げる工事等が完了した時は、第1条第2項の金額の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を乙に支払うものとする。

（契約に関する紛争の解決）

第3条 この契約の内容またはこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、乙は責任をもって解決するように努めなければならない。

（契約以外の事項）

第4条 この契約に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成して、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 延岡市愛宕町2丁目15番地
氏名 宮崎県 延岡土木事務所長

乙 住所 延岡市東本小路2番地1
氏名 延岡市 延岡市長 首藤 正治

費用負担契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と延岡市（以下「乙」という。）とは、先に締結した協定（以下「協定」という。）に基づき宮崎県が施行する平成25年度 北川 土地利用一体型水防災事業における宅地かさ上げ工事に伴う仮設住宅の設置に関する費用のうち、笹首地区仮設住宅土地利用料 に関する費用の負担に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の主旨）

第1条 乙は、協定書に基づき北川 土地利用一体型水防災事業における宅地かさ上げ工事に伴い仮住居を必要とする者のために、笹首地区仮設住宅土地利用料 に関する事務を行うものとする。

2 甲は、前項の乙に対する費用負担として、金 689,086 円を乙に支払うものとする。
（費用負担金の支払い）

第2条 乙は、第1条第1項に掲げる工事等が完了した時は、第1条第2項の金額の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を乙に支払うものとする。

（契約に関する紛争の解決）

第3条 この契約の内容またはこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、乙は責任をもって解決するように努めなければならない。

（契約以外の事項）

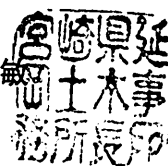
第4条 この契約に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成して、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年 4 月 1 日

甲 住所 延岡市愛宕町2丁目15番地
氏名 宮崎県












延岡土木事務所長 大迫 忠敏



乙 住所 延岡市東本小路2番地1
氏名 延岡市

延岡市長 首藤 正治



		課室名		北川町総合支所地域振興課		
起案日		平成25年6月6日		決裁日		
				平成25年6月12日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者					課長
	総務防災係長  Tel 74311					
    		合議者				
						管財課長
						
						 
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否

件名 普通財産(白石市有地)の貸付について

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

1. 貸付物件 種別:土地 所在地:延岡市北川町川内名7330 面積:340㎡

2. 貸借人 延岡市北浦町古江2358

小西プロパン 小西正泰

3. 貸付目的 北川簡易水道取水間移設工事に伴う現場事務所、資材置き場

4. 貸付期間 平成25年6月20日から平成25年8月31日

裏面につづく

5. 貸付料 10,728円

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/m²) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(白石)地区、宅地): 4,000円/m²

※ 4,000円 × 340m² × 4/100 = 54,400円(年額)

貸付期間が1年未満なので、月割り及び日割りで計算する。

貸付期間	内 訳			貸付料
	6/20~30日	日割分	11/30日	
平成25年6月20日 ~平成25年8月31日	7,8月	月割分	2ヶ月	9,066円
	貸付料合計			10,728円

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成25年 月 日

以上

様式第9号 (第18条)

普通財産貸付申請書

平成25年6月6日

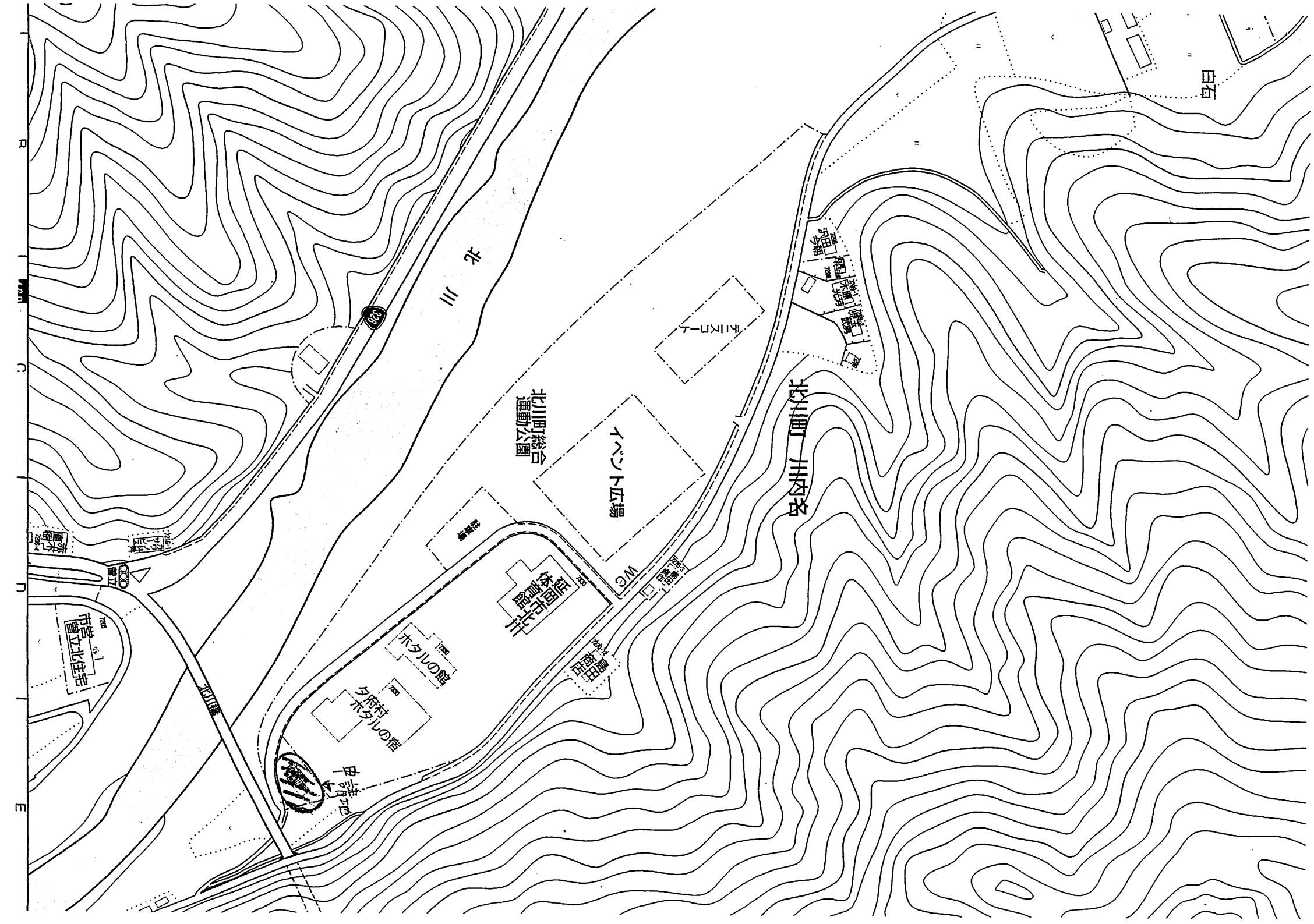
延岡市長

首藤正治様

住所 延岡市北浦町古江2358
申請者 小西プロパン
氏名 小西正泰
0982-45-2219

次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表示	種類	① 土地 2. 建物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町 川内石
2. 借受目的	用途	現場事務所(資材置き)
	数量	340 m ²
	理由(詳細に)	北川簡易水取水管修繕工事
3. 借受期間	平成25年6月20日 から 平成25年8月31日	
4. 貸付料	有償 無償 ※減免を希望する場合はその理由	
5. 添付書類	借用位置図、土地図面、写真	



白石

北川

326

北川町総合
運動公園

イベント広場

テニスコート

北川町 川内各

北川町立
図書館

WG

市民会館

ホタルの館

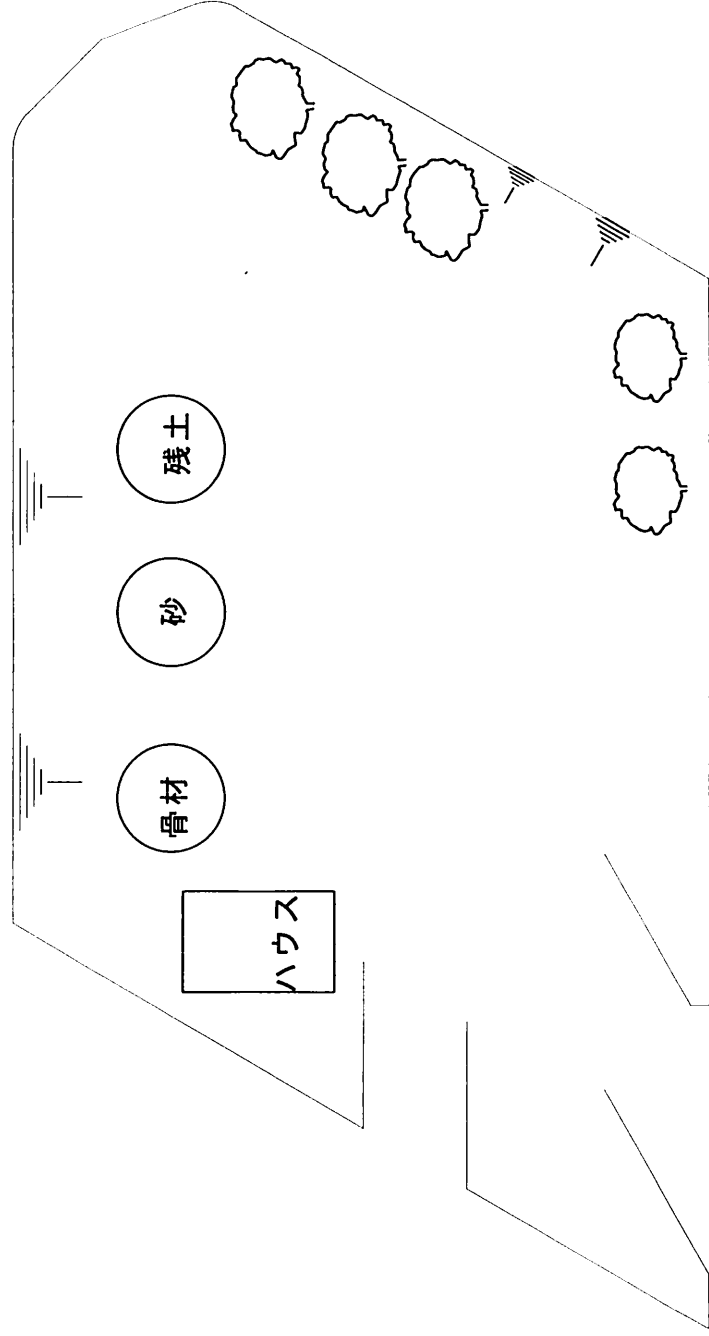
夕陽村
ホタルの館

中津町

北川町立
市民会館

加賀

R
N
E
S



土地賃貸借契約書 (印)

賃貸人 延岡市 (以下「賃貸人」という。) と賃借人 小西プロパン (以下「賃借人」という。) とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 賃貸人はその所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町川内名7第30番の一部	340㎡

第3条 賃借人は、貸付物件を現場事務所および資材置き場等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成25年6月20日から平成25年8月31日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、金10,728円 とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。
- 賃借人が、破産したとき。
- 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年6月 日

賃貸人 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市
市長 首藤正治

賃借人 住所：_____

氏名：_____

土地賃貸借契約書



賃貸人 延岡市（以下「賃貸人」という。）と賃借人 小西プロパン（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 賃貸人はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町川内名7330番の一部	340㎡

第3条 賃借人は、貸付物件を現場事務所および資材置き場等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成25年6月20日から平成25年8月31日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金10,728円とする。

2 貸付期間中に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間中に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。
- 賃借人が、破産したとき。
- 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年6月12日

賃貸人 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤正



賃借人












住所：延岡市北浦町古江2358-2

小西プロパン

小西正泰

氏名：0982-45-2219



		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成25年8月22日		決裁日			
				平成25年8月29日			
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					課長	
	総務防災係長  Tel 74311						
    		合議者					
							管財課長
							
							 
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	

件名 普通財産(家田市有地)の貸付について

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

- 貸付物件 種別:土地 所在地:延岡市北川町長井661-1 面積:400㎡
- 賃借人 日向市大字日知屋4726番地10
株式会社 五幸建設 代表取締役 河野 裕介
- 貸付目的 東九州道(県境～北川)熊野江第一トンネル外安全施設設置工事現場事務所等
- 貸付期間 平成25年9月20日から平成26年2月28日

裏面につづく

5. 貸付料 21,681円

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/m²) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(家田藤迫地区、宅地):3,030円/m²

※ 3,030円 × 400m² × 4/100 = 48,480円(年額)

貸付期間が1年未満なので、月割り及び日割りで計算する。

貸付期間	内 訳			貸付料
平成25年9月20日 ～平成26年2月28日	9/20～30日	日割分	11/30日	1,481円
	10～2月	月割分	5ヶ月	20,200円
貸付料合計				21,681円

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成25年 月 日

以上

様式第9号(第18条)

普通財産貸付申請書

平成25年 8月22日

延岡市長
首藤正治 殿

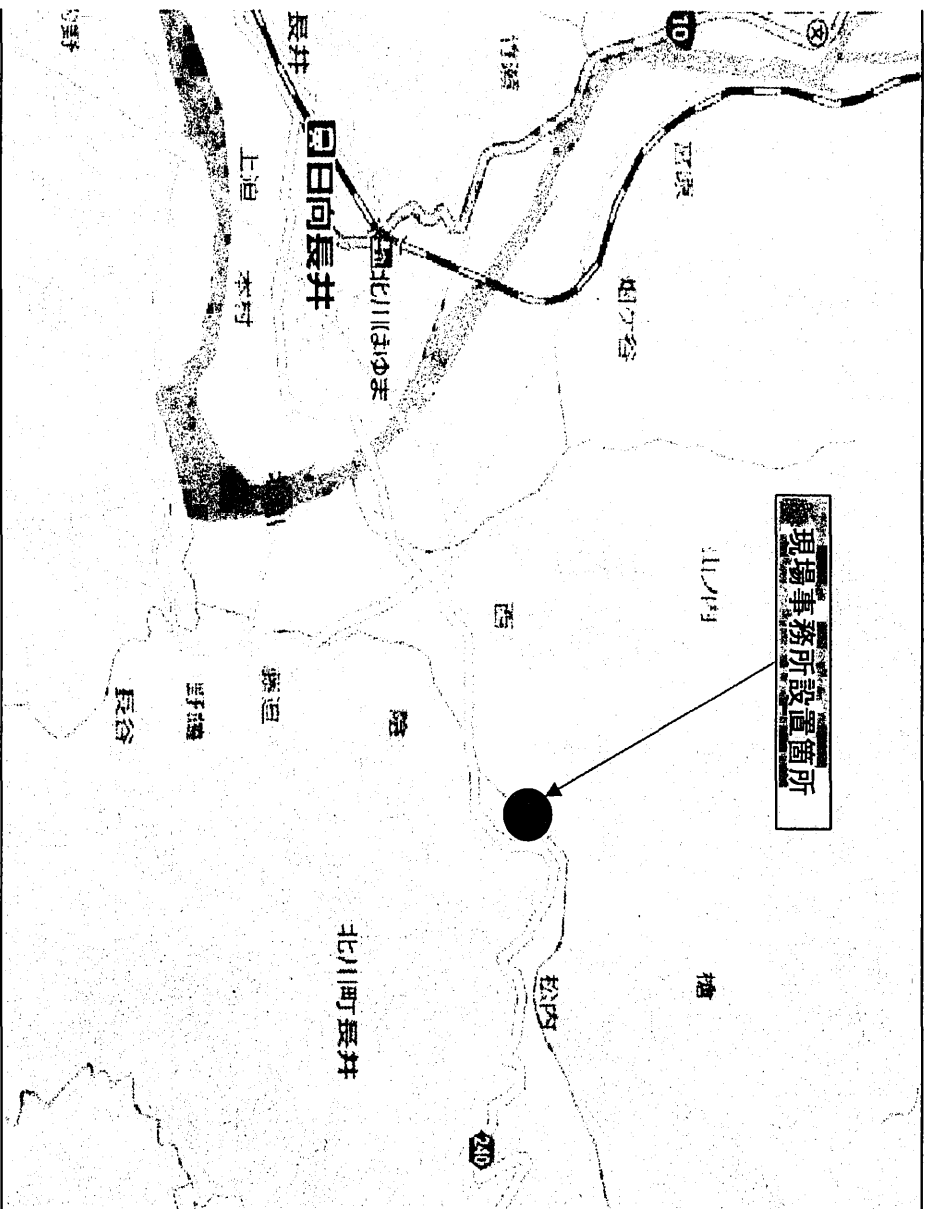
住所 宮崎県日向市大字日知屋4726番地10
申請者 株式会社 五幸建設
氏名 代表取締役 河野裕介



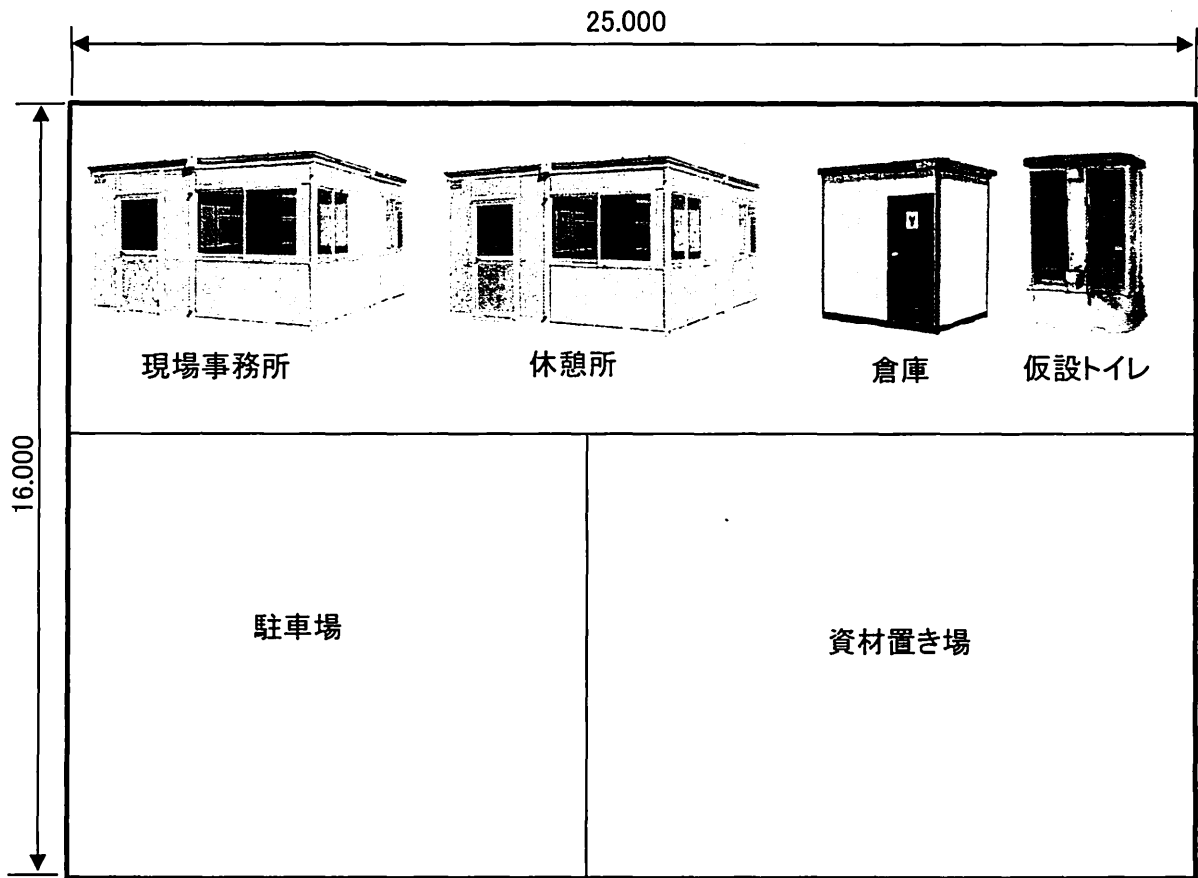
次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付くださるよう申請します。

1. 普通財産の 表 示	種 類	①. 土地 2. 建物 3. その他()
	所在地	宮崎県延岡市北川町長井地内 (661-1)
2. 借受目的	用 途	現場事務所設置、資材置き場
	数 量	400.0m ²
	理 由 (詳細に)	東九州道(県境～北川)熊野江第一トンネル外安全施設設置工事の施工にあたり、現場事務所・資材置場及び駐車場として上記土地を借り受けたい。
3. 借受期間	平成25年 9月 20日から平成 26年 2月 28日まで	
4. 貸付料	有償 無償 ※減免を希望する場合はその理由	
5. 添付書類	土地明細、借用場所図・写真 別紙記載	

土地借用場所位置図



土地借用面積



借用面積 $A=16.0 \times 25.0=400.0\text{m}^2$

土地賃貸借契約書 (案)

賃貸人 延岡市 (以下「賃貸人」という。) と賃借人 ㈱五幸建設 (以下「賃借人」という。) とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 賃貸人はその所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井661番1の一部	400㎡

第3条 賃借人は、貸付物件を現場事務所および資材置き場等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成25年9月20日から平成26年2月28日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、金21,681円とする。

2 貸付期間中に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間中に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。
- 賃借人が、破産したとき。
- 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 月 日

賃貸人 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市
市長 首藤正治

賃借人 住所：_____

氏名：_____

土地賃貸借契約書



賃貸人 延岡市 (以下「賃貸人」という。) と賃借人 (株)五幸建設 (以下「賃借人」という。) とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 賃貸人はその所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井661番1の一部	400㎡

第3条 賃借人は、貸付物件を現場事務所および資材置き場等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成25年9月20日から平成26年2月28日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、金21,681円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物其他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。
- 賃借人が、破産したとき。
- 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年8月29日

賃貸人 住所: 延岡市東本小路2番地1












氏名: 延岡市
市長 首藤正治



賃借人 住所: 富山県砺波市大身町屋4726番地10

氏名: (株)五幸建設



		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成25年9月9日		決裁日		平成25年9月13日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					課長	
	総務防災係長  Tel 74311						
   		合議者					
						管財課長	
							
						  	
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	

件名 普通財産(白石市有地)の貸付について

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

1. 貸付物件 種別:土地 所在地:延岡市北川町川内名7330 面積:331㎡

2. 賃借人 延岡市北方町角田丑1056

矢野建設(株) 代表取締役 矢野 喜信

3. 貸付目的 笹首地区歩道整備外工事に伴う現場事務所、資材置き場

4. 貸付期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日

裏面につづく

5. 貸付料 26,480円 ✓

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/m²) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(白石)地区、宅地):4,000円/m² ✓

※ 4,000円 × 331m² × 4/100 = 52,960円(年額)

貸付期間が1年未満なので、月割りで計算する。

貸付期間	内 訳		貸付料
	日割分	月割分	
平成25年10月1日 ～平成26年3月31日	10～3月	6ヶ月	26,480円 ✓
	貸付料合計		26,480円

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成25年 月 日

以上

様式第9号 (第18条)

普通財産貸付申請書

平成25年9月9日

延岡市長

首藤正治様

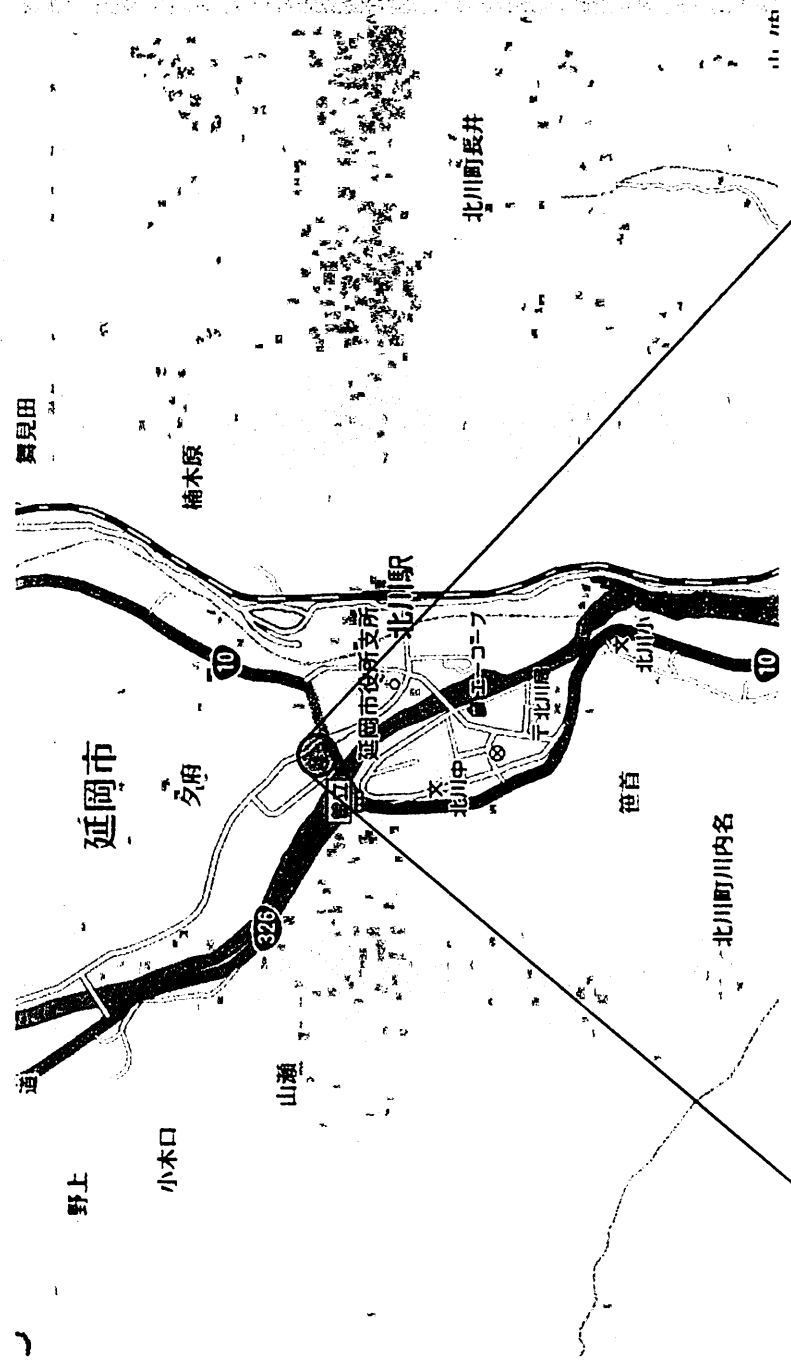
住所 宮崎県延岡市北方町角田丑1056番地
申請者 矢野建設株式会社
氏名 代表取締役 矢野喜信



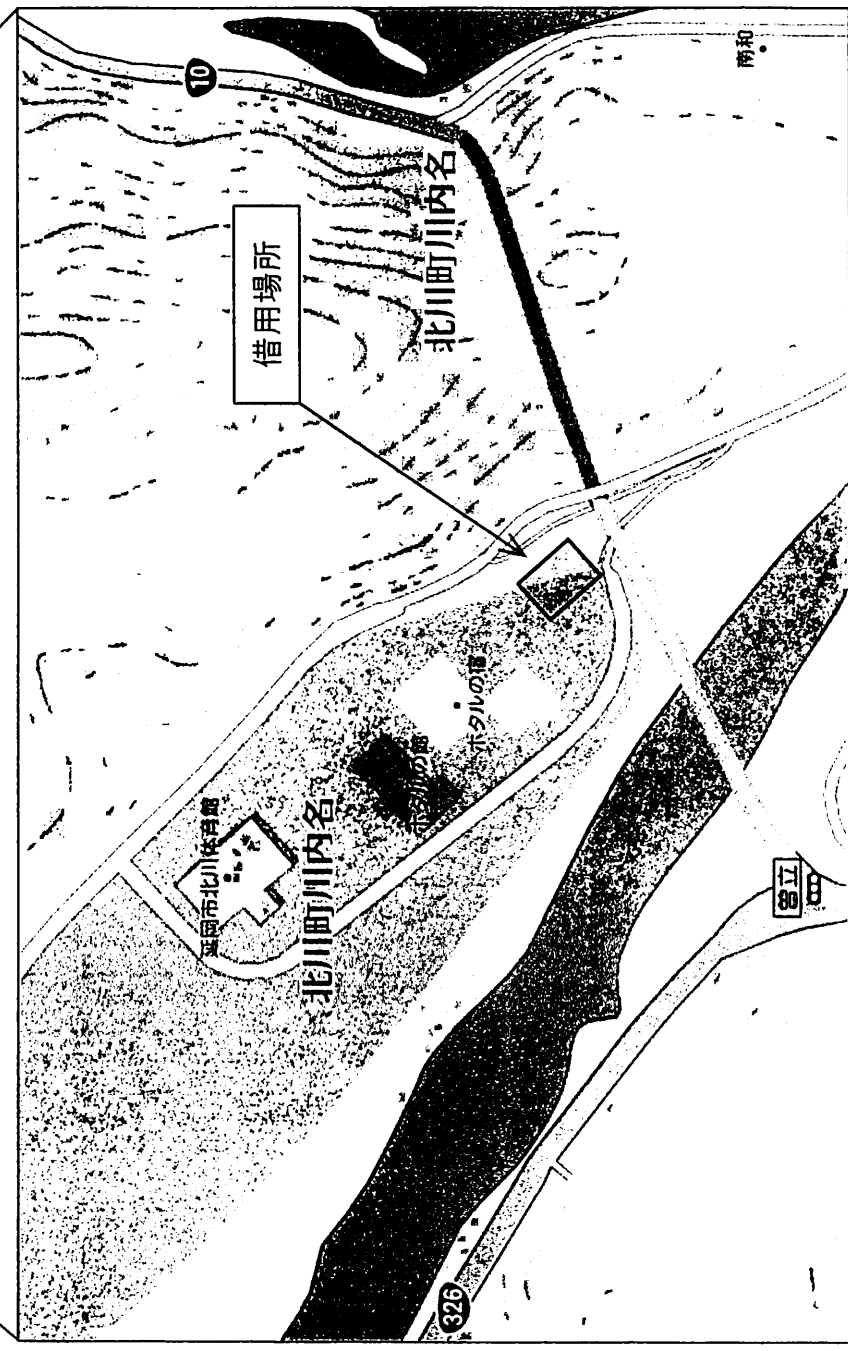
次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

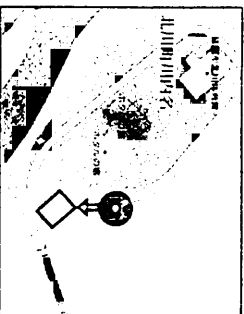
1. 普通財産の 表示	種類	①. (土地) 2. 建物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町 川内名
2. 借受目的	用途	現場事務所
	数量	331 m ²
	理由 (詳細に)	国交省発注の平成25年度 笹首地区歩道整備外工事の 現場事務所、仮設トイレ、倉庫、資材置き場を使用 したい。
3. 借受期間	平成25年10月1日 から 平成26年3月31日まで	
4. 貸付料	有償 無償	※減免を希望する場合はその理由
5. 添付書類	土地明細、借用場所図・写真	

土地明細図

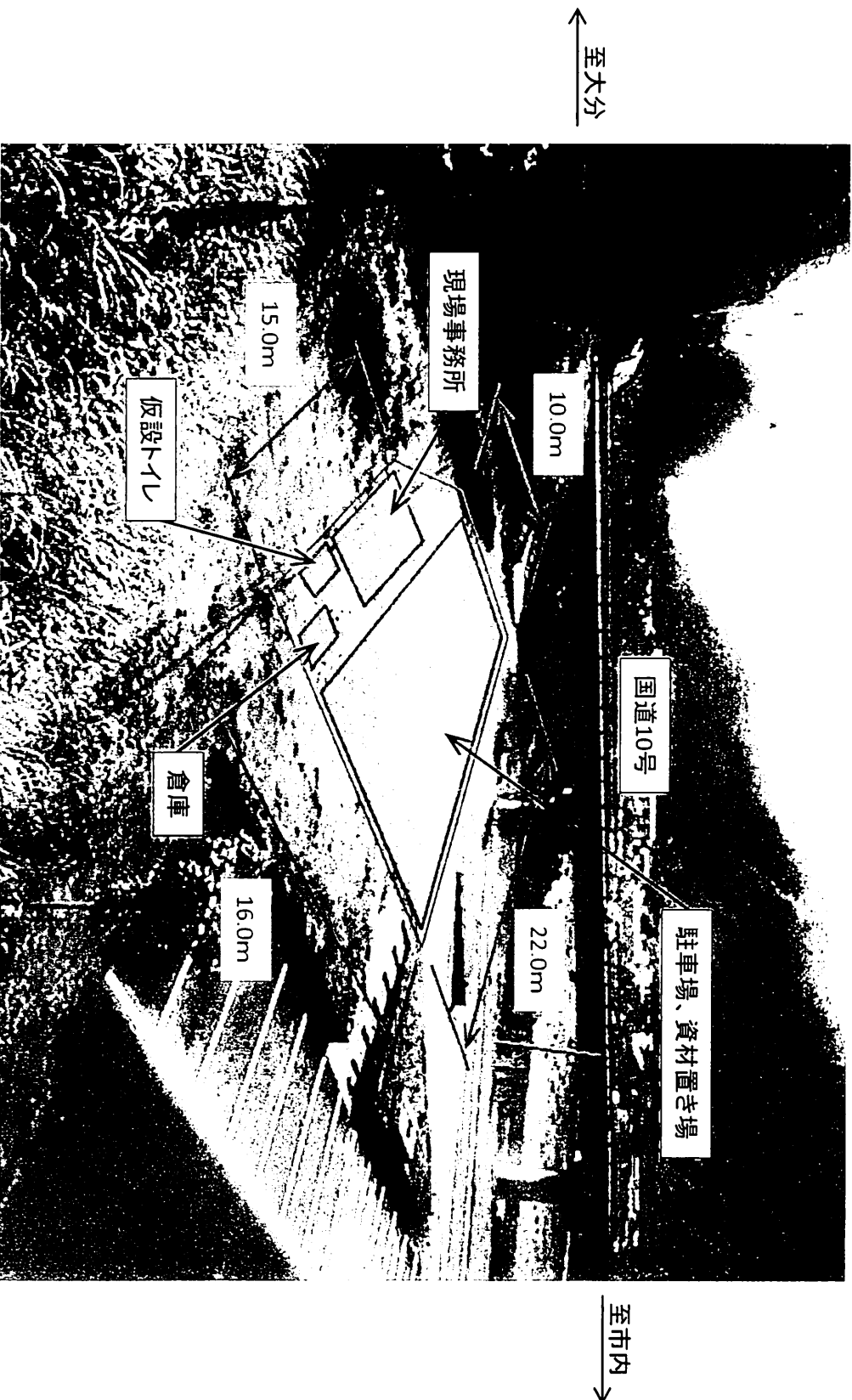


拡大図





北側より望む



借用面積 $22.0 \times 16.0 - ((7.0 \times 6.0) \div 2) = 331.0\text{m}^2$

土地賃貸借契約書 (4)

賃貸人 延岡市 (以下「賃貸人」という。) と賃借人 矢野建設㈱ (以下「賃借人」という。) とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 賃貸人はその所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町川内名7330番の一部	331㎡

第3条 賃借人は、貸付物件を現場事務所および資材置き場等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、金26,480円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。
- 賃借人が、破産したとき。
- 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年9月 日

賃貸人 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市
市長 首藤正治

賃借人 住所：_____

氏名：_____



土地賃貸借契約書

貸貸人 延岡市（以下「貸貸人」という。）と賃借人 矢野建設株式会社（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 貸貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 貸貸人はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町川内名 7 3 3 0 番 の一部	3 3 1 ㎡

第3条 賃借人は、貸付物件を現場事務所および資材置き場等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金26,480円とする。

2 貸付期間中に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第6条 貸付料は、毎年貸貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 貸貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、貸貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年 14.6 %の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を貸貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

- 一 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- 二 この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 一 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 二 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。
- 三 賃借人が、破産したとき。
- 四 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年9月13日

賃貸人 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤正治



賃借人

住所：宮崎県延岡市北方町角田丑1056番地

矢野建設株式会社

代表取締役 矢野喜信

氏名：



担当	課員	係長	補佐	主幹	課長	次長	総合支所長
北林	野村 甲斐 赤松 菅原		藤田		藤田		

次のとおり納付を依頼します。(2件)

事務連絡
平成25年7月 / 日

高原ミネラル(株) 様

延岡市役所
北川町総合支所地域振興課

庁舎自動販売機の電気料の納入について(依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社設置の自動販売機につきまして、平成25年4月～6月分の電気料を下記のとおり請求いたしますので、別紙納入通知書により納入していただきますようお願いいたします。

記

○ メーター値 (単位: kw)

年月	月末メーター値	月間使用量
25年 3月	1,160.1	
25年 4月	1,250.2	90.1
25年 5月	1,324.4	74.2
25年 6月	1,402.3	77.9
合計		242.2

○ 請求額

242.2 Kw × 18.10 円 (1kwあたり(税込み)) = 4,383 円
(円未満端数切捨て)

北川町総合支所
地域振興課総務防災係
担当: 北林
電話: 46-5010

227

事務連絡

平成25年7月 / 日

南九州コ・ラボトリング(株) 様

延岡市役所

北川町総合支所地域振興課

庁舎自動販売機の電気料の納入について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社設置の自動販売機につきまして、平成25年4月～6月分の電気料を下記のとおり請求いたしますので、別紙納入通知書により納入していただきますようお願いいたします。

記

○ メーター値

(単位: kw)

年 月	月末メーター値	月間使用量
25年 3月	3,158.3	
25年 4月	3,298.2	139.9
25年 5月	3,407.0	108.8
25年 6月	3,507.0	100.0
合 計		348.7

○ 請求額

$348.7 \text{ Kw} \times 18.10 \text{ 円 (1 kwあたり (税込み))} = 6,311 \text{ 円}$
(円未満端数切捨て)

北川町総合支所

地域振興課総務防災係

担 当: 北 林

電 話: 46-5010

○土地台帳

地区	大字	字	地番	枝番	台帳地目	現況地目	台帳地積	現況地積
松瀬	川内名	柿園	1893	1	畑	畑	6.61	6.61
松瀬	川内名	柿園	1893	2	田	田	155	155
松瀬	川内名	柿園	1894		田	田	231	231
松瀬	川内名	柿園	1895		田	田	138	138
松瀬	川内名	柿園	1896		田	田	185	185
松瀬	川内名	柿園	1896	オツ	畑	畑	49	49
松瀬	川内名	柿園	1896	オツ2	原野	原野	23	23
松瀬	川内名	柿園	1897	1	畑	畑	138	138
松瀬	川内名	柿園	1897	2	畑	畑	69	69
松瀬	川内名	柿園	1898	1	畑	畑	79	79
松瀬	川内名	柿園	1898	2	畑	畑	95	95
松瀬	川内名	柿園	1899		畑	畑	277	277
松瀬	川内名	柿園	1901		畑	畑	76	76
松瀬	川内名	柿園	1903		畑	畑	175	175
松瀬	川内名	柿園	1904		畑	畑	396	396
松瀬	川内名	柿園	1904	オツ	原野	原野	42	42
松瀬	川内名	柿園	1905	1	畑	畑	317	317
松瀬	川内名	柿園	1905	2	畑	畑	23	23
松瀬	川内名	柿園	1905	オツ	原野	原野	36	36
松瀬	川内名	柿園	1906		畑	畑	373	373
松瀬	川内名	柿園	1909		畑	畑	396	396
松瀬	川内名	柿園	1910		畑	畑	304	304
松瀬	川内名	柿園	1910	オツ	畑	畑	79	79
松瀬	川内名	柿園	1911		畑	畑	396	396
松瀬	川内名	柿園	1912		畑	畑	360	360
松瀬	川内名	柿園	1915		畑	畑	343	343
松瀬	川内名	柿園	1916		畑	畑	82	82
松瀬	川内名	柿園	1917		畑	畑	36	36
松瀬	川内名	柿園	1922	1	雑地	雑地	4716	4716
松瀬	川内名	柿園	1922	2	雑地	雑地	1157	1157
松瀬	川内名	柿園	1922	3	雑地	雑地	1276	1276
松瀬	川内名	柿園	1922	4	雑地	雑地	1066	1066
松瀬	川内名	柿園	1922	5	雑地	雑地	745	745
松瀬	川内名	柿園	1922	6	雑地	雑地	868	868
松瀬	川内名	柿園	1922	7	雑地	雑地	827	827
松瀬	川内名	柿園	1922	8	雑地	雑地	820	820
松瀬	川内名	柿園	1922	9	雑地	雑地	782	782

地区	大字	字	地番	枝番	台帳地目	現況地目	台帳地積	現況地積
松瀬	川内名	柿園	1922	10	雑地	雑地	762	762
松瀬	川内名	柿園	1922	11	雑地	雑地	746	746
松瀬	川内名	柿園	1922	12	雑地	雑地	593	593
松瀬	川内名	柿園	1922	13	雑地	雑地	579	579
松瀬	川内名	柿園	1922	14	雑地	雑地	276	276
松瀬	川内名	柿園	1922	15	雑地	雑地	459	459
松瀬	川内名	柿園	1922	16	雑地	雑地	365	365
松瀬	川内名	柿園	1922	17	雑地	雑地	340	340
松瀬	川内名	柿園	1922	18	雑地	雑地	333	333
松瀬	川内名	柿園	1922	19	雑地	雑地	322	322
松瀬	川内名	柿園	1922	20	雑地	雑地	289	289
松瀬	川内名	柿園	1922	21	雑地	雑地	284	284
松瀬	川内名	柿園	1922	22	雑地	雑地	277	277
松瀬	川内名	柿園	1922	29	雑地	雑地	350	350
松瀬	川内名	柿園	1922	30	雑地	雑地	266	266
瀬口	川内名	高畑	3269	1	原野	雑地	4.78	4.78
瀬口	川内名	多良田前	4646	6	遊園	遊園	1585	1585
深瀬	川内名	菅刈	5936	1	雑地	雑地	1583	1583
深瀬	川内名	菅刈	5943		畑	畑	276	185
深瀬	川内名	菅刈	5969	口	畑	畑	119	119
深瀬	川内名	菅刈	5969	7	畑	畑	159	159
深瀬	川内名	菅刈	5969	8	畑	畑	387	320
深瀬	川内名	菅刈	5969	9	畑	畑	322	322
熊田	川内名	永代山	6850	10	鉄道	鉄道	77	77
熊田	川内名	小畑	6854	10	宅地	宅地	2.41	2.41
熊田	川内名	小畑	6854	11	宅地	宅地	46.8	46.8
熊田	川内名	小畑	6854	12	鉄道	宅地	7.44	7.44
熊田	川内名	小畑	6854	13	鉄道	鉄道	32	32
熊田	川内名	曾立山	6928	2	雑地	雑地	2051	2051
熊田	川内名	曾立	6980	1	宅地	宅地	313.34	313.34
熊田	川内名	曾立	6996	3	宅地	宅地	983.81	952.06
熊田	川内名	曾立	7020		宅地	宅地	1024.58	1024.58
熊田	川内名	曾立	7027	4	宅地	宅地	395.3	245.91
熊田	川内名	曾立	7063	1	宅地	宅地	16.44	13.67
熊田	川内名	熊田	7221	1	他	雑地	2718	2718
熊田	川内名	熊田	7250	1	宅地	宅地	2780.42	2780.42
熊田	川内名	熊田	7261	6	宅地	宅地	325.42	325.42
熊田	川内名	熊田	7261	14	宅地	宅地	20.35	20.35

地区	大字	字	地番	枝番	台帳地目	現況地目	台帳地積	現況地積
熊田	川内名	熊田	7261	15	宅地	宅地	30.74	30.74
熊田	川内名	熊田	7262	6	他	雑地	639	639
白石	川内名	白石前水	7509	52	宅地	宅地	2925.51	2882.6
白石	川内名	白石前水	7509	58	宅地	宅地	1964.76	1964.76
家田	長井	野鶴	8	42	畑	原野	3068	1891
家田	長井	野鶴	8	43	畑	畑	3221	2371
家田	長井	野鶴	8	44	原野	山林	1208	1190
家田	長井	野鶴	8	45	原野	山林	1809	1809
家田	長井	野鶴	8	46	原野	山林	2658	2595
家田	長井	野鶴	8	49	雑地	雑地	771	770
家田	長井	野鶴	8	57	雑地	雑地	311	297
家田	長井	野鶴	8	58	雑地	雑地	386	370
家田	長井	野鶴	8	59	雑地	雑地	531	515
家田	長井	野鶴	8	60	雑地	雑地	363	363
家田	長井	野鶴	8	61	雑地	雑地	241	241
家田	長井	野鶴	8	62	雑地	雑地	538	538
家田	長井	野鶴	8	63	雑地	雑地	614	614
家田	長井	野鶴	8	64	雑地	雑地	165	165
家田	長井	野鶴	8	66	雑地	雑地	204	204
家田	長井	野鶴	8	67	雑地	雑地	204	204
家田	長井	野鶴	8	68	雑地	雑地	495	495
家田	長井	野鶴	8	69	雑地	雑地	535	535
家田	長井	野鶴	8	71	雑地	雑地	620	614
家田	長井	野鶴	8	120	原野	原野	1497	1461
家田	長井	野鶴	8	121	原野	原野	448	448
家田	長井	野鶴	8	122	畑	畑	311	229
家田	長井	野鶴	8	123	雑地	雑地	2932	2160
家田	長井	藤迫	324	1	畑	畑	201	161
家田	長井	藤迫	334		畑	畑	46	46
家田	長井	藤迫	336		田	田	686	684
家田	長井	藤迫	337	2	田	田	665	595
家田	長井	藤迫	340	1	田	畑	56	56
家田	長井	藤迫	403	1	雑地	雑地	221	221
家田	長井	藤迫	404	1	雑地	雑地	2971	2897
家田	長井	藤迫	458		田	田	1472	1338
家田	長井	藤迫	462		田	田	1690	1638
家田	長井	松内	470		雑地	雑地	984	984
家田	長井	松内	473		雑地	雑地	725	725

地区	大字	字	地番	枝番	台帳地目	現況地目	台帳地積	現況地積
家田	長井	松内	474		雑地	雑地	711	711
家田	長井	松内	475		雑地	雑地	760	760
家田	長井	松内	483		田	田	1210	628
家田	長井	松内	485		田	田	449	449
家田	長井	槍	578		山林	山林	896	733
家田	長井	槍	579		山林	山林	1771	1490
家田	長井	槍	582		雑地	雑地	1231	1104
家田	長井	槍	583	2	山林	山林	163	122
家田	長井	槍	584	4	雑地	雑地	3277	2035
家田	長井	槍	584	9	山林	山林	1793	1793
家田	長井	槍	590		雑地	雑地	1753	1292
家田	長井	槍	593		宅地	宅地	5738.92	3236.35
家田	長井	槍	598	9	山林	山林	699	699
家田	長井	槍	602		田	田	1102	1057
家田	長井	槍	603	1	田	田	281	281
家田	長井	槍	603	2	田	田	320	304
家田	長井	槍	604		田	田	646	618
家田	長井	槍	606		田	田	1395	1338
家田	長井	槍	607		田	田	1396	1279
家田	長井	槍	608	1	田	田	735	710
家田	長井	槍	608	2	雑地	雑地	1112	1080
家田	長井	槍	609		田	田	1616	1570
家田	長井	槍	610	1	田	田	175	142
家田	長井	槍	610	2	田	田	164	132
家田	長井	槍	610	3	田	田	135	119
家田	長井	槍	610	4	田	田	128	115
家田	長井	槍	610	5	田	田	165	148
家田	長井	槍	611	2	田	田	140	125
家田	長井	槍	611	5	田	田	132	122
家田	長井	槍	611	6	田	田	129	119
家田	長井	槍	611	7	田	田	147	135
家田	長井	槍	611	9	田	田	130	119
家田	長井	槍	611	10	田	田	131	131
家田	長井	槍	611	11	田	田	153	138
家田	長井	槍	612	1	田	田	68	62
家田	長井	槍	612	3	田	田	162	145
家田	長井	槍	612	4	田	田	154	154
家田	長井	槍	612	6	田	田	112	102

地区	大字	字	地番	枝番	台帳地目	現況地目	台帳地積	現況地積
家田	長井	槍	613	1	田	田	83	72
家田	長井	槍	613	2	田	田	82	72
家田	長井	槍	613	3	田	田	144	132
家田	長井	槍	613	4	田	田	109	99
家田	長井	槍	613	5	田	田	124	124
家田	長井	槍	613	6	田	田	171	155
家田	長井	槍	613	7	田	原野	118	109
家田	長井	槍	613	8	雑地	雑地	168	132
家田	長井	槍	613	9	田	田	77	62
家田	長井	槍	613	10	田	田	68	56
家田	長井	槍	613	11	田	田	148	132
家田	長井	槍	613	12	田	田	67	62
家田	長井	槍	613	13	田	田	48	42
家田	長井	槍	613	14	田	田	51	46
家田	長井	槍	614	1	田	田	44	39
家田	長井	槍	614	2	田	田	32	29
家田	長井	槍	615		山林	山林	36	33
家田	長井	槍	616		田	田	194	175
家田	長井	槍	617	1	田	田	45	42
家田	長井	槍	617	2	田	田	42	39
家田	長井	槍	617	5	田	田	44	39
家田	長井	槍	618	2	田	田	149	138
家田	長井	槍	618	3	田	田	128	115
家田	長井	槍	618	4	田	田	174	158
家田	長井	槍	618	5	田	田	149	135
家田	長井	槍	618	7	田	田	147	132
家田	長井	槍	618	9	田	田	176	158
家田	長井	槍	619		田	田	79	72
家田	長井	槍	619	1	田	田	52	49
家田	長井	槍	619	3	田	田	53	49
家田	長井	槍	619	4	雑地	雑地	45	42
家田	長井	槍	619	7	田	田	56	52
家田	長井	槍	620		田	田	101	82
家田	長井	槍	620	4	田	田	54	49
家田	長井	槍	620	5	田	田	147	135
家田	長井	槍	620	7	田	田	61	56
家田	長井	槍	620	8	田	田	110	102
家田	長井	槍	620	11	田	田	42	39

地区	大字	字	地番	枝番	台帳地目	現況地目	台帳地積	現況地積
家田	長井	槍	620	12	田	田	243	221
家田	長井	槍	620	14	田	田	188	168
家田	長井	槍	621	1	山林	山林	1187	682
家田	長井	槍	622	2	山林	山林	4.9	4.9
家田	長井	槍	624		雑地	雑地	224	224
家田	長井	槍	625		山林	山林	720	512
家田	長井	槍	626		山林	山林	961	915
家田	長井	無田	657		雑地	雑地	3253	3253
家田	長井	無田	661		雑地	雑地	2727	2727
家田	長井	無田	664	1	雑地	雑地	6946	6059
家田	長井	無田	665	2	雑地	雑地	84	84
家田	長井	無田	672		雑地	雑地	23361	21294
家田	長井	無田	676		田	田	439	439
家田	長井	無田	693		田	田	1134	1130
家田	長井	無田	698		田	田	582	582
家田	長井	無田	702		雑地	雑地	8237	7483
家田	長井	無田	707		雑地	雑地	1614	1583
家田	長井	無田	708		雑地	雑地	1456	1456
家田	長井	無田	709		雑地	雑地	917	511
家田	長井	無田	710	2	原野	原野	788	557
家田	長井	無田	714		雑地	雑地	1734	1537
家田	長井	無田	724		雑地	雑地	1921	1804
家田	長井	無田	726		田	田	373	327
家田	長井	無田	732		雑地	雑地	652	628
家田	長井	無田	733		田	田	939	919
家田	長井	無田	734		雑地	雑地	303	303
家田	長井	無田	741	1	田	田	131	122
家田	長井	無田	742		雑地	雑地	388	326
家田	長井	無田	746		田	田	254	221
家田	長井	無田	788		田	田	1241	1241
家田	長井	無田	809		田	田	1123	1123
家田	長井	無田	947		田	田	1128	1128
家田	長井	無田	948		田	田	995	995
家田	長井	無田	971		田	田	239	239
家田	長井	大門	1442		田	田	2884	2884
家田	長井	大門	1454	1	田	田	549	549
家田	長井	大門	1456		田	田	1477	1454
家田	長井	大門	1471	1	田	田	764	764

地区	大字	字	地番	枝番	台帳地目	現況地目	台帳地積	現況地積
家田	長井	家田	1550	1	畑	畑	356	356
家田	長井	家田	1566	3	畑	畑	128	128
家田	長井	家田	1817		田	田	479	479
家田	長井	新川	2105	1	畑	畑	612	450
川坂	長井	上大鶴	2654	25	畑	畑	512	512
飛石	長井	笹首	4588	1	宅地	宅地	1356.95	1356.95
飛石	長井	日ノ谷	4781		他	雑地	665	625
飛石	長井	坂本	5267	23	山林	山林	1169	1169
飛石	長井	坂本	5267	52	山林	山林	201	201
飛石	長井	坂本	5288	39	山林	山林	749	157
飛石	長井	坂本	5288	41	山林	山林	3180	3180
本村	長井	本村	5399	10	雑地	雑地	5481	5406
本村	長井	山下	5751	1	山林	山林	4577	2516
本村	長井	山下	5751	4	他	雑地	23	23
本村	長井	山下	5751	28	山林	山林	8217	5044
本村	長井	山下	5751	42	雑地	雑地	172	172
本村	長井	山下	5756	1	田	田	29	23
本村	長井	山下	5756	2	田	田	58	58
本村	長井	山下	5758	1	田	田	100	100
本村	長井	山下	5773	1	山林	山林	91	26
本村	長井	山下	5808		田	田	825	825
本村	長井	山下	5814		田	田	529	529
本村	長井	山下	5836		田	田	203	203
本村	長井	山下	5837		田	田	274	274
俵野	長井	俵野	6526	3	田	田	271	271
俵野	長井	俵野	6528		畑	畑	193	175
俵野	長井	俵野	6567	4	山林	山林	503	503
俵野	長井	俵野	6771		雑地	雑地	1729	1729

○建物台帳

施設名称	施設名称カナ	所在地	用途(種目)	構造主体	地上階数	地下階数	建築面積 ㎡	延べ床面積 ㎡	建築年月日
祝子川温泉美人の湯	ホウリガワオンセンビジンノユ	延岡市北川町川内名10358番地10	浴場・風呂場	木造	1	0		444.9	平成12年10月26日
祝子川温泉美人の湯	ホウリガワオンセンビジンノユ	延岡市北川町川内名10358番地10	便所	木造	1	0		23.22	平成13年3月26日
旧瀬口児童館	キュウセグチジドウカン	延岡市北川町川内名3269番地1	校舎・園舎	その他(非木造)	1	0		221.94	平成44年11月12日
曾立倉庫	ソダチソウコ	延岡市北川町川内名7021番地	倉庫・物置	木造	2	0		505	平成 年 月 日
北川町総合支所別館	キタガワマテソウゴウシヨベツカン	延岡市北川町川内名7261番地6	事務所	鉄筋コンクリート	2	0		333	平成 年 月 日
北川町総合支所本館	キタガワマテソウゴウシヨホンカン	延岡市北川町川内名7250番地	庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート	5	0	836	3236.48	昭和57年12月20日
ホテルの里休暇村	ホテルノサトキュウカムラ	延岡市北川町川内名7330番地	集会所・会議室	鉄骨造	1	0		567.15	平成5年5月31日
ホテルの里休暇村	ホテルノサトキュウカムラ	延岡市北川町川内名7330番地	陳列所・展示室	鉄骨造	1	0		166.06	平成7年3月29日
ホテルの里休暇村	ホテルノサトキュウカムラ	延岡市北川町川内名7330番地	寮舎・宿舎	木造	1	0		777.24	平成 年 月 日
道の駅北川はゆま	ミチノエキキタガワハユマ	延岡市北川町長井5751番地1	食堂・調理室	木造	1	0		300.00	平成 年 月 日
道の駅北川はゆま	ミチノエキキタガワハユマ	延岡市北川町長井5751番地1	作業所・工作室	木造	1	0		300.00	平成 年 月 日
道の駅北川はゆま	ミチノエキキタガワハユマ	延岡市北川町長井5751番地1	陳列所・展示室	木造	1	0		203.00	平成 年 月 日
八戸コミュニティセンター	ヤトコミュニティセンター	延岡市北川町川内名8601番地	集会所・会議室	木造	1	0		159.74	平成9年3月25日
旧北川郵便局	キュウキタガワユウビンキョク	延岡市北川町川内名6980番地1	事務所	木造	1	0		160.02	平成 年 月 日
曾立西住宅	ソダチニシジュウタク	延岡市北川町川内名6996番地3	住宅	鉄骨鉄筋コンクリート	2	0	144.19	310.5	平成 年 月 日
深瀬コミュニティ施設	フカセコミュニティシセツ	延岡市北川町川内名6486番地1	集会所・会議室	木造	1	0		40.14	平成10年3月26日
深瀬コミュニティ施設	フカセコミュニティシセツ	延岡市北川町川内名6486番地1	集会所・会議室	木造	1	0		3	平成10年3月26日
北川駅トイレ	キタガワエキトイレ	延岡市北川町川内名6850番地4	便所	鉄筋コンクリート	1	0		21.96	平成 年 月 日
市棚駅トイレ	イチタナエキトイレ	延岡市北川町川内名2671番地2	便所	木造	1	0		26.81	平成15年2月28日
旧誘致企業工場	キュウユウチキギョウコウジョウ	延岡市北川町川内名7509番地5	その他	鉄骨造	1	0		1076.51	平成 年 月 日
旧誘致企業工場	キュウユウチキギョウコウジョウ	延岡市北川町川内名7509番地5	その他	鉄骨造	1	0		115.93	平成 年 月 日
旧誘致企業工場	キュウユウチキギョウコウジョウ	延岡市北川町川内名7509番地5	その他	鉄骨造	1	0		49.68	平成 年 月 日
旧誘致企業工場	キュウユウチキギョウコウジョウ	延岡市北川町川内名7509番地5	その他	鉄骨造	1	0		4.62	平成 年 月 日
旧誘致企業工場	キュウユウチキギョウコウジョウ	延岡市北川町川内名7509番地5	その他	鉄骨造	1	0		6.45	平成 年 月 日
本村地区多目的広場用公衆	ホンムラチクタクモクテキヒロ/30コウシユトイレ	延岡市北川町長井5399番地10	便所	コンクリートブロック造一部木造	1	0		8.47	平成25年3月29日
旧松葉小学校	キュウマツバシヨウガッコウ	延岡市北川町川内名435番地	住宅	木造	1	0	39.09	39.09	昭和41年3月 日
旧松葉小学校	キュウマツバシヨウガッコウ	延岡市北川町川内名435番地	住宅	木造	1	0	39.09	39.09	昭和41年3月 日
旧松葉小学校	キュウマツバシヨウガッコウ	延岡市北川町川内名435番地	住宅	木造	1	0	39.09	39.09	昭和40年3月 日
旧下赤小学校	キュウシモアカシヨウガッコウ	延岡市北川町川内名9406番地	住宅	木造	1	0	40.19	40.19	昭和46年2月 日
旧下赤中学校	キュウシモアカチュウガッコウ	延岡市北川町川内名9406番地	住宅	木造	1	0	51.71	51.71	昭和45年3月 日
旧下赤中学校	キュウシモアカチュウガッコウ	延岡市北川町川内名9406番地	住宅	木造	1	0	55.68	55.68	昭和39年3月 日
旧下赤中学校	キュウシモアカチュウガッコウ	延岡市北川町川内名9406番地	住宅	木造	1	0	55.68	55.68	昭和39年3月 日
旧下赤中学校	キュウシモアカチュウガッコウ	延岡市北川町川内名9406番地	住宅	木造	1	0	55.68	55.68	昭和39年3月 日
旧下赤中学校	キュウシモアカチュウガッコウ	延岡市北川町川内名9406番地	住宅	木造	1	0	187.46	187.46	昭和63年3月 日
旧瀬口小学校	キュウセグチシヨウガッコウ	延岡市北川町川内名3175番地3	住宅	木造	1	0	48.03	48.03	昭和51年3月 日
旧瀬口小学校	キュウセグチシヨウガッコウ	延岡市北川町川内名3175番地3	住宅	木造	1	0	51.32	51.32	昭和55年2月 日
旧祝子川中学校	キュウホウリガワチュウガッコウ	延岡市北川町川内名10506番地2	住宅	木造	1	0	44.07	44.07	昭和44年3月 日
旧祝子川中学校	キュウホウリガワチュウガッコウ	延岡市北川町川内名10506番地2	住宅	木造	1	0	44.07	44.07	昭和44年3月 日
旧祝子川中学校	キュウホウリガワチュウガッコウ	延岡市北川町川内名10506番地2	住宅	木造	1	0	44.07	44.07	昭和44年3月 日
旧祝子川中学校	キュウホウリガワチュウガッコウ	延岡市北川町川内名10506番地2	住宅	木造	1	0	51.03	51.03	昭和45年3月 日

NO 1

品目：乗用自動車 大：1 中：1 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
4	8	28	自動車(宮崎58と1592)	トヨタカー宮崎(株)延岡営業所(代)	トヨタ タウンエース	1	2,110,900		1		
11	10	29	消防指揮広報車(宮崎800さ674)	大分トヨタ自動車(株)佐伯営業所 所長	トヨタ プラト	2	3,832,500		2		
18	7	19	青色回転灯付パトロール車(宮崎500ほ1817)	J A 宮崎	トヨタ ウィット	3	0		3		
6	6	24	自動車(宮崎44ゆ3682)	宮崎県防犯協会	マツダファミリアXE	4	1,600,000		4		
10	7	3	自動車(宮崎33ぬ3965)	ネットトヨタ宮崎(株)	トヨタハイースGPタイプ(10人乗り)	5	3,566,300		5		
12	9	19	自動車(宮崎400さ5760)	(有)柳田自動車整備工場	トヨタカローラハ'NDX	6	1,452,503		6		
12	6	13	自動車(宮崎400さ5440)	(社)全国保健センター連合会	ニッサンADハ'ン	7	875,350		7		
8	5	14	マイカバス(宮崎22さ3367)	南九州三菱ふそう自動車販売(株)日向延岡	KC-MJ629F MJ629F24178	8	14,214,000		8		
18	3	2	そよかぜ号(宮崎200さ507)	南九州三菱ふそう自動車販売(株)日向延岡	PA-BE63DG 長さ699cm×幅201cm×高さ262cm	9	4,200,000		9		
13	9	28	あおぞら号(宮崎800さ2885)	南九州三菱ふそう自動車販売(株)日向延岡	KK-BE63EG 長さ699cm×幅201cm×高さ259cm	10	7,050,000		10		
8	11	30	公用車(宮崎58リ377)	延岡ダイハツ販売(株)上杉 義則	ダイハツ 宮崎58リ377	12	1,306,246		12		
11	10	26	自動車(宮崎300さ5789)	宮崎トヨタ自動車株式会社 代表取締役 永	トヨタ エミナX	13	2,150,000		13		

NO 2

品目：小型貨物自動車 大：1 中：1 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分類末
15	9	30	自動車(宮崎400才684 1)	(株)日産行才宮崎延岡南店	日産バ ^ク 初トラカGL-G1 800	1	1,501,500		1		

NO 3

品目：消防車 大：1 中：1 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
12	2	27	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎800さ1032)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-LY152	1	3,843,000		1		
9	12	21	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す1537)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-2Y151	2	3,832,500		2		
12	10	16	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎800さ1899)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	KG-LY152	3	3,850,000		3		
10	11	12	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す2369)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKC-LY151	4	3,850,000		4		
8	1	22	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す16)	宮崎元々ポンプ(有) 中村 勇夫	トヨタKG-LY151	5	2,523,500		5		
9	12	21	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す1536)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-2Y151	6	3,832,500		6		
9	12	21	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す1559)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-2Y151	7	3,832,500		7		
12	2	27	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎800さ1043)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-LY152	8	3,843,000		8		
10	11	12	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す2368)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKC-LY151	9	3,850,000		9		
10	11	13	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す2373)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKC-LY151	10	3,850,000		10		
9	12	21	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す1560)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-2Y151	11	3,832,500		11		
10	11	13	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す2372)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKC-LY151	12	3,850,000		12		
8	1	22	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す11)	宮崎元々ポンプ(有) 中村 勇夫	トヨタKC-LY151	13	2,523,500		13		
9	2	14	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎88す799)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタ KC-LY151	14	3,759,500		14		
12	2	27	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎800さ1037)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-LY152	15	3,843,000		15		
12	10	17	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎800さ1903)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-LY152	16	3,850,000		16		
12	2	27	小型動力ポンプ付積載車 (宮崎800さ1050)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	トヨタKG-LY152	17	3,843,000		17		
19	2	28	消防ポンプ自動車(宮崎800さ7369)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	PA-FG72DC	18	15,000,000		18		

NO 4

品目：軽自動車 大：1 中：1 小：6

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
18	7	19	青色回転灯付オートバイ車 (宮崎580か7107)	J A 宮崎	スズキワゴンR	1	0		1		
10	5	29	自動車(宮崎41そ1462)	(有)北川自動車修理工場	スズキワゴン	2	567,055		2		

NO 5

品目：運搬車 大：1 中：4 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
			台車	不明	コケ 450×700	1	20,000		1		
			台車	不明	600×900	2	30,000		2		
8	3	29	キャンブローヒースカート	(有)池部陶器店 (代)池部安文	ガラスタイプ RC330	3	86,520		3		
10	12	8	ユーティリティカート	(株)金市文具店	BC1627-35	4	38,850		4		
10	6	25	テープ用台車	(株)金市文具店	TK-T100	5	42,000		5		

NO 6

品目：その他 大：1 中：5 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
8	3	1	ゴムボート	中村消防(株)日向営業所		1	357,000		1		
8	3	1	ゴムボート	中村消防(株)日向営業所		2	357,000		2		

NO 7

品目：両袖机 大：2 中：1 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
57	11	29	両袖事務机	延岡農協同組合	2000×900	1	399,000		1	柴矢	
57	11	29	両袖事務机	延岡農協同組合	1600×800	2	206,000		2	志野崎	
57	11	20	両袖事務机	(株)アール-延岡営業所 (代)安部 茂次	11-両袖	3	41,400		3	宮野	
57	12	6	両袖事務机	(株)日栄産業 (代)上田 邦雄	777 382-9106	4	310,000		4		
13	5	22	両袖事務机	(株)出先 (代)出先 秀樹		5	90,846		5		

NO 8

品目：片袖机 大：2 中：1 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	1	27,500		1	深田	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	2	27,500		2	小野	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次		3	27,500		3		
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	4	27,500		4	工藤	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖	5	27,500		5	安藤	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	6	27,500		6	池田	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	7	27,500		7	堀田	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	8	27,500		8	黒田	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	9	27,500		9		
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖 CS-2270N-21	10	27,500		10		
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖	11	27,500		11	赤木正	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖	12	27,500		12	須藤	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖	13	27,500		13	小野	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖	14	27,500		14	赤木	
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖	15	27,500		15		
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖	17	27,500		17		
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所 (代)安部茂次	1-キ片袖cs-2270N-21	18	27,500		18		
5	3	28	片袖事務机	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カカ53616DF-M010	20	27,810		20		
5	3	28	片袖事務机	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カカ53616DF-M010	21	27,810		21		
12	11	2	片袖事務机	(株)金市文具店	カカ5DS15VL-MB	22	36,960		22		
8	3	29	片袖事務机	(株)出先 (代)出先 秀樹	SD-BDN127L3	23	27,470		23		
10	6	25	片袖事務机	(株)金市文具店	SD-BDN127P3MT	24	29,915		24		
10	6	25	片袖事務机	(株)金市文具店	SD-BDN127P3MT	25	29,915		25		
57	11	20	片袖事務机	(株)アールエー延岡営業所	1-キ片袖 CS-2270 N-21	26	27,500		26		

NO 9

品目：脇机 大：2 中：1 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	1	18,000		1	深田	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	2	18,000		2	小野	
13	6	18	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次		3	18,000		3		
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	4	18,000		4	黒田	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	5	18,000		5	須藤	
2	3	24	脇机	(株)金市文具店	SD-BDH47E	6	24,000		6		
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	7	18,000		7	池田	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	8	18,000		8	工藤	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	9	18,000		9	堀田	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	10	18,000		10		
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	11	18,000		11		
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	12	18,000		12	安藤	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	13	18,000		13	宮野	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	14	18,000		14	赤木正	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	15	18,000		15	小野	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	16	18,000		16	赤木	
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	17	18,000		17		
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	18	18,000		18		
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	19	18,000		19		
57	11	20	脇机	(株)7^3-延岡営業所 (代)安部茂次	11-1 CS-4471 N-21	22	18,000		22		

NO 10

品目：長机 大：2 中：1 小：5

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	1	49,500		1		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	2	49,500		2		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	3	49,500		3		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	4	49,500		4		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	5	49,500		5		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	6	49,500		6		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	7	49,500		7		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	8	49,500		8		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	9	49,500		9		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	10	49,500		10		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	11	49,500		11		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	12	49,500		12		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	13	49,500		13		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	14	49,500		14		
57	11	20	会議用テーブル	(株)アグマ百貨店 (代)永野清久	71仔 MT20-600L	15	49,500		15		
57	12	6	会議用テーブル	(株)日栄産業 (代)上田 邦雄	ウツロ-ズ'ウツ' 4124	16	235,000		16		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	22	27,300		22		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	23	27,300		23		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	24	27,300		24		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	25	27,300		25		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	26	27,300		26		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	27	27,300		27		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	28	27,300		28		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	29	27,300		29		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	30	27,300		30		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	31	27,300		31		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	32	27,300		32		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	33	27,300		33		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	34	27,300		34		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	35	27,300		35		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	36	27,300		36		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	37	27,300		37		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	38	27,300		38		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	39	27,300		39		
10	6	28	木製長机	(株)アサヒ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A947	40	27,300		40		

NO 11

品目：長机 大：2 中：1 小：5

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
10	6	28	木製長机	(株)7㍻ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A㍻ ㍻	41	27,300		41		
10	6	28	木製長机	(株)7㍻ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A㍻ ㍻	42	27,300		42		
10	6	28	木製長机	(株)7㍻ 小笠 澄夫	木製長机(3人掛)A㍻ ㍻	43	27,300		43		

NO 12

品目：座机 大：2 中：1 小：6

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
58	2	28	座卓	志岐外入店		1	8,000		1		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	2	7,014		2		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	3	7,014		3		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	4	7,014		4		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	5	7,014		5		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	6	7,014		6		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	7	7,014		7		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	8	7,014		8		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	9	7,014		9		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	10	7,014		10		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	11	7,014		11		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	12	7,014		12		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	13	7,014		13		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	14	7,014		14		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	15	7,014		15		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	16	7,014		16		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	17	7,014		17		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	18	7,014		18		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	19	7,014		19		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	20	7,014		20		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	21	7,014		21		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	22	7,014		22		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	23	7,014		23		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	24	7,014		24		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	25	7,014		25		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	26	7,014		26		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	27	7,014		27		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	28	7,014		28		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	29	7,014		29		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	30	7,014		30		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	31	7,014		31		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	32	7,014		32		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	33	7,014		33		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	34	7,014		34		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	35	7,014		35		

NO 13

品目：座机 大：2 中：1 小：6

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	36	7,014		36		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	37	7,014		37		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	38	7,014		38		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	39	7,014		39		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	40	7,014		40		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	41	7,014		41		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	42	7,014		42		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	43	7,014		43		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	44	7,014		44		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	45	7,014		45		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	46	7,014		46		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	47	7,014		47		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	48	7,014		48		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ｺｸｺ 41 KT-RN	49	7,014		49		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	50	63,000		50		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	51	63,000		51		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	52	63,000		52		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	53	63,000		53		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	54	63,000		54		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	55	63,000		55		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	56	63,000		56		
12	10	31	座卓	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「芦屋」W1500mm×D900mm×H350mm	57	63,000		57		
58	2	28	和室ﾃｰﾌﾞﾙ	志岐ﾀﾝｽ店		58	8,000		58		
58	2	28	和室ﾃｰﾌﾞﾙ	志岐ﾀﾝｽ店		59	8,000		59		
58	2	28	和室ﾃｰﾌﾞﾙ	志岐ﾀﾝｽ店		60	8,000		60		
58	2	28	和室ﾃｰﾌﾞﾙ	志岐ﾀﾝｽ店		61	8,000		61		
58	2	28	和室ﾃｰﾌﾞﾙ	志岐ﾀﾝｽ店		62	8,000		62		
58	2	28	和室ﾃｰﾌﾞﾙ	志岐ﾀﾝｽ店		63	8,000		63		
58	2	28	和室ﾃｰﾌﾞﾙ	志岐ﾀﾝｽ店		64	8,000		64		
10	6	28	座卓	(株)ｱﾙﾋﾞ 小笠 澄夫	白梅1200×900×340	65	33,600		65		
10	6	28	座卓	(株)ｱﾙﾋﾞ 小笠 澄夫	白梅1500×900×340	66	36,750		66		
10	6	28	座卓	(株)ｱﾙﾋﾞ 小笠 澄夫	白梅1200×900×340	67	33,600		67		
10	6	28	座卓	(株)ｱﾙﾋﾞ 小笠 澄夫	白梅1200×900×340	68	33,600		68		
10	6	28	座卓	(株)ｱﾙﾋﾞ 小笠 澄夫	白梅1200×900×340	69	33,600		69		
10	6	28	座卓	(株)ｱﾙﾋﾞ 小笠 澄夫	白梅1500×900×340	70	36,750		70		

NO 14

品目：座机 大：2 中：1 小：6

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	71	7,014		71		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	72	7,014		72		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	73	7,014		73		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	74	7,014		74		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	75	7,014		75		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	76	7,014		76		
5	3	28	座机	(株)金市文具店	ㄗㄗ 41 KT-RN	77	7,014		77		

NO 15

品目：折りたたみ机 大：2 中：1 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方頭末
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	1	9,682		1		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	2	9,682		2		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	3	9,682		3		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	4	9,682		4		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	5	55,300		5		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	6	55,300		6		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	7	55,300		7		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	8	55,300		8		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	9	55,300		9		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	10	55,300		10		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	11	55,300		11		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	12	55,300		12		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	13	55,300		13		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	14	55,300		14		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	15	55,300		15		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	16	55,300		16		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	17	55,300		17		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	18	55,300		18		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	19	55,300		19		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	20	55,300		20		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	21	55,300		21		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	22	55,300		22		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	23	55,300		23		
13	11	20	会議用机	(株)金市文具店	W:1800 D:600 H:700	24	55,300		24		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	25	9,682		25		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	26	9,682		26		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	27	9,682		27		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	28	9,682		28		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	29	9,682		29		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	30	9,682		30		
8	3	14	会議用テーブル	洵上紙商店 洵上 昇	コクヨKT120R	31	9,682		31		
13	5	22	テーブル	(株)出先(代)出先 秀樹		36	33,475		36		
13	5	22	テーブル	(株)出先(代)出先 秀樹		37	33,475		37		
13	5	22	テーブル	(株)出先(代)出先 秀樹		38	33,475		38		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	39	13,839		39		

NO 16

品目：折りたたみ机 大：2 中：1 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	40	13,839		40		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	41	13,839		41		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	42	13,839		42		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	43	13,839		43		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	44	13,839		44		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	45	13,839		45		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	46	13,839		46		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	47	13,839		47		
10	6	25	脚折りたたみ和机	(株)金市文具店	KT-L30RN	48	13,839		48		
13	5	22	テーブル	(株)出先(代)出先 秀樹		49	33,475		49		
13	5	22	テーブル	(株)出先(代)出先 秀樹		50	33,475		50		

NO 17

品目：食卓テーブル 大：2 中：1 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
12	10	31	食堂用テーブル	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 T-718(40) CWL	1	45,150		1		
12	12	20	食堂用テーブル	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 T-718(40) CWL	2	45,150		2		
12	10	31	食堂用テーブル	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 T-718(40) CWL	3	45,150		3		
12	10	31	食堂用テーブル	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 T-718(40) CWL	4	45,150		4		
12	10	31	食堂用テーブル	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 T-718(40) CWL	5	45,150		5		
12	10	31	食堂用テーブル	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 T-718(40) CWL	6	45,150		6		
12	12	20	食堂用テーブル	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 T-718(40) CWL	7	45,150		7		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	8	47,380		8		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	9	47,380		9		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	10	47,380		10		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	11	47,380		11		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	12	47,380		12		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	13	47,380		13		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	14	47,380		14		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	15	47,380		15		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	16	47,380		16		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	17	47,380		17		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	18	47,380		18		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	19	47,380		19		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	20	47,380		20		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	21	47,380		21		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	22	47,380		22		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	23	47,380		23		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	24	47,380		24		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	25	47,380		25		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	26	47,380		26		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	27	47,380		27		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	28	47,380		28		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	29	47,380		29		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	30	47,380		30		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	31	47,380		31		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	32	47,380		32		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	33	47,380		33		
8	3	29	和風テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹	TJ-436-1B0	34	47,380		34		

NO 18

品目：OAデスク 大：2 中：1 小：9

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
7	10	31	パソコンデスク	株式会社 - 代表 首藤正治	ILCOLCX70	1	23,690		1		
10	3	24	OAデスク	(株)金市文具店	RFX-200G	2	57,540		2		
10	3	31	OAデスク	(株)金市文具店	RMX-F200G	3	64,680		3		
10	3	31	オハートップデスク	(株)金市文具店	ROX-6E	6	5,754		6		
10	3	31	オハートップデスク	(株)金市文具店	ROX-18E	7	14,070		7		
10	12	8	プロジェクトテーブル	(株)金市文具店	EU-701	8	55,125		8		

NO 19

品目：会議用円卓テーブル 大：2 中：1 小：11

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方頭末
57	11	29	会議用テーブル	延岡農協協同組合	ホトカズ 3600×1800 ×600	1	655,000		1		

NO 20

品目：演台 大：2 中：1 小：12

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
5	3	28	演台	(株)金市文具店	コジWA-120	1	102,380		1		
58	2	26	演台	金井文具店	900*445*1030	2	40,700		2		
58	2	28	演台	志岐刃入店	1200*600*900	3	61,000		3		
10	6	28	演台	(株)797 小笠 澄夫	演台 1200×600×960	4	147,000		4		

NO 21

品目：閲覧用テーブル 大：2 中：1 小：13

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方顔末
13	5	22	コーナーテーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹		1	16,943		1		
13	5	22	テーブル	(株)出先 (代)出先 秀樹		2	38,110		2		

NO 22

品目：その他 大：2 中：1 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願未
57	11	29	サイドテーブル	延岡農協協同組合	ホトクサクワエケセルEF	1	45,500		1		
57	11	29	サービステーブル	延岡農業協同組合	ホトクサクワエケセルEF	2	41,500		2		
57	11	29	センターテーブル	延岡農協協同組合	ホトクサクワエケセルEF	3	74,500		3		
57	11	29	サイドテーブル	延岡農協協同組合	ホトクサクワエケセルEF	4	45,500		4		
8	3	29	会議用テーブル	(株)金市文具店	KT-S180N	8	33,310		8		
10	6	25	応接セット	(株)金市文具店	CE860K2台、CE862K1台、NT-S30RT1台	9	229,057		9		

NO 23

品目：その他 大：2 中：1 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		14			14		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		15			15		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		16			16		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		17			17		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		18			18		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		19			19		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		20			20		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		21			21		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		22			22		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		23			23		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		24			24		
24	10	2	机・椅子セット	矢作建設(株)		25			25		

NO 24

品目：回転椅子 大：2 中：2 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
57	11	20	事務用回転椅子	株式会社 久永 延岡営業所	木452054DZ	1	48,900		1		
19	3	22	職員用健康椅子(肘掛無)	宮本有限会社 (代)宮本 克己	木45CS35CS-FM16	2	34,335		2	須藤	
19	3	22	職員用健康椅子(肘掛無)	宮本有限会社 (代)宮本 克己	木45CS35CS-FM16	3	34,335		3	小野	
19	3	22	職員用健康椅子(肘掛無)	宮本有限会社 (代)宮本 克己	木45CS35CS-FM16	4	34,335		4	杉野	
8	3	29	事務用回転椅子	(株)金市文具店	CR-G120F4肘なし	5	12,329		5		
8	3	29	事務用回転椅子	(株)金市文具店	CR-G120F4肘なし	6	12,329		6		
12	6	8	職員用健康椅子(肘掛無)	(資) 藤本紙店	木45CS35CS-FM16	7	32,445		2	田上	上下水道局下水
12	6	22	職員用健康椅子(肘掛無)	(資) 藤本紙店	木45CS35CS-FM16	8	32,445		2	北林	上下水道局下水
11	9	20	職員用健康椅子(肘掛無)	(資) 藤本紙店		9	32,550			小野(裕)	防災推進室より

NO 25

品目：角椅子 大：2 中：2 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		32	11,639		32		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		33	11,639		33		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		34	11,639		34		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		35	11,639		35		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		36	11,639		36		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		37	11,639		37		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		38	11,639		38		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		39	11,639		39		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		40	11,639		40		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		41	11,639		41		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		42	11,639		42		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		43	11,639		43		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		44	11,639		44		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		45	11,639		45		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		46	11,639		46		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		47	11,639		47		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		48	11,639		48		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		49	11,639		49		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		50	11,639		50		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		51	11,639		51		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		52	11,639		52		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		53	11,639		53		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		54	11,639		54		
13	5	22	椅子	(株)出先(代)出先 秀樹		55	11,639		55		

NO 26

品目：長椅子 大：2 中：2 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
5	3	28	ベンチ	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム52376DB-F628	1	65,920		1		
5	3	28	ベンチ	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム52394SZ-F584	2	77,044		2		
5	3	28	ベンチ	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム52393SZ-F584	3	62,315		3		
5	3	28	ベンチ	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	3人用	4	62,315		4		
5	3	28	ベンチ	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム52393SZ-F584	5	62,315		5		
5	3	28	ベンチ	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム52393SZ-F584	6	62,315		6		
5	3	28	ベンチ	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム52393SZ-F584	7	62,315		7		
12	10	31	待合い椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-799	8	32,340		8		
12	12	20	待合い椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-799	9	32,340		9		
12	10	31	待合い椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-799	10	32,340		10		
12	10	31	待合い椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-799	11	32,340		11		
12	12	20	待合い椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-799	12	32,340		12		
12	10	31	脱衣所長椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 W1500mm× D400mm×H420mm	13	44,835		13		
12	10	31	脱衣所長椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 W1500mm× D400mm×H420mm	14	44,835		14		
58	2	26	ピクニックベンチ	金井文具店	ベンチタイプ2連	16	66,000		16		
58	2	26	ピクニックベンチ	金井文具店	背付タイプ3連	19	115,500		19		
8	3	28	ベンチ	盛武建築 (代)盛武 紀明		22	62,830		22		
8	3	28	ベンチ	盛武建築 (代)盛武 紀明		23	62,830		23		
8	3	28	ベンチ	盛武建築 (代)盛武 紀明		24	62,830		24		
8	3	28	ベンチ	盛武建築 (代)盛武 紀明		25	62,830		25		
8	3	28	ベンチ	盛武建築 (代)盛武 紀明		26	62,830		26		
8	3	28	ベンチ	盛武建築 (代)盛武 紀明		27	62,830		27		
8	3	28	ベンチ	盛武建築 (代)盛武 紀明		28	62,830		28		
8	3	29	長イス	(株)出先 (代)出先 秀樹	5-407タイプ	29	43,260		29		
13	5	22	研修室ベンチ	(株)出先 (代)出先 秀樹		30	36,915		30		
13	5	22	研修室ベンチ	(株)出先 (代)出先 秀樹		31	27,038		31		
8	3	29	利休ベンチ	(株)出先 (代)出先 秀樹	CJC-350-7CD	32	17,510		32		
8	3	29	利休ベンチ	(株)出先 (代)出先 秀樹	CJC-350-7CD	33	17,510		33		
10	6	30	白木長椅子	(有)池部陶器店 (代)池部安文	カ材白木長椅子座 板折足×2	34	36,381		34		
10	6	30	白木長椅子	(有)池部陶器店 (代)池部安文	カ材白木長椅子座 板折足×2	35	36,381		35		
58	2	28	ピクニックベンチ	志岐タンス店	W1800×D550×H360	36	56,400		36		
24	10	2	長椅子	矢作建設 (株)		37			37		
24	10	2	長椅子	矢作建設 (株)		38			38		
24	10	2	長椅子	矢作建設 (株)		39			39		
24	10	2	長椅子	矢作建設 (株)		40			40		

NO 27

品目：ソファー 大：2 中：2 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
12	11	2	ソファ-ベ-ット	(株)金市文具店	材A58301SB-P409	1	65,835		1		

NO 28

品目：丸椅子 大：2 中：2 小：5

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
12	11	2	椅子	(株)金市文具店	木45CS23-FM15	1	7,950		1		
12	11	2	椅子	(株)金市文具店	木45CS23-FM15	2	7,950		2		
12	11	2	椅子	(株)金市文具店	木45CS23-FM15	3	7,950		3		
12	11	2	椅子	(株)金市文具店	木45CS23-FM15	4	7,950		4		
8	3	29	ハイチ7	(株)金市文具店	KS-730B 70-068	5	14,595		5		
8	3	29	ハイチ7	(株)金市文具店	KS-730B 70-068	6	14,595		6		
8	3	29	ハイチ7	(株)金市文具店	KS-730B 70-068	7	14,595		7		

NO 29

品目：肘付回転椅子 大：2 中：2 小：6

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
57	11	27	椅子	延岡農業協同組合	ホ-トリ AF451RC	1	96,600		1	深田	
57	11	20	肘付回転椅子	株式会社久永宮崎支店 支店長 稲元 憲一	ホム52123YZ	3	11,700		3		
57	12	6	回転椅子	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	ウチ* T-54-ライブ* ラン	4	54,000		4		
57	12	6	回転椅子	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	ウチ* T-54-ライブ* ラン	5	54,000		5		
57	12	6	回転椅子	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	ウチ* T-54-ライブ* ラン	6	54,000		6		
57	12	6	回転椅子	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	ウチ* T-54-ライブ* ラン	7	54,000		7		
57	12	6	回転椅子	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	ウチ* T-54-ライブ* ラン	8	54,000		8		
57	12	6	回転椅子	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	ウチ* T-54-ライブ* ラン	9	54,000		9		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	10	71,400		10		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	11	71,400		11		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	12	71,400		12		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	13	71,400		13		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	14	71,400		14		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	15	71,400		15		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	16	71,400		16		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	17	71,400		17		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	18	71,400		18		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	19	71,400		19		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	20	71,400		20		
57	11	29	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	21	71,400		21		
57	12	6	肘付回転椅子	日栄産業(株)	ウチ* ED-794-BU	22	280,000		22		
57	11	29	肘付回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリAF451RC 合皮KN 005	23	96,600		23	志野崎	
57	11	20	回転椅子	株式会社 久永延岡営業所	ホム52123YZ	25	11,700		25		
57	11	20	回転椅子	株式会社久永宮崎支店 支店長 稲元 憲一	ホム52054DZ	26	48,900		26		
19	3	23	職員用健康椅子(肘掛有)	宮本有限会社(代)宮本 克己	ホム5CS45CS-FM16	27	43,260		27	安藤	
57	11	20	肘付回転椅子	株式会社久永宮崎支店 支店長 稲元 憲一	ホム52123YZ	28	11,700		28	赤木正	
57	11	20	肘付回転椅子	株式会社久永宮崎支店 支店長 稲元 憲一	ホム52123YZ	29	11,700		29	赤木	
57	11	20	肘付回転椅子	株式会社久永宮崎支店 支店長 稲元 憲一	ホム52123YZ	30	11,700		30		
57	11	20	肘付回転椅子	株式会社久永宮崎支店 支店長 稲元 憲一	ホム52123YZ	31	11,700		31		
57	11	20	肘付回転椅子	株式会社久永宮崎支店 支店長 稲元 憲一	ホム52123YZ	32	11,700		32		
19	3	23	職員用健康椅子(肘掛有)	宮本有限会社(代)宮本 克己	ホム5CS45CS-FM16	33	43,260		33	工藤	
10	3	31	OH717-	(株)金市文具店	RZC-N204GY	34	12,915		34		
10	3	31	OH717-	(株)金市文具店	RZC-N204GY	35	12,915		35		
57	11	20	回転椅子	延岡農協協同組合	ホ-トリNN002 AF450BC 合皮	38	71,400		38		
57	12	6	議長椅子	(株)日栄産業(代)上田 邦雄	ウチ* ED-774-13K	39	185,000		39		

NO 30

品目：肘付回転椅子 大：2 中：2 小：6

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
5	3	28	事務用椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カ452220ZZ-P001	52	11,124		52		
5	3	28	事務用椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カ452220ZZ-P001	53	11,124		53		
12	11	2	回転椅子	(株)金市文具店	カ45CS33CS-FM13	54	27,615		54		
8	3	29	事務用回転机	(株)金市文具店	GR-G123F4-V肘付き	55	17,087		55		
10	6	25	事務用椅子	(株)金市文具店	CR-14D-SN	56	13,566		56		
10	6	25	事務用椅子	(株)金市文具店	CR-14D-SN	57	13,566		57		
18	3	14	肘付回転椅子	(株)金市文具店		59	24,150		59		グリーンセンター資源対
18	3	31	肘付回転椅子	(資)藤本紙店	カ45CS45CS-FM16	60	41,475		60		清掃工場建設室
12	6	19	肘付回転椅子	(資)藤本紙店	カ45CS45CS-FM16	61	41,475		60		清掃工場建設室
57	11	20	回転椅子	株式会社久永延岡営業所	カ452123YZ	62	11,700				農林課から保管
57	11	20	回転椅子	株式会社久永延岡営業所	カ452123YZ	63	81,900				農林課から保管
57	11	20	回転椅子	株式会社久永延岡営業所	カ452123YZ	64	11,700				市民生活課から
57	11	20	回転椅子	株式会社久永延岡営業所	カ452123YZ	65	11,700				市民生活課から
57	11	20	回転椅子	株式会社久永延岡営業所	カ452123YZ	66	11,700				税務課から保管
22	3	24	肘付回転椅子	アイデアル商事	カ45CS45CS-FM16	67	46,725			支所長	職員課にて購入
22	3	24	肘付回転椅子	アイデアル商事	カ45CS45CS-FM16	68	46,725			課長	職員課にて購入
22	3	24	肘付回転椅子	アイデアル商事	カ45CS45CS-FM16	69	46,725				保健体育課へ保

NO 31

品目：折りたたみ椅子 大：2 中：2 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
58	8	1	折りたたみ椅子			1	2,000		1		
58	8	1	折りたたみ椅子			2	2,000		2		
58	8	1	折りたたみ椅子			3	2,000		3		
58	8	1	折りたたみ椅子			4	2,000		4		
58	8	1	折りたたみ椅子			5	2,000		5		
58	8	1	折りたたみ椅子			6	2,000		6		
58	8	1	折りたたみ椅子			7	2,000		7		
58	8	1	折りたたみ椅子			8	2,000		8		
58	8	1	折りたたみ椅子			9	2,000		9		
58	8	1	折りたたみ椅子			10	2,000		10		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	11	5,175		11		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	12	5,175		12		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	13	5,175		13		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	14	5,175		14		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	15	5,175		15		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	16	5,175		16		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	17	5,175		17		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	18	5,175		18		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	19	5,175		19		
5	3	28	折々椅子	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム58151DZ-P	20	5,175		20		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	21	3,570		21		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	22	3,570		22		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	23	3,570		23		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	24	3,570		24		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	25	3,570		25		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	26	3,570		26		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	27	3,570		27		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	28	3,570		28		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	29	3,570		29		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	30	3,570		30		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	31	3,570		31		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	32	3,570		32		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	33	3,570		33		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	34	3,570		34		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	35	3,570		35		

NO 32

品目：折りたたみ椅子 大：2 中：2 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	36	3,570		36		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	37	3,570		37		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	38	3,570		38		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	39	3,570		39		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	40	3,570		40		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	41	3,570		41		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	42	3,570		42		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	43	3,570		43		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	44	3,570		44		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	45	3,570		45		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	46	3,570		46		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	47	3,570		47		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	48	3,570		48		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	49	3,570		49		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	50	3,570		50		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	51	3,570		51		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	52	3,570		52		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	53	3,570		53		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	54	3,570		54		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	55	3,570		55		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	56	3,570		56		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	57	3,570		57		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	58	3,570		58		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	59	3,570		59		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	60	3,570		60		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	61	3,570		61		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	62	3,570		62		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	63	3,570		63		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	64	3,570		64		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	65	3,570		65		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	66	3,570		66		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	67	3,570		67		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	68	3,570		68		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	69	3,570		69		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	70	3,570		70		

NO 33

品目：折りたたみ椅子 大：2 中：2 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	71	3,570		71		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	72	3,570		72		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	73	3,570		73		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	74	3,570		74		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	75	3,570		75		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	76	3,570		76		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	77	3,570		77		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	78	3,570		78		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	79	3,570		79		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	80	3,570		80		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	81	3,570		81		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	82	3,570		82		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	83	3,570		83		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	84	3,570		84		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	85	3,570		85		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	86	3,570		86		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	87	3,570		87		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	88	3,570		88		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	89	3,570		89		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	90	3,570		90		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	91	3,570		91		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	92	3,570		92		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	93	3,570		93		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	94	3,570		94		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	95	3,570		95		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	96	3,570		96		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	97	3,570		97		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	98	3,570		98		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	99	3,570		99		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	100	3,570		100		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	101	3,570		101		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	102	3,570		102		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	103	3,570		103		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	104	3,570		104		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	105	3,570		105		

NO 34

品目：折りたたみ椅子 大：2 中：2 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類未
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	106	3,570		106		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	107	3,570		107		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	108	3,570		108		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	109	3,570		109		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	110	3,570		110		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	111	3,570		111		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	112	3,570		112		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	113	3,570		113		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	114	3,570		114		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	115	3,570		115		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	116	3,570		116		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	117	3,570		117		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	118	3,570		118		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	119	3,570		119		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	120	3,570		120		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	121	3,570		121		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	122	3,570		122		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	123	3,570		123		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	124	3,570		124		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	125	3,570		125		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	126	3,570		126		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	127	3,570		127		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	128	3,570		128		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	129	3,570		129		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	130	3,570		130		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	131	3,570		131		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	132	3,570		132		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	133	3,570		133		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	134	3,570		134		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	135	3,570		135		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	136	3,570		136		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	137	3,570		137		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	138	3,570		138		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	139	3,570		139		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐タス店	W400×D400×H420	140	3,570		140		

NO 35

品目：折りたたみ椅子 大：2 中：2 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	141	3,570		141		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	142	3,570		142		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	143	3,570		143		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	144	3,570		144		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	145	3,570		145		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	146	3,570		146		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	147	3,570		147		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	148	3,570		148		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	149	3,570		149		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	150	3,570		150		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	151	3,570		151		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	152	3,570		152		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	153	3,570		153		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	154	3,570		154		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	155	3,570		155		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	156	3,570		156		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	157	3,570		157		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	158	3,570		158		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	159	3,570		159		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	160	3,570		160		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	161	3,570		161		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	162	3,570		162		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	163	3,570		163		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	164	3,570		164		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	165	3,570		165		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	166	3,570		166		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	167	3,570		167		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	168	3,570		168		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	169	3,570		169		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	170	3,570		170		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	171	3,570		171		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	172	3,570		172		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	173	3,570		173		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	174	3,570		174		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐カヌ店	W400×D400×H420	175	3,570		175		

NO 36

品目：折りたたみ椅子 大：2 中：2 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	176	3,570		176		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	177	3,570		177		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	178	3,570		178		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	179	3,570		179		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	180	3,570		180		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	181	3,570		181		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	182	3,570		182		
58	2	28	折り畳み椅子	志岐ｸｽ店	W400×D400×H420	183	3,570		183		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	184	4,645		184		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	185	4,645		185		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	186	4,645		186		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	187	4,645		187		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	188	4,645		188		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	189	4,645		189		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	190	4,645		190		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	191	4,645		191		
8	3	29	折畳みｲ	(株)金市文具店	CF-B5NN	192	4,645		192		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		193	4,619		193		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		194	4,619		194		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		195	4,619		195		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		196	4,619		196		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		197	4,619		197		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		198	4,619		198		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		199	4,619		199		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		200	4,619		200		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		201	4,619		201		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		202	4,619		202		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		203	4,619		203		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		204	4,619		204		
13	5	22	折畳みｲ	(株)出先(代)出先 秀樹		205	4,619		205		

NO 37

品目：会議用椅子 大：2 中：2 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	1	10,650		1		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	2	10,650		2		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	3	10,650		3		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	4	10,650		4		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	5	10,650		5		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	6	10,650		6		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	7	10,650		7		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	8	10,650		8		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	9	10,650		9		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	10	10,650		10		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	11	10,650		11		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	12	10,650		12		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	13	10,650		13		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	14	10,650		14		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	15	10,650		15		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	16	10,650		16		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	17	10,650		17		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	18	10,650		18		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	19	10,650		19		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	20	10,650		20		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	21	10,650		21		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	22	10,650		22		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	23	10,650		23		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	24	10,650		24		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	25	10,650		25		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	26	10,650		26		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	27	10,650		27		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	28	10,650		28		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	29	10,650		29		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	30	10,650		30		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	31	10,650		31		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	32	10,650		32		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	33	10,650		33		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	34	10,650		34		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	35	10,650		35		

NO 38

品目：会議用椅子 大：2 中：2 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	36	10,650		36		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	37	10,650		37		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	38	10,650		38		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	39	10,650		39		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	40	10,650		40		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	41	10,650		41		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	42	10,650		42		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	43	10,650		43		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	44	10,650		44		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	45	10,650		45		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	46	10,650		46		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	47	10,650		47		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	48	10,650		48		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	49	10,650		49		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	50	10,650		50		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	51	10,650		51		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	52	10,650		52		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	53	10,650		53		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	54	10,650		54		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	55	10,650		55		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	56	10,650		56		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	57	10,650		57		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	58	10,650		58		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	59	10,650		59		
13	11	20	会議用椅子	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	60	10,650		60		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	61	21,500		61		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	62	21,500		62		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	63	21,500		63		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	64	21,500		64		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	65	21,500		65		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	66	21,500		66		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	67	21,500		67		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	68	21,500		68		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	69	21,500		69		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	70	21,500		70		

NO 39

品目：会議用椅子 大：2 中：2 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	71	21,500		71		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	72	21,500		72		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	73	21,500		73		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	74	21,500		74		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	75	21,500		75		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	76	21,500		76		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	77	21,500		77		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	78	21,500		78		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	79	21,500		79		
13	11	20	会議用椅子(肘付き)	(株)金市文具店	布張り H:730 W:510 D:530	80	21,500		80		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	81	15,750		81		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	82	15,750		82		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	83	15,750		83		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	84	15,750		84		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	85	15,750		85		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	86	15,750		86		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	87	15,750		87		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	88	15,750		88		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	89	15,750		89		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	90	15,750		90		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	91	15,750		91		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	92	15,750		92		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	93	15,750		93		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	94	15,750		94		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	95	15,750		95		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	96	15,750		96		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	97	15,750		97		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	98	15,750		98		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	99	15,750		99		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	100	15,750		100		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	101	15,750		101		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	102	15,750		102		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	103	15,750		103		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	104	15,750		104		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍻ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500× 910)	105	15,750		105		

NO 40

品目：会議用椅子 大：2 中：2 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	106	15,750		106		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	107	15,750		107		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	108	15,750		108		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	109	15,750		109		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	110	15,750		110		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	111	15,750		111		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	112	15,750		112		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	113	15,750		113		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	114	15,750		114		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	115	15,750		115		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	116	15,750		116		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	117	15,750		117		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	118	15,750		118		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	119	15,750		119		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	120	15,750		120		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	121	15,750		121		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	122	15,750		122		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	123	15,750		123		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	124	15,750		124		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	125	15,750		125		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	126	15,750		126		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	127	15,750		127		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	128	15,750		128		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	129	15,750		129		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	130	15,750		130		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	131	15,750		131		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	132	15,750		132		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	133	15,750		133		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	134	15,750		134		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	135	15,750		135		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	136	15,750		136		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	137	15,750		137		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	138	15,750		138		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	139	15,750		139		
10	6	28	木製椅子	(株)7㍑ 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	140	15,750		140		

NO 41

品目：会議用椅子 大：2 中：2 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
10	6	28	木製椅子	(株)7牝 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	141	15,750		141		
10	6	28	木製椅子	(株)7牝 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	142	15,750		142		
10	6	28	木製椅子	(株)7牝 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	143	15,750		143		
10	6	28	木製椅子	(株)7牝 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	144	15,750		144		
10	6	28	木製椅子	(株)7牝 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	145	15,750		145		
10	6	28	木製椅子	(株)7牝 小笠 澄夫	ADT-187(480×500×910)	146	15,750		146		

NO 42

品目：特殊椅子 大：2 中：2 小：9

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
8	3	29	へび椅子	(株)出先(代)出先 秀樹	SD-BDN127L3	1	17,201		1		
8	3	29	へび椅子	(株)出先(代)出先 秀樹	SD-BDN127L3	2	17,201		2		
8	3	29	へび椅子	(株)出先(代)出先 秀樹	SD-BDN127L3	3	17,201		3		
8	3	29	へび椅子	(株)出先(代)出先 秀樹	SD-BDN127L3	4	17,201		4		
8	3	29	へび椅子	(株)出先(代)出先 秀樹	SD-BDN127L3	5	17,201		5		
8	3	29	へび椅子	(株)出先(代)出先 秀樹	SD-BDN127L3	6	17,201		6		

NO 43

品目：応接椅子 大：2 中：2 小：10

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
57	11	29	7-4717-	延岡農協協同組合	ホトクワセメフク-ジュ布張	1	108,000		1		
57	11	29	7-4717-	延岡農協協同組合	ホトクワセメフク-ジュ布張	2	108,000		2		
57	11	29	7-4717-	延岡農協協同組合	ホトクワセメフク-ジュ布張	3	108,000		3		
57	11	29	7-4717-	延岡農協協同組合	ホトクワセメフク-ジュ布張	4	108,000		4		
57	11	29	7-4717-	延岡農協協同組合	ホトクワセメフク-ジュ布張	5	108,000		5		
57	11	29	7-4717-	延岡農協協同組合	ホトクワセメフク-ジュ布張	6	108,000		6		
57	11	20	7-4717-	(名)金井文具店	コク3LE-350D	7	38,600		7		
57	11	20	7-4717-	(名)金井文具店	コク3LE-350D	8	38,600		8		
57	11	20	7-4717-	(名)金井文具店	コク3LE-350D	9	38,600		9		
57	11	20	7-4717-	(名)金井文具店	コク3LE-350D	10	38,600		10		
57	11	20	7-4717-	(名)金井文具店	コク3CE-15KS	11	51,100		11		
57	11	20	7-4717-	(名)金井文具店	コク3CE-15KS	12	51,100		12		
57	11	20	7-4717-	(名)金井文具店	コク3CE-15KS	13	51,100	1	13		

NO 44

品目：その他 大：2 中：2 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	1	13,650		1		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	2	13,650		2		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	3	13,650		3		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	4	13,650		4		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	5	13,650		5		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	6	13,650		6		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	7	13,650		7		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	8	13,650		8		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	9	13,650		9		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	10	13,650		10		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	11	13,650		11		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	12	13,650		12		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	13	13,650		13		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	14	13,650		14		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	15	13,650		15		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	16	13,650		16		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	17	13,650		17		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	18	13,650		18		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	19	13,650		19		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	20	13,650		20		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	21	13,650		21		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	22	13,650		22		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	23	13,650		23		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	24	13,650		24		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	25	13,650		25		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	26	13,650		26		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	27	13,650		27		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	28	13,650		28		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	29	13,650		29		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	30	13,650		30		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	31	13,650		31		
12	10	31	座椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所「風林」	32	13,650		32		
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	33	14,700		33		
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	34	14,700		34		
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	35	14,700		35		

NO 45

品目：その他 大：2 中：2 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	36	14,700		36		
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	37	14,700		37		
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	38	14,700		38		
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	39	14,700		39		
12	12	20	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	DC-763CWL	40	14,700		40		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	41	14,700		41		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	42	14,700		42		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	43	14,700		43		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	44	14,700		44		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	45	14,700		45		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	46	14,700		46		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	47	14,700		47		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	48	14,700		48		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	49	14,700		49		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	50	14,700		50		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	51	14,700		51		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	52	14,700		52		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	53	14,700		53		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	54	14,700		54		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	55	14,700		55		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	56	14,700		56		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	57	14,700		57		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	58	14,700		58		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	59	14,700		59		
12	10	31	食堂用椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所DC-763CWL	60	14,700		60		
12	10	31	食堂用子ども椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所ハイテ79号CW	61	15,540		61		
12	10	31	食堂用子ども椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所ハイテ79号CW	62	15,540		62		
12	12	20	食堂用子ども椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	ハイテ79号CWL	63	15,540		63		
12	12	20	食堂用子ども椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	ハイテ79号CWL	64	15,540		64		
12	10	31	脱衣所椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 RN-ｽﾌｰﾙ15号	65	5,460		65		
12	10	31	脱衣所椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 RN-ｽﾌｰﾙ15号	66	5,460		66		
12	10	31	脱衣所椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 RN-ｽﾌｰﾙ15号	67	5,460		67		
12	10	31	脱衣所椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 RN-ｽﾌｰﾙ15号	68	5,460		68		
12	10	31	脱衣所椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 RN-ｽﾌｰﾙ15号	69	5,460		69		
12	10	31	脱衣所椅子	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 RN-ｽﾌｰﾙ15号	70	5,460		70		

NO 46

品目：その他 大：2 中：2 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	71	7,416		71		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	72	7,416		72		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	73	7,416		73		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	74	7,416		74		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	75	7,416		75		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	76	7,416		76		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	77	7,416		77		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	78	7,416		78		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	79	7,416		79		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	80	7,416		80		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	81	7,416		81		
13	5	15	座込	(株)出先(代)出先 秀樹	清風・BJC-439-1B0	82	7,416		82		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	83	11,330		83		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	84	11,330		84		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	85	11,330		85		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	86	11,330		86		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	87	11,330		87		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	88	11,330		88		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	89	11,330		89		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	90	11,330		90		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	91	11,330		91		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	92	11,330		92		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	93	11,330		93		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	94	11,330		94		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	95	11,330		95		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	96	11,330		96		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	97	11,330		97		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	98	11,330		98		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	99	11,330		99		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	100	11,330		100		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	101	11,330		101		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	102	11,330		102		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	103	11,330		103		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	104	11,330		104		
13	5	15	和風込	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	105	11,330		105		

NO 47

品目：その他 大：2 中：2 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	106	11,330		106		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	107	11,330		107		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	108	11,330		108		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	109	11,330		109		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	110	11,330		110		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	111	11,330		111		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	112	11,330		112		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	113	11,330		113		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	114	11,330		114		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	115	11,330		115		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	116	11,330		116		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	117	11,330		117		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	118	11,330		118		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	119	11,330		119		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	120	11,330		120		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	121	11,330		121		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	122	11,330		122		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	123	11,330		123		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	124	11,330		124		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	125	11,330		125		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	126	11,330		126		
10	6	28	ﾌﾞﾗﾝｸ用椅子	(株)ﾌﾞﾙｰ 小笠 澄夫	布張 500×450×850	127	21,000		127		
10	6	28	ﾌﾞﾗﾝｸ用椅子	(株)ﾌﾞﾙｰ 小笠 澄夫	布張 500×450×850	128	21,000		128		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	129	11,330		129		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	130	11,330		130		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	131	11,330		131		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	132	11,330		132		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	133	11,330		133		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	134	11,330		134		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	135	11,330		135		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	136	11,330		136		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	137	11,330		137		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	138	11,330		138		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	139	11,330		139		
13	5	15	和風仮	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	140	11,330		140		

NO 48

品目：その他 大：2 中：2 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	141	11,330		141		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	142	11,330		142		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	143	11,330		143		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	144	11,330		144		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	145	11,330		145		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	146	11,330		146		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	147	11,330		147		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	148	11,330		148		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	149	11,330		149		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	150	11,330		150		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	151	11,330		151		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	152	11,330		152		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	153	11,330		153		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	154	11,330		154		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	155	11,330		155		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	156	11,330		156		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	157	11,330		157		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	158	11,330		158		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	159	11,330		159		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	160	11,330		160		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	161	11,330		161		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	162	11,330		162		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	163	11,330		163		
13	5	15	和風ㄨ	(株)出先(代)出先 秀樹	若菜・EJC-335-1E0	164	11,330		164		

NO 49

品目：陳列台 大：2 中：3 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
12	11	16	物販陳列台	盛武木工（代）盛武徹郎	1000mm×700mm×830mm	1	66,150		1		
12	11	16	物販陳列台	盛武木工（代）盛武徹郎	1000mm×700mm×830mm	2	66,150		2		
12	11	16	物販陳列台	盛武木工（代）盛武徹郎	1000mm×700mm×830mm	3	66,150		3		
12	11	16	物販陳列台	盛武木工（代）盛武徹郎	1000mm×700mm×830mm	4	66,150		4		

NO 50

品目：置き台 大：2 中：3 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
13	5	22	置き台	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		1	49,955		1		

NO 51

品目：電話台 大：2 中：3 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
58	1	7	電話台	(有)志岐タス店	ナ付 TT60M	1	14,500		1		
58	1	7	電話台	(有)志岐タス店	ナ付 TT60M	2	14,500		2		
58	1	7	電話台	(有)志岐タス店	ナ付 TT60M	3	14,500		3		
58	1	7	電話台	(有)志岐タス店	ナ付 TT60M	4	14,500		4	志野崎	
58	1	7	電話台	志岐タス店	ナ付TT60M	6	14,500		6		
58	1	7	電話台	志岐タス店	ナ付TT60M	7	14,500		7		
12	10	31	電話台	宮本有限会社 (代)宮本 克己	光製作所 テレフォン 「浮雲」	8	39,900		8		
58	2	26	電話台	金井文具店		9	8,000		9		
8	3	29	電話台	(株)出先 (代)出先 秀樹	HS-032-1B0	10	24,720		10		
8	3	29	ファクシミリ台	(株)金市文具店	BD-FS20M	12	29,087		12		
10	6	28	木製電話台	(株)7㍻ 小笠 澄夫	木製電話台400×400 ×750	13	27,300		13		
10	6	28	木製電話台	(株)7㍻ 小笠 澄夫	木製電話台400×400 ×750	14	27,300		14		

NO 52

品目：花瓶台 大：2 中：3 小：5

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願未
5	3	28	花台	(株)金市文具店	コクワF-12	1	54,406		1		
58	2	28	花台	志岐文具店	450*450*600	2	17,500		2		

NO 53

品目：記載台 大：2 中：3 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
41	6	8	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英		1	5,750		1		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	2	17,201		2		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	3	17,201		3		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	4	17,201		4		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	5	17,201		5		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	6	17,201		6		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	7	17,201		7		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	8	17,201		8		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	9	17,201		9		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	10	17,201		10		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	11	17,201		11		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	12	17,201		12		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	13	17,201		13		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	14	17,201		14		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	15	17,201		15		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	16	17,201		16		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	17	17,201		17		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	18	17,201		18		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	19	17,201		19		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	20	17,201		20		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	21	17,201		21		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	22	17,201		22		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	23	17,201		23		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	24	17,201		24		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	25	17,201		25		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	26	17,201		26		
8	3	13	投票記載台	(株)日本選挙センター(代)中村 公英	2人用 2B型 7A型製	27	17,201		27		

NO 54

品目：作業台 大：2 中：3 小：10

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
13	5	22	作業台	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		1	61,800		1		
13	5	22	作業台	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		2	74,160		2		
13	5	22	作業台	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		3	74,160		3		
13	5	22	作業台	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		4	74,160		4		

NO 55

品目：その他 大：2 中：3 小：24

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
58	3	10	塑像台座	(有)志岐タス店		1	35,000		1		
63	10	20	テレビ台	夏田電器商会 (代)夏田和政		2	12,000		2		
12	11	6	テレビ専用台	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	三菱S-FD371	3	16,800		3		
12	11	6	テレビ専用台	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	三菱S2933	4	13,125		4		
12	11	6	テレビ専用台	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	三菱S-2533	5	13,125		5		
13	11	20	椅子収納運搬台	(株)金市文具店	30脚収納 W:610 D:825 H:415	6	11,800		6		
13	11	20	椅子収納運搬台	(株)金市文具店	30脚収納 W:610 D:825 H:415	7	11,800		7		
13	11	20	椅子収納運搬台	(株)金市文具店	30脚収納 W:610 D:825 H:415	8	11,800		8		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	9	133,000		9		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	10	133,000		10		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	11	133,000		11		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	12	133,000		12		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	13	133,000		13		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	14	133,000		14		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	15	133,000		15		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	16	133,000		16		
58	2	26	ホークアップルステージ	金井文具店	2400*1200*800	17	133,000		17		
58	2	26	ステップ	金井文具店		18	30,800		18		
58	2	26	ステップ	金井文具店		19	30,800		19		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	20	51,500		20		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	21	51,500		21		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	22	66,950		22		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	23	66,950		23		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	24	38,110		24		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	25	38,110		25		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	26	38,110		26		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	下部(木製)	27	38,110		27		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	28	9,270		28		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	29	9,270		29		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	30	9,270		30		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	31	9,270		31		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	32	9,270		32		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	33	9,270		33		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	34	9,270		34		
8	3	25	売台	盛武建築 (代)盛武 紀明	上部(木製)	35	9,270		35		

NO 56

品目：その他 大：2 中：3 小：24

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方額末
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		36	50,470		36		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		37	50,470		37		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		38	50,470		38		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		39	50,470		39		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		40	50,470		40		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		41	50,470		41		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		42	50,470		42		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		43	50,470		43		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		44	50,470		44		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		45	12,360		45		
8	3	25	平台	盛武建築 (代)盛武 紀明		46	12,360		46		
8	3	29	タイムローガー-スタンド	(株)金市文具店		47	7,725		47		
8	3	29	レジカウンター	(株)出先 (代)出先 秀樹	7135	48	72,100		48		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	49	8,610		49		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	50	8,610		50		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	51	8,610		51		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	52	8,610		52		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	53	8,610		53		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	54	8,610		54		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	55	8,610		55		
10	6	25	テレビ専用台	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル TY-G20ZVN	56	8,610		56		
10	6	28	ナイトテーブル	(株)アサヒ 小笠 澄夫	500×410×500 NT-J V色	57	18,900		57		
10	6	28	ナイトテーブル	(株)アサヒ 小笠 澄夫	500×410×500 NT-J V色	58	18,900		58		

NO 57

品目：書類戸棚 大：3 中：1 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
57	11	20	文書ハントラック	藤井(株)延岡出張所	エレコハントラック	1	1,510,000		1		
12	11	2	引き違い書庫	(株)金市文具店	材M54642AZ-Z21	2	50,400		2		

NO 58

品目：陳列戸棚 大：3 中：1 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
12	11	8	冷蔵陳列ショーケース	レ付(株) 延岡営業所 所長 本間 嘉典	三洋冷蔵陳列ショーケース SAR-337G	1	277,200		1		
12	6	30	野菜保冷用陳列多段オープンショーケース	株式会社 マルビノ 延岡営業所		2	724,500		2		
8	12	29	ショーケース	中田産業株式会社		3	339,900		3		
10	10	26	陳列棚	小野木工 小野 節生	陳列棚	4	73,900		4		

NO 59

品目：食器戸棚 大：3 中：1 小：5

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
5	3	28	水屋	(株)金市文具店	コクヨ BK-W10	1	80,875		1		
12	11	8	食器棚	レイト(株)延岡営業所 所長 本間 嘉典	1500mm×450mm×180 0mm	2	102,900		2		
13	5	22	食器戸棚	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		3	236,900		3		

NO 60

品目：棚 大：3 中：1 小：10

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
57	12	6	中量ラック	(有)志岐タンス店	単 2100*1800*600	1	33,400		1		
57	12	6	中量ラック	(有)志岐タンス店	3連2100*1200*750	2	90,300		2		
57	12	6	中量ラック	(有)志岐タンス店	2連2100*1200*600	3	45,800		3		
57	12	6	中量ラック	(有)志岐タンス店	3連2100*1200*750	4	90,300		4		
57	12	6	中量ラック	(有)志岐タンス店	5連2100*1200*750	5	133,500		5		
12	11	8	収納棚	レ件(株)延岡営業所 所長 本間 嘉典	1500mm×450mm×1800mm	6	60,900		6		
12	11	8	収納棚	レ件(株)延岡営業所 所長 本間 嘉典	900mm×450mm×1800mm	7	47,250		7		

NO 61

品目：ロッカー 大：3 中：1 小：11

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
58	1	7	ロッカー	㈱志岐タンス店	ナイキLK1DX-MOT	1	52,000		1		
12	4	1	スチールロッカー	(有)セイシン計測 (代)重永 誠	コクヨ LK-2F	2	26,250		2		
58	1	7	ロッカー	(有)志岐タンス店	ナイキ	3	52,000		3		
12	11	2	ロッカー	(株)金市文具店	カカム58人用LK-8F1	4	49,140		4		
8	3	29	LKロッカー	(株)金市文具店	LK-8M	5	31,682		5		
8	3	29	LKロッカー	(株)金市文具店	LK-1M	6	11,134		6		
8	3	29	LKロッカー	(株)金市文具店	LK-8M	7	31,682		7		

NO 62

品目：キビネット 大：3 中：1 小：13

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方額未
40	4	1	キビネット		イトーキ	2	80,000		2		
43	3	15	キビネット		イトーキ	3	60,000		3		
40	4	1	キビネット		イトーキ	4	60,000		4		
1	4	1	キビネット		S-171KAY	5	20,000		5		
1	4	1	キビネット		コクヨ	6	50,000		6		
58	2	28	文書保管キビネット	(名)金井文具店	コクヨUH-S11	7	27,400		7		
19	3	7	ファイリングキビネット	(株)金市文具店	イトーキ HEMS-109AAS	8	64,155		8		
19	3	7	ファイリングキビネット	(株)金市文具店	イトーキ HEMS-109AAS	9	64,155		9		
19	3	7	ファイリングキビネット	(株)金市文具店	イトーキ HEMS-109AAS	10	64,155		10		
19	3	7	ファイリングキビネット	(株)金市文具店	イトーキ HEMS-109AAS	11	64,155		11		
19	3	7	ファイリングキビネット	(株)金市文具店	イトーキ HEMS-109AAS	12	64,155		12		
19	3	7	ファイリングキビネット	(株)金市文具店	イトーキ HEMS-109AAS	13	64,155		13		
55	3	31	ファイリングキビネット	不明		14	60,000		14		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	15	27,400		15		
1	3	22	文書保管用キビネット	(株)金市文具店	コクヨ UH-S11	16	34,000		16		
57	11	20	文書保管用キビネット	(株)金市文具店	コクヨ UH-S11	17	27,400		17		
6	10	13	ユニット保管庫	(株)金市文具店	コクヨUH-S1SM, コクヨUH-1	18	47,494		18		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	19	27,400		19		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	20	27,400		20		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	21	27,400		21		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	22	27,400		22		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	23	27,400		23		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	24	27,400		24		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	25	27,400		25		
57	11	20	文書保管キビネット	金井文具店	コクヨ	26	27,400		26		
6	10	13	ユニット保管庫	(株)金市文具店	コクヨUH-S1SM, コクヨUH-1	27	47,492		27		
13	5	16	ユニット保管庫	(株)金市文具店	UH-N12	32	19,467		32		
8	3	29	ユニット保管庫ラテラル	(株)金市文具店	UH-L11	33	33,959		33		
8	3	29	書類整理庫	(株)金市文具店	SK-A435F1	34	32,764		34		
8	3	29	保管庫	(株)金市文具店	S-325GF1	35	12,112		35		
8	3	29	保管庫	(株)金市文具店	S-345F1	36	13,081		36		
13	5	22	キビネット	(株)出先(代)出先 秀樹		37	42,312		37		
10	6	25	両開き保管庫	(株)金市文具店	BWS-S88	38	39,627		38		
10	6	25	両開き保管庫	(株)金市文具店	BWS-S88	39	39,627		39		

NO 63

品目：図面庫 大：3 中：1 小：15

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
8	3	29	地図、図面収納キャビネット	(株)出先 (代)出先 秀樹	マックレジスター-A2SY-11 S	1	69,010		1		
8	3	29	地図、図面収納キャビネット	(株)出先 (代)出先 秀樹	マックレジスター-A2SY-11 S	2	69,010		2		

NO 64

品目：固定金庫 大：3 中：1 小：17

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
40	4	1	金庫		Konqo	1	700,000		1		
8	3	29	耐火金庫	(株)金市文具店	HS-20110KG	2	38,285		2		
10	6	25	耐火金庫	(株)金市文具店	HS-TE10KF1	3	32,088		3		

NO 65

品目：手提金庫 大：3 中：1 小：18

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
12	11	2	手提金庫	(株)金市文具店	材M544521Y-Z393	1	12,915		1		

NO 66

品目：投票箱 大：3 中：1 小：33

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
7	7	10	投票箱	選挙設備工業株式会社 代 平井紀美子	AY型	1	25,235		1		
7	7	10	投票箱	選挙設備工業株式会社 代 平井紀美子	AY型	2	25,235		2		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	3	21,364		3		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	4	21,364		4		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	5	21,364		5		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	6	21,364		6		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	7	21,364		7		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	8	21,364		8		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	9	21,364		9		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	10	21,364		10		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	11	21,364		11		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	12	21,364		12		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	13	21,364		13		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	14	21,364		14		
59	3	10	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	15	21,364		15		
59	5	22	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	16	5,010		16		
59	5	22	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	17	5,010		17		
59	5	22	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	18	5,010		18		
59	5	22	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	19	5,010		19		
59	5	22	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AY型	20	5,010		20		
59	5	22	投票箱	(株)日本選挙機- (代)中村公英	AS型	21	5,010		21		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社	AS型	22	5,010		22		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社	AS型	23	5,010		23		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社	AS型	24	5,010		24		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社	AS型	25	5,010		25		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社	AS型	26	5,010		26		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社	AS型	27	5,010		27		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社	AS型	28	5,010		28		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		29	5,010		29		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		30	5,010		30		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		31	5,010		31		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		32	5,010		32		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		33	5,010		33		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		34	5,010		34		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		35	5,010		35		

NO 67

品目：投票箱 大：3 中：1 小：33

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		36	5,010		36		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		37	5,010		37		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		38	5,010		38		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		39	5,010		39		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		40	5,010		40		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		41	5,010		41		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		42	5,010		42		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		43	5,010		43		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		44	5,010		44		
40	5	22	投票箱	選挙設備工業株式会社		45	5,010		45		

NO 68

品目：錠保管箱 大：3 中：1 小：36

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
58	1	4	キーケース	(株)アール・エフ・マツダ 延岡営業所 (代)安部茂次	付-キ	1	10,000		1		

NO 69

品目：テ`ス用補助棚 大：3 中：1 小：38

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方顛末
10	6	25	テ`ス用補助棚	(株)金市文具店	SDA-110C	1	7,612		1		
10	6	25	テ`ス用補助棚	(株)金市文具店	SDA-110C	2	7,612		2		

NO 70

品目：その他 大：3 中：1 小：45

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方額未
57	12	6	ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ'ｯｸｽ	志岐ﾀﾞｲｽ店	ﾀｲﾌﾞFB470	1	18,900		1		
5	3	28	ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ'ｯｸｽ	(株)金市文具店	ｺｯｼﾞ RX-20	2	31,485		2		
5	3	28	ｺﾞﾐ箱	(株)金市文具店	ｺｯｼﾞ ｲﾙ-R50	3	27,075		3		
5	3	28	ｺﾞﾐ箱	(株)金市文具店	ｺｯｼﾞ ｲﾙ-R100	4	8,240		4		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	5	6,640		5		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	6	6,640		6		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	7	6,640		7		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	8	6,640		8		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	9	6,640		9		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	10	6,640		10		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	11	6,640		11		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	12	6,640		12		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	13	6,640		13		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	14	6,640		14		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	15	6,640		15		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	16	6,640		16		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	17	6,640		17		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	18	6,640		18		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	19	6,640		19		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	20	6,640		20		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	21	6,640		21		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	22	6,640		22		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	23	6,640		23		
13	5	22	標本箱	名和昆虫博物館 館長 名和 秀雄	ﾄﾞｲｯ箱	24	6,640		24		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946HB-S01	25	25,095		25		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946HA-S01	26	24,990		26		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946HA-S01	27	24,990		27		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946RA-Z271	28	7,822		28		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946RA-Z271	29	7,822		29		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946RA-Z271	30	7,822		30		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946RA-Z271	31	7,822		31		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946RA-Z271	32	7,822		32		
12	11	2	ごみ箱	(株)金市文具店	ｶｶﾓ5L946RA-Z271	33	7,822		33		
12	10	31	給茶器用ｷｯﾁ'ﾈｯﾄ	有限会社 丸一厨房 代)石井久晴	鳳商事CAT-7M	34	26,250		34		
12	10	31	給茶器用ｷｯﾁ'ﾈｯﾄ	有限会社 丸一厨房 代)石井久晴	鳳商事CAT-7M	35	26,250		35		

NO 71

品目：その他 大：3 中：1 小：45

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
58	2	26	椅子収納庫	(株)77 マチ百貨店 (代)永野清久	自在車付	36	60,000		36		
58	2	26	椅子収納庫	(株)77 マチ百貨店 (代)永野清久	自在車付	37	60,000		37		
58	2	26	椅子収納庫	(株)77 マチ百貨店 (代)永野清久	自在車付	38	60,000		38		
58	2	26	椅子収納庫	(株)77 マチ百貨店 (代)永野清久	自在車付	39	60,000		39		
8	3	29	タイムレコーダカードラック	(株)金市文具店	20S	40	3,244		40		
8	3	29	ハンフレッタスタンド	(株)金市文具店	ZR-PS20	41	29,952		41		
8	3	29	ハンフレッタスタンド	(株)金市文具店	ZR-PS20	42	29,952		42		
8	3	29	ユニット保管庫ベース	(株)金市文具店	UHB-1	43	3,347		43		
8	3	29	ごみ箱	(株)金市文具店	4レ-R50	44	24,658		44		
8	3	29	ごみ箱	(株)金市文具店	4レ-R50	45	24,658		45		
8	3	29	ごみ箱	(株)金市文具店	4レ-R50	46	24,658		46		
8	11	30	物置	ヒラマ建材株式会社 (代)平沼 正二		47	143,713		47		
10	6	25	ハンフレッタスタンド	(株)金市文具店	ZR-PS2	48	13,618		48		
10	6	25	マガジンラック	(株)金市文具店	PH-ZR120F3M	49	17,808		49		

NO 72

品目：衝立 大：4 中：1 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
8	3	29	衝立	(株)出先(代)出先 秀樹	6108-9104	1	58,710		1		
8	3	29	衝立	(株)出先(代)出先 秀樹	6108-9104	2	58,710		2		
8	3	29	衝立	(株)出先(代)出先 秀樹	6108-9104	3	58,710		3		
8	3	29	衝立	(株)出先(代)出先 秀樹	6108-9104	4	58,710		4		
8	3	29	衝立	(株)出先(代)出先 秀樹	6108-9104	5	58,710		5		
8	3	29	衝立	(株)出先(代)出先 秀樹	6108-9104	6	58,710		6		
25	3	4	衝立	宮本衛	クワンZ-1g33	7	27,195		6		
25	3	4	衝立	宮本衛	クワンZ-1g33	8	27,195		6		
25	3	4	衝立	宮本衛	クワンZ-1g33	9	27,195		6		
25	3	4	衝立	宮本衛	クワンZ-1g33	10	27,195		6		
25	3	4	衝立	宮本衛	クワンZ-1g33	11	27,195		6		
25	3	4	衝立	宮本衛	クワンZ-1g33	12	27,195		6		
25	3	4	衝立	宮本衛	クワンZ-1g33	13	27,195		6		

NO 73

品目：傘立 大：4 中：1 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
57	11	20	傘立	(株)久永延岡営業所	カム	1	12,050		1		
57	11	20	傘立	(株)久永延岡営業所	カム	2	12,050		2		
57	11	20	傘立	(株)久永延岡営業所	カム	3	12,050		3		
5	3	28	傘立	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム L948SB	4	20,188		4		
5	3	28	傘立	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	カム L948SC-S01	5	34,402		5		
8	3	29	傘たて	(株)金市文具店	US-222NN	6	19,353		6		
8	3	29	傘たて	(株)金市文具店	US-220NN	7	14,275		7		
8	3	29	傘たて	(株)金市文具店	US-220NN	8	14,275		8		
8	3	29	傘たて	(株)金市文具店	US-220NN	9	14,275		9		

NO 74

品目：ハ°裃 大：4 中：1 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	5	18	展示ハ°裃	(株)出先(代)出先 秀樹	sn-pb1218w	1	56,700		1		
13	5	18	展示ハ°裃	(株)出先(代)出先 秀樹	sn-pb1218w	2	56,700		2		
13	5	18	展示ハ°裃	(株)出先(代)出先 秀樹	sn-pb1218w	3	56,700		3		
13	5	18	展示ハ°裃	(株)出先(代)出先 秀樹	sn-pb1218w	4	56,700		4		
13	5	18	展示ハ°裃	(株)出先(代)出先 秀樹	sn-pb1218w	5	56,700		5		
13	5	18	展示ハ°裃	(株)出先(代)出先 秀樹	sn-pb1218w	6	56,700		6		

NO 75

品目：ホワイトボード 大：4 中：2 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
5	3	28	両面ホワイトボード	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	材45 4380ZB	1	45,011		1		
10	6	25	回転黒板	(株)金市文具店	BB-R536WIWIS	5	92,284		5		

NO 76

品目：行事板 大：4 中：2 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
39	5	20	行事予定版	北原黒板店		1	2,350		1		

NO 77

品目：揭示板 大：4 中：2 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
12	11	30	温泉成分揭示板	かべ企画工房(代)横山龍児	900mm×600mm(温泉成分揭示板)	1	19,250		1		
12	11	30	温泉成分揭示板	かべ企画工房(代)横山龍児	900mm×600mm(温泉成分揭示板)	2	19,250		2		
12	11	30	温泉いわれ揭示板	かべ企画工房(代)横山龍児	800mm×600mm(いわれ看板)	3	19,250		3		

NO 78

品目：案内板 大：4 中：2 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方額末
5	3	28	案内板	(株)レイメイ藤井 宮崎支店	ホ-タ- YSH300	1	13,390		1		
12	11	2	案内板スタンド	(株)金市文具店	ホカ454380DA-H29	3	23,625		3		
12	11	2	案内板スタンド	(株)金市文具店	ホカ454380DA-H29	4	23,625		4		

NO 79

品目：絵画 大：5 中：1 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
58	1	10	絵画「ORANの屋下が り」	川辺忠光	川辺忠光	1	100,000		1		
1	9		木版画「霊峰不二」	松竹(株)	横山大観	2	300,000		2		
1	9		絵画「竹林に雀」	松竹(株)	中村岳陵	3	300,000		3		
58	1	10	絵画「日豊海岸にて」	黒木日良志	黒木日良志	4	0		4		
58	1	10	絵画「旧海軍兵学校全 景」	増田義浩	増田義浩	5	0		5		

NO 80

品目：置物 大：5 中：1 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
58	1	10	ブロンズ像「仰」	森啓子	森啓子	1	0		1		

NO 81

品目：びょうぶ 大：5 中：2 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
10	6	30	びょうぶ	(有)池部陶器店(代)池部安文	4枚折屏風74特色障子	1	27,452		1		
10	6	30	びょうぶ	(有)池部陶器店(代)池部安文	4枚折屏風74特色障子	2	27,452		2		
10	6	30	びょうぶ	(有)池部陶器店(代)池部安文	4枚折屏風74特色障子	3	27,452		3		
10	6	30	びょうぶ	(有)池部陶器店(代)池部安文	4枚折屏風74特色障子	4	27,452		4		

NO 82

品目：フラインド 大：5 中：2 小：13

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		1	25,750		1		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		2	25,759		2		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		3	25,750		3		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		4	25,750		4		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		5	25,750		5		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		6	25,750		6		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		7	32,754		7		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		8	32,754		8		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		9	25,750		9		
8	3	20	フラインド	(株)金市文具店		10	54,281		10		

NO 83

品目：ペン 大：6 中：2 小：10

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
5	3	28	2段ペン	(株)金市文具店	ナハ-BS-633	1	94,550		1		
10	6	28	検算ミペン	(株)アビ 小笠 澄夫	検算ミペンS	2	35,700		2		
10	6	28	ペン (セミダブル)	(株)アビ 小笠 澄夫	ナ-1889V色1350×2000×780	3	82,950		3		
10	6	28	ペン (セミダブル)	(株)アビ 小笠 澄夫	ナ-1889V色1350×2000×780	4	82,950		4		
10	6	28	ペン (セミダブル)	(株)アビ 小笠 澄夫	ナ-1889V色1350×2000×780	5	82,950		5		
10	6	28	ペン (セミダブル)	(株)アビ 小笠 澄夫	ナ-1889V色1350×2000×780	6	82,950		6		

NO 84

品目：扇風機 大：7 中：1 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類未
12	11	6	扇風機	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	フジナルF-K401P-H	1	32,550		1		
12	11	6	扇風機	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	フジナルF-K401P-H	2	32,550		2		

NO 85

品目：石油ストーブ 大：7 中：1 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
4	12	3	ストーブ	夏田電器商会 (代)夏田和政	ストーブ (KSA-105G)	1	17,819		1		
4	12	3	ストーブ	夏田電器商会 (代)夏田和政	ストーブ (KSA-105G)	2	17,819		2		
4	12	3	ストーブ	夏田電器商会 (代)夏田和政	ストーブ (KSA-105G)	3	17,819		3		

NO 86

品目：こたつ 大：7 中：1 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方顔末
3	2	18	こたつ	夏田電器商会 (代)夏田和政		1	12,360		1		

NO 87

品目：炊飯器 大：7 中：2 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
12	11	6	炊飯器	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルSK-J5400	1	73,500		1		
12	11	6	炊飯器	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルSK-J5400	2	73,500		2		
8	3	29	炊飯器	(有)池部陶器店 (代)池部安文	OR-50S1	3	37,080		3		

NO 88

品目：コンロ 大：7 中：2 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
13	5	21	ガスコンロ	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		1	14,935		1		

NO 89

品目：レンジ 大：7 中：2 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
13	3	30	電子レンジ	(株)丸誠電器 代)節賀 誠	パソナル NE-710G	1	78,540		1		
13	5	22	ガスコンベック	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		2	319,300		2		
11	3	31	電子レンジ	杉ヶ崎南九株式会社延岡営業所 所長 原	HM-16B	3	215,250		3		

NO 90

品目：米びつ 大：7 中：2 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方顛末
8	3	29	ライスタンク	(有)池部陶器店 (代)池部安文	TRT-66型 70kg入	1	79,310		1		

NO 91

品目：流し 大：7 中：2 小：14

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
8	3	29	舟型シク	(有)池部陶器店 (代)池部安文	UFS126	1	89,816		1		
8	3	29	流し台行型タワ	(有)池部陶器店 (代)池部安文	NWL-立 850H	2	101,661		2		

NO 92

品目：鍋 大：7 中：2 小：15

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
8	3	29	アルミ打出鍋	(有)池部陶器店 (代)池部安文	60cm	1	28,968		1		
13	5	22	ガス回転釜	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		2	206,000		2		
13	5	22	ガス回転釜	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		3	206,000		3		

NO 93

品目：電気ホット 大：7 中：2 小：18

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
5	3	28	湯沸ホット	夏田電器商会 (代)夏田和政	ホット - PFR-A220	1	12,350		1		

NO 94

品目：ジヤ- 大：7 中：2 小：19

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
8	3	29	電子ジヤ-	(有)池部陶器店 (代)池部安文	木目 9 l	1	28,325		1		

NO 95

品目：冷蔵庫 大：7 中：2 小：21

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
5	3	28	冷蔵庫	夏田電器商会 (代)夏田和政	三菱 MR-V32M	1	134,930		1		
13	5	22	冷凍冷蔵庫	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		2	522,000		2		
58	12	1	冷凍冷蔵庫	夏田電器商会	三菱MR-1583W	3	134,000		3		

NO 96

品目：ウォータークーラー 大：7 中：2 小：25

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
8	7	29	冷水器	夏田電器商会 (代)夏田和政	ウォータークーラー NY-18FCI	1	69,500		1		
8	7	29	冷水器	夏田電器商会 (代)夏田和政	ウォータークーラー NY-18FCI	2	69,500		2		
8	7	29	冷水器	夏田電器商会 (代)夏田和政	ウォータークーラー NY-18FCI	3	69,500		3		
12	10	31	冷水器	有限会社 丸一厨房 代)石井久 購	三洋電機SD-P201	4	75,600		4		
12	10	31	冷水器	有限会社 丸一厨房 代)石井久 購	三洋電機SD-P201	5	75,600		5		

NO 97

品目：湯沸機 大：7 中：2 小：26

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
6	3	17	ガス瞬間湯沸器	阿南時計店 阿南 重信	リンナイ ユーティV	2	25,000		2		
6	3	17	ガス瞬間湯沸器	阿南時計店 阿南 重信	リンナイ ユーティV	3	25,000		3		
24	8	3	ガス瞬間湯沸器	阿南時計店 阿南 重信	リンナイ RUS-V51XT (WH)	4	33,000		4		

NO 98

品目：蒸器 大：7 中：2 小：34

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
8	3	29	蒸し器	(有)池部陶器店 (代)池部安文	7#717ジヤンキ 蒸気中 395×395	1	48,049		1		
13	5	22	蒸し器	(有)丸一厨房 (代)石井 久晴		2	360,520		2		
10	6	30	業務用角蒸し器	(有)池部陶器店 (代)池部安文	(3段+5cm)	3	41,737		3		
8	3	29	蒸し器	(有)池部陶器店 (代)池部安文	7#717ジヤンキ 蒸気中 395×395	4	48,049		4		

NO 99

品目：モロフタ 大：7 中：2 小：38

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
8	3	29	7Lミ番重	(有)池部陶器店(代)池部安文	大2段蓋付	1	20,600		1		
8	3	29	7Lミ番重	(有)池部陶器店(代)池部安文	大2段蓋付	2	20,600		2		
8	3	29	7Lミ番重	(有)池部陶器店(代)池部安文	大2段蓋付	3	20,600		3		
8	3	29	7Lミ番重	(有)池部陶器店(代)池部安文	大2段蓋付	4	20,600		4		
8	3	29	7Lミ番重	(有)池部陶器店(代)池部安文	大2段蓋付	5	20,600		5		

NO 100

品目：その他 大：7 中：2 小：48

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
12	10	31	ソフトクリーム製造器	有限会社 丸一厨房 (代)石井久晴	三洋電機SSF-M203PA	1	873,600		1		
12	10	31	給茶器	有限会社 丸一厨房 (代)石井久晴	鳳商事HPT-357M	2	239,400		2		
12	10	31	給茶器	有限会社 丸一厨房 (代)石井久晴	鳳商事HPT-357M	3	239,400		3		
8	3	29	ハッピーキャベツ	(有)池部陶器店 (代)池部安文	RCS-40	4	121,694		4		
8	3	29	モリブデン寸胴	(有)池部陶器店 (代)池部安文	18CR14耐酸鋼 39cm	5	22,788		5		
8	3	29	モリブデン寸胴	(有)池部陶器店 (代)池部安文	18CR14耐酸鋼 42cm	6	25,878		6		
8	3	29	モリブデン寸胴	(有)池部陶器店 (代)池部安文	18CR14耐酸鋼 39cm	7	22,788		7		
8	3	29	モリブデン寸胴	(有)池部陶器店 (代)池部安文	18CR14耐酸鋼 39cm	8	22,788		8		
8	3	29	殺菌性ラバーラマ板	(有)池部陶器店 (代)池部安文	10層	9	57,860		9		
8	3	29	殺菌性ラバーラマ板	(有)池部陶器店 (代)池部安文	8層	10	22,557		10		
8	3	29	殺菌灯包丁差し単租	(有)池部陶器店 (代)池部安文	100V	11	27,037		11		
13	5	22	真空包装機	(有)丸一厨房 (代)石井久晴		12	620,081		12		
8	3	29	電動式クラッシュ&スライサー	(有)池部陶器店 (代)池部安文	CS-35A青	13	103,309		13		
13	5	22	餅練機	(有)丸一厨房 (代)石井久晴		14	39,964		14		
11	3	31	全自動製氷機	杉沢南九株式会社延岡営業所 所長 原	IM-35L	15	351,750		15		
10	6	30	殺菌灯付き包丁差し	(有)池部陶器店 (代)池部安文		16	27,563		16		
10	5	20	IPカス安全器具	矢崎総業株式会社宮崎支店 支店長 角名光		17	17,780		17		

NO 101

品目：時計 大：8 中：3 小：14

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
12	11	6	時計	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルTF6901	1	7,665		1		
12	11	6	時計	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルTF693	2	8,295		2		
12	11	6	時計	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルTF6901	3	7,665		3		
12	11	6	時計	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルTF6901	4	7,665		4		
12	11	6	時計	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルTF693	5	8,295		5		
12	11	6	時計	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルTF693	6	8,295		6		
10	12	1	掛時計	株式会社百貨店 代表取締役 押川 正男	セイコ- KS383B	7	13,125		7		
10	12	1	掛時計	株式会社百貨店 代表取締役 押川 正男	セイコ- KS383B	8	13,125		8		

NO 102

品目：その他 大：8 中：3 小：48

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
61	6	25	投票用紙計数機	ローレルマシン(株) 山本 和督		1	320,000		1		

NO 103

品目：テレビジョン 大：9 中：1 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
9	3	31	カラーテレビ	(株)アヤマ百貨店 (代)永野清久	パナソニック21型ビデオ内臓	1	64,890		1		
9	2	28	カラーテレビ	ベスト電器延岡別府町店	日立:C25BL300,DX:B S35KIT	2	77,250		2		
11	2	8	カラーテレビ	西階電化センター(代)安永広樹	シャープ VT-21G1	3	57,540		3		
58	1	4	カラーテレビ	日高 晃一建築事務所他4名	パナソニック	4	0		4		
5	3	28	カラーテレビ	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	東芝 19R7	5	66,744		5		
9	3	31	カラーテレビ	(株)アヤマ百貨店 (代)永野清久	パナソニック25型BS内臓	6	64,890		6		
12	11	6	テレビ	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	三菱37C-DX11	7	161,700		7		
12	11	6	テレビ	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	三菱29C-FD33	8	65,100		8		
12	11	6	テレビ	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	三菱25C-FA33	9	51,450		9		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニックTH-36MG1	10	231,000		10		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	11	63,420		11		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	12	63,420		12		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	13	63,420		13		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	14	63,420		14		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	15	63,420		15		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	16	63,420		16		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	17	63,420		17		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	18	63,420		18		
10	6	25	テレビ	(株)出先 (代)出先 秀樹	パナソニック TH-20AW1	19	63,420		19		

NO 104

品目：マイクホン 大：9 中：1 小：5

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
9	12	26	ワイレスマイクホン	ベスト電器延岡店 佐々木誠司	UNI-PEX WM-300	1	28,350		1		
10	12	8	スピーカー	(株)金市文具店	ハイオ=7S-K1000	2	80,430		2		
10	12	8	スピーカー	(株)金市文具店	ハイオ=7S-K1000	3	80,430		3		
10	12	8	レーザーカラーマイク	(株)金市文具店	ハイオ=7DM-SP	4	10,500		4		
10	12	8	レーザーカラーマイク	(株)金市文具店	ハイオ=7DM-SP	5	10,500		5		
10	12	8	レーザーカラーマイク	(株)金市文具店	コードレスマイクRCM-1R331	6	10,500		6		

NO 105

品目：テープレコーダー 大：9 中：1 小：7

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
61	7	25	議事録専用テープレコーダー	株式会社東和エンジニアリング 所長宮崎嘉久	CT-571A	1	90,000		1		

NO 106

品目：ヒデオ 大：9 中：1 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
10	6	25	ヒデオ行キ	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナルNV-SB707	1	73,080		1		

NO 107

品目：電話機 大：9 中：1 小：9

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	5	22	電話機	(株)丸誠電器(代)節賀 誠	フジナRVE-PV3J-S	3	26,250		3		
11	3	31	小電力コードレスホン	ワークサービス(有)代表 長友雄二	TF-R550	4	48,300		4		
10	6	30	公衆電話機	日本電信電話株式会社延岡支店 支店長 高	NTT Pてれほん	5	101,220		5		
25	1	18	衛星携帯電話機	(株)エス・ティ・ティ・コム九州 宮崎支店	イサット Pro IsatPhone	6	87,990		6		
25	1	18	衛星携帯電話機	(株)エス・ティ・ティ・コム九州 宮崎支店	イサット Pro IsatPhone	7	87,990		7		

NO 108

品目：無線機 大：9 中：1 小：10

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
9	3	19	携帯用無線機	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-LIHICT	1	88,580		1		
9	3	19	携帯用無線機	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-LIHICT	2	88,580		2		
9	3	19	携帯用無線機	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-LIHICT	3	88,580		3		
9	3	19	携帯用無線機	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-LIHICT	4	88,580		4		
9	3	19	携帯用無線機	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-LIHICT	5	88,580		5		
9	3	19	携帯用無線機	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-LIHICT	6	88,580		6		
15	11	14	トランシーバ-	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-4008W, BP-202, BC-119L	7	15,225		7	植田 清行	
15	11	14	トランシーバ-	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom IC-4008W, BP-202, BC-119L	8	15,225		8	乙名等	
17	1	12	小電力トランシーバ-	(有)ハク無線(代)三原 達雄	7icom 小電力トランシーバ-(IC-4008W, BP-202, BC-119L)	9	15,225		9	須藤日支夫	
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	10	151,666		10		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	11	151,666		11		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	12	151,666		12		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	13	151,666		13		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	14	151,666		14		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	15	151,666		15		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	16	151,666		16		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	17	151,666		17		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	18	151,666		18		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	19	151,666		19		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	20	151,666		20		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	21	151,666		21		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	22	151,666		22		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	23	151,666		23		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	24	151,666		24		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	25	151,666		25		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	26	151,666		26		
15	9	18	携帯型無線機	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長	5W,フレキシブ Mアンテナ	27	151,666		27		

NO 109

品目：マイクスタント 大：9 中：1 小：13

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
10	12	8	ヒクサ-マイクスタント	(株)金市文具店	ヒクサ-TL-P32, TL-P6 2, TL-P52	1	13,601		1		
10	12	8	ヒクサ-マイクスタント	(株)金市文具店	ヒクサ-TL-P32, TL-P6 2, TL-P52	2	13,601		2		
10	12	8	ヒクサ-マイクスタント	(株)金市文具店	ヒクサ-TL-P32, TL-P6 2, TL-P52	3	13,601		3		

NO 110

品目：その他 大：9 中：1 小：20

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
9	12	24	情報無線放送施設操作卓	松下電器産業 株式会社 九州支店 支店長	EC-1880CA	1	6,562,500		1		
15	11	28	LGWANサービス提供設備	(株)テンカン 日高 哲男	LFH-LW01C	2	3,885,000		2		
5	3	28	スタント	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	東芝 JKR-TV III	3	27,192		3		
5	3	28	レーザーカラオケシステム	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	東芝 XR-LK900	4	129,986		4		
5	10	18	レーザーカラオケディスク	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	CD	5	309,000		5		
19	2	28	フィーダーケーブル	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	LHPX-20D/FHPX-10D	6	168,000		6		
19	2	28	エントランス設備	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	TR-1802	7	3,675,000		7		
19	2	28	アンテナ	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	AN-810	8	819,000		8		
19	2	28	電源装置本体	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	AR-02型	9	1,649,550		9		
19	2	28	マイクロセル本体	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	SC-340	10	7,350,000		10		
15	2	10	祝子川地区移動通信用鉄塔施設無線設備	KDDI株式会社	マイクロセル・アンテナ・接続ケーブル・電源装置本体・バッテリー	11	26,250,000		11		
19	3	23	回線終端装置	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	DSU	12	155,400		12		
19	3	23	エントランス設備	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	TR-1802	13	3,675,000		13		
19	3	23	アンテナ	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	AN-810	14	819,000		14		
19	3	23	電源装置本体	KDDI株式会社 代表取締役社長 小野寺	AR-02型	15	1,649,550		15		
15	4	15	防災行政無線アンテナ	宮崎パナソニック電子機器サービス(代)長		16	31,500		16		
10	12	8	レーザーカラオケトレンジャーシステム	(株)金市文具店	ハ・イオニアLK-C1000	17	282,240		17		
10	12	8	レーザーカラオケシステム1050	(株)金市文具店	ハ・イオニアPILK-1702	18	231,525		18		
10	6	25	FAX機	日本電信電話株式会社延岡支店 支店長 高	NTT-FAX2-610	19	481,215		19		
10	6	30	ISDNターミナルアダプタ	ワークサービス(代)長友雄二	ALEX-TD301	20	42,000		20		
9	12	24	防災行政無線戸別受信機	松下電器産業 株式会社 九州支店 支店長	EA-10150	21	7,980,000		21	戸別貸与台帳	
24	3	12	移動通信用無線設備等	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ		22	2,140,463		22		
24	3	12	移動通信用無線設備等	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ		23	2,197,611		23		
24	3	12	移動通信用無線設備等	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ		24	5,592,657		24		

NO 111

品目：無線機 大：9 中：1 小：100

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
6	8	11	防災行政無線集落可搬型無線機	松下電器産業 株式会社 九州支店 支店長	EK-3306NBT	28	988,800		28		

NO 112

品目：発電機 大：9 中：2 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方額末
18	3	3	発電機	尾崎ポンプ店	新ダイワEGR24-S	1	104,370		1		

NO 113

品目：投光機 大：9 中：2 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
15	4	4	カ-7511	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	消防指令車用	1	78,750		1		
18	2	21	投光機	中村消防(株)日向営業所	PHCX-305	2	30,450		2		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	3	13,650		3		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	4	13,650		4		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	5	13,650		5		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	6	13,650		6		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	7	13,650		7		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	8	13,650		8		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	9	13,650		9		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	10	13,650		10		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	11	13,650		11		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	12	13,650		12		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	13	13,650		13		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	14	13,650		14		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	15	13,650		15		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	16	13,650		16		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	17	13,650		17		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	18	13,650		18		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	19	13,650		19		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	20	13,650		20		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	21	13,650		21		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	22	13,650		22		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	23	13,650		23		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	24	13,650		24		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	25	13,650		25		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	26	13,650		26		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	27	13,650		27		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	28	13,650		28		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	29	13,650		29		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	30	13,650		30		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	31	13,650		31		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	32	13,650		32		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	33	13,650		33		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	34	13,650		34		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	35	13,650		35		

NO 114

品目：投光機 大：9 中：2 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	36	13,650		36		
18	2	21	携帯型投光機	中村消防(株)日向営業所	NS-1000	37	13,650		37		

NO 115

品目：写真機 大：10 中：1 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方額末
17	11	11	デジタルカメラ	(株)にししなカメラ (代)甲斐靖一	キヤノン/スキャパデジタル	1	99,800		1		

NO 116

品目：映写機 大：10 中：1 小：4

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
10	12	8	オートマチックカメラ	(株)金市文具店	CX-900	1	150,990		1		
10	12	8	スライド映写機	(株)金市文具店	キヤノンAF II-2500	2	112,959		2		

NO 117

品目：モニターテレビ 大：10 中：1 小：22

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
5	3	28	カラーモニターテレビ	日栄産業株式会社延岡営業所 所長 小野誠	東芝 14R7	1	37,080		1		

NO 118

品目：デジタル印刷機 大：11 中：1 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
24	2	22	デジタル印刷機	(有) セイシン計測	RISOGRAPH RZ670	2	819,000				

NO 119

品目：複写機 大：11 中：1 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
12	10	31	コピー機	宮崎電子機器(株)(代)三浦秀典	富士複写機Able3121	1	390,600		1		

NO 120

品目：ワ-フ°ロ 大：11 中：1 小：27

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願未
8	3	29	ワ-ト'フ°ロセツサ	(株)金市文具店	OASIS 40AP JIS	1	171,390		1		

NO 121

品目：プリンター 大：11 中：1 小：29

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
17	11	4	カラープリンター	株式会社 丸誠電器 代表取締役 節賀 誠	EPSON PX-G5000	1	63,700		1	深田	
13	5	25	レーザープリンター	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		2	61,697		2		
13	5	25	レーザープリンター	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		3	61,697		3		

NO 122

品目：パソコン 大：11 中：2 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
11	3	30	パソコン	(株)デンサン 日高 哲男		1	504,000		1		
12	11	8	パソコン	宮安電機(株)代)井上 透	NEC PC-MA66H	2	255,150		2		
13	5	24	パソコン	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		3	460,410		3		
13	5	24	パソコン	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		4	460,410		4		
10	6	25	パソコン	宮安電機(株)代)井上 透	NEC PC-VS30137C	5	512,400		5		

NO 123

品目：その他 大：11 中：3 小：8

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
19	1	29	MSシュレッダー	(株)金市文具店	MSX-DPC65	1	679,875		1		
17	3	26	無停電電源装置	(株)デンソウ 取締役社長 柴山 惟 雄	FBK-SAU202	2	346,500		2		
12	11	2	レジスター	(株)金市文具店	コクヨJ-FS-1455	3	338,730		3		
12	11	2	タイムレコーダー	(株)金市文具店	77/BX-2000	4	29,925		4		
8	3	29	タイムレコーダー	(株)金市文具店	BX-6000	5	55,156		5		
13	5	24	ハードディスクユニット	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		6	234,840		6		
13	5	24	ハードディスクユニット	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		7	67,980		7		
13	5	25	光磁気ディスクユニット	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		8	92,494		8		
13	5	25	無停電電源装置	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		9	133,385		9		
13	5	24	ハードディスクユニット	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		10	234,840		10		
13	5	24	ハードディスクユニット	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		11	67,980		11		
13	5	25	光磁気ディスクユニット	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		12	92,494		12		
13	5	25	無停電電源装置	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		13	133,385		13		
10	7	6	タイムレコーダー	(株)金市文具店	タイム-IV	14	32,193		14		

NO 124

品目：刈取機 大：12 中：1 小：5

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
13	3	31	刈払機	不明	t' /7 BC2311EZ	1	65,000		1		
13	3	31	刈払機	不明	t' /7 BC2311EZ	2	65,000		2		
13	3	31	刈払機	不明	t' /7 BC2311EZ	3	65,000		3		

NO 125

品目：噴霧機散水機 大：12 中：1 小：10

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
9	2	25	動力噴霧器一式	延岡新菱農機(有)	SP451、GM181LN	1	458,350		1		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	2	25,500		2		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	3	25,500		3		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	4	25,500		4		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	5	25,500		5		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	6	25,500		6		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	7	25,500		7		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	8	25,500		8		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	9	25,500		9		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	10	25,500		10		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	11	25,500		11		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	12	25,500		12		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	13	25,500		13		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	14	25,500		14		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	15	25,500		15		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	16	25,500		16		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	17	25,500		17		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	18	25,500		18		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	19	25,500		19		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	20	25,500		20		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	21	25,500		21		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	22	25,500		22		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	23	25,500		23		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	24	25,500		24		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	25	25,500		25		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	26	25,500		26		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	27	25,500		27		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	28	25,500		28		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	29	25,500		29		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	30	25,500		30		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	31	25,500		31		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	32	25,500		32		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	33	25,500		33		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	34	25,500		34		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	35	25,500		35		

NO 126

品目：噴霧機散水機 大：12 中：1 小：10

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	36	25,500		36		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	37	25,500		37		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	38	25,500		38		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	39	25,500		39		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	40	25,500		40		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	41	25,500		41		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	42	25,500		42		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	43	25,500		43		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	44	25,500		44		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	45	25,500		45		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	46	25,500		46		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	47	25,500		47		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	48	25,500		48		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	49	25,500		49		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	50	25,500		50		
63	9	30	可搬式散水装置	中村消防(株)日向営業所	ファイヤーレンジャ	51	25,500		51		

NO 127

品目：ト^ッリ 大：12 中：1 小：26

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類未
13	5	22	ト ^ッ リ	(有)木栄商会 山村 行義		1	8,240		1		

NO 128

品目：グラインター 大：12 中：1 小：27

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
13	5	22	ヨロ-スビ-トグラインター	榎本工業株式会社 (代) 榎本 鈺夫		1	49,440		1		

NO 129

品目：ホ-ル盤 大：12 中：1 小：29

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
13	5	22	卓上ホ-ル盤	高橋機械販売(代)高橋力		1	20,291		1		

NO 130

品目：旋盤 大：12 中：1 小：30

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
13	5	22	04'-17'-6"-木工旋盤777	榎本工業株式会社 (代)榎本 誠夫		1	299,370		1		

NO 131

品目：鋸類 大：12 中：1 小：47

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
13	5	22	ハンドソーセット	榎本工業株式会社 (代) 榎本 敏夫		1	196,370		1		

NO 132

品目：高圧洗浄機 大：12 中：1 小：75

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
9	2	18	高圧洗浄機	(有)オートツール宮崎	ワカワ-3	1	370,000		1		

NO 133

品目：その他 大：12 中：1 小：81

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
8	3	29	硬貨選別機	(株)金市文具店	J-SU-60	1	297,412		1		
13	5	22	手押しカナ・丸ノ盤	(有)木栄商会 山村 行義		2	355,350		2		
13	5	22	集塵機	(有)木栄商会 山村 行義		3	124,630		3		
13	5	22	小型カミ	(有)木栄商会 山村 行義		4	44,290		4		
13	5	22	仕上カッター	(有)木栄商会 山村 行義		5	11,227		5		
13	5	22	糸ノ盤	(有)木栄商会 山村 行義		6	173,040		6		
13	5	22	糸ノ盤	(有)木栄商会 山村 行義		7	173,040		7		
13	5	22	電機カナ	高橋機械販売 (代)高橋 力		8	12,360		8		
13	5	22	電動ジグソー	高橋機械販売 (代)高橋 力		9	12,360		9		
13	5	22	電動ジグソー	高橋機械販売 (代)高橋 力		10	12,360		10		

NO 134

品目：人工蘇生器 大：12 中：2 小：50

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
19	7	27	自動体外式除細動器 (AED)	(株) アンドウ器械		1	233,100				健康管理課より

NO 135

品目：その他 大：12 中：2 小：72

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
12	10	31	マッサージ器	(株)アノウ器械 (代)安藤賢一	アノウ医療器自悠席AM-226	1	220,500		1		
19	7	27	AED壁掛け型収納ケース	(株)アノウ器械		1	53,550				健康管理課より
12	10	31	マッサージ器	(株)アノウ器械 (代)安藤賢一	アノウ医療器自悠席AM-226	2	220,500		2		

NO 136

品目：可搬ポンプ 大：12 中：3 小：6

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分願末
4	2	29	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	1	1,184,500		1		
4	2	29	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	2	1,184,500		2		
2	11	30	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	3	1,184,500		3		
7	12	11	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SF655	4	1,230,850		4		
2	11	30	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	5	1,184,500		5		
6	3	2	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SF655	6	1,236,000		6		
5	2	12	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	7	1,207,675		7		
7	12	11	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SF655	8	1,230,850		8		
7	12	11	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SF655	9	1,230,850		9		
5	2	12	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	10	1,207,675		10		
4	2	29	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	11	1,184,500		11		
5	2	12	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	12	1,207,675		12		
7	12	11	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SF655	13	1,230,850		13		
2	11	30	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	14	1,184,500		14		
4	2	29	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	TF-35	15	1,184,500		15		
6	3	2	小型動力ポンプ (B-3級)	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SF655	16	1,236,000		16		

NO 137

品目：その他 大：12 中：3 小：19

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	1	89,250		1		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	2	36,750		2		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	3	89,250		3		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	4	36,750		4		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	5	89,250		5		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	6	36,750		6		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	7	89,250		7		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	8	36,750		8		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	9	89,250		9		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	10	36,750		10		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	11	89,250		11		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	12	36,750		12		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	13	89,250		13		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	14	36,750		14		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	15	89,250		15		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	16	36,750		16		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	17	89,250		17		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	18	36,750		18		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	19	89,250		19		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	20	36,750		20		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	21	89,250		21		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	22	36,750		22		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	23	89,250		23		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	24	36,750		24		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	25	89,250		25		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	26	36,750		26		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	27	89,250		27		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	28	36,750		28		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	29	89,250		29		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	30	36,750		30		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	31	89,250		31		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	32	36,750		32		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	33	89,250		33		
15	9	30	単口引上げ式ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	中村消防防災(株)	65×1	34	36,750		34		
15	9	30	ﾀﾞｲﾚｸﾄﾊﾞﾙﾌﾞ	中村消防防災(株)日向営業所 (代)中村	SRV2000	35	89,250		35		

NO 138

品目：その他 大：12 中：3 小：19

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
15	9	30	単口引上げ式スタンドパイ プ	中村消防防災(株)	65×1	36	36,750		36		

NO 139

品目：洗濯機 大：14 中：1 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
12	11	6	洗濯機	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルNA-F702P-W	1	79,380		1		
10	6	25	全自動洗濯機	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナルNA-F70ARC	2	74,550		2		

NO 140

品目：掃除機 大：14 中：1 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
59	3	6	掃除機	夏田電器商会 (代)夏田和政	三菱MC1600	1	22,300		1		
5	3	28	電気掃除機	夏田電器商会 (代)夏田和政	三菱 TC-ZA8	2	38,600		2		
12	11	6	掃除機	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	ナショナルMC-G600WD	3	52,500		3		
58	2	26	体育館用掃除機	(株)アヲ百貨店 (代)永野清久		4	61,000		4		
8	3	29	業務用ｸﾘｰﾅｰ	(株)金市文具店	JV-15A 吸湿ｸﾞｽﾄ用	5	75,705		5		
8	3	29	業務用ｸﾘｰﾅｰ	(株)金市文具店	JV-15A 吸湿ｸﾞｽﾄ用	6	75,705		6		
10	6	25	掃除機	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナルMC-9101XP-G	7	52,185		7		
10	6	25	掃除機	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナル MC-G330-S	8	33,810		8		
18	5	17	掃除機	(株)金市文具店	ナショナル(CVC-370)吸水 ﾊﾞｯﾃﾘｰ式	9	58,065		9		

NO 141

品目：アロシ 大：14 中：1 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
13	6	20	アロシ	(株)出先 (代)出先 秀樹	アロシ N1-S150	1	35,910		1		

NO 142

品目：乾燥機 大：14 中：1 小：11

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処分順末
12	11	21	櫛乾燥機	(株)金市文具店	ニチハ工業NB-1	1	45,423		1		
12	11	21	櫛乾燥機	(株)金市文具店	ニチハ工業NB-1	2	45,423		2		
10	6	25	電器衣類乾燥機	(株)出先(代)出先 秀樹	ナショナルNH-D40K3C	3	46,200		3		

NO 143

品目：その他 大：14 中：1 小：16

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
12	11	6	ヘアトリイヤー	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	日立 HD-1001H	1	9,240		1		
12	11	6	ヘアトリイヤー	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	日立 HD-1001H	2	9,240		2		
12	11	6	ヘアトリイヤー	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	日立 HD-1001H	3	9,240		3		
12	11	6	ヘアトリイヤー	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	日立 HD-1001H	4	9,240		4		
12	11	6	ヘアトリイヤー	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	日立 HD-1001H	5	9,240		5		
12	11	6	ヘアトリイヤー	(株)丸誠電器 (代)節賀 誠	日立 HD-1001H	6	9,240		6		
10	6	25	フローリングホリヤー	(株)出先 (代)出先 秀樹	ナショナルMP-P25M-WZ	8	19,530		8		
14	9	30	ボイラー発生器	TS企画 代表 神崎拓也	エアセンス VR-40	9	350,000		9		

NO 144

品目：官職印 大：14 中：3 小：1

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
19	7	11	市長印	延岡印店	木印 21mm角(柘)	1	25,200		1		
19	7	11	北川町地域自治区長印	延岡印店	木印 21mm角(柘)	2	25,200		2		

NO 145

品目：脚立 大：14 中：3 小：2

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
			脚立	不明	ハセカワ RC21	1	16,000		1		
12	11	2	脚立	(株)金市文具店	7126尺	2	17,640		2		

NO 146

品目：はしご 大：14 中：3 小：3

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方額末
12	11	2	はしご	(株)金市文具店	2連3m	1	32,130		1		

NO 147

品目：体育用具 大：14 中：3 小：9

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方順末
58	2	26	バドミントン用ネット	(株)アヲマ百貨店 (代)永野清久		1	5,000		1		
58	2	26	バドミントン用ネット	(株)アヲマ百貨店 (代)永野清久		2	5,000		2		
58	2	26	バドミントン用得点板	(株)アヲマ百貨店 (代)永野清久	スタンド型めくり式	3	42,000		3		
58	2	26	審判台	(株)アヲマ百貨店 (代)永野清久	座式折り畳み式	4	46,000		4		

NO 148

品目：スタント[®]灰皿 大：14 中：3 小：11

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方類末
5	3	28	スモーク [®] スタント	(株)金市文具店	コク SS-220	1	26,590		1		
12	11	2	スモーク [®] スタント	(株)金市文具店	カカ5L945SX-S01	3	23,573		3		
12	11	2	スモーク [®] スタント	(株)金市文具店	カカ5L945SX-S01	4	23,573		4		
8	3	29	スモーク [®] スタント	(株)金市文具店	SS-21	5	5,191		5		
8	3	29	スモーク [®] スタント	(株)金市文具店	SS-21	6	5,191		6		

NO 149

品目：その他 大：14 中：3 小：23

年	月	日	品名	購入先	品質・形状	番号	購入価格	払出	現在高	所在	処方願末
8	1	11	剥製標本	九州のれい標本社 松田 憲二	蛇の抜け殻	1	30,000		1		
7	2	7	帆(帆かけ舟用)	牧田造船所 牧田 年春		2	280,000		2		
6	12	15	川舟(帆かけ舟)	牧田造船所 牧田年春		3	2,614,000		3		
6	10	3	川舟(鮎かけ舟)	牧田造船所 牧田 年春		4	265,000		4		
6	8	23	川舟(まくり舟)	牧田造船所 牧田 年春		5	1,480,000		5		
13	5	22	木工切断テーブル	(有)木栄商会 山村 行義		7	56,650		7		
13	5	22	木工ろくろ	榎本工業株式会社 (代)榎本 鈺夫		8	134,930		8		
13	5	22	木工ろくろ	榎本工業株式会社 (代)榎本 鈺夫		9	134,930		9		
13	5	21	特注筐体	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		10	769,152		10		
13	5	21	特注筐体	富士通株式会社宮崎支店 増田 忠則		11	769,152		11		
10	6	30	台スターカ-	(有)池部陶器店 (代)池部安文	W-1折りたたみ式	12	20,588		12		
13	5	22	木工ろくろ	榎本工業株式会社 (代)榎本 鈺夫		13	134,930		13		



委 託 契 約 書

延岡市(以下「甲」という。)と社団法人宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)とは、不動産の登記事務及び調査業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

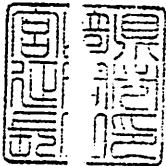
(目的)

第1条 甲は、公用若しくは公共用に必要なため取得又は取得予定の不動産及び狭あい道路整備事業のために不動産の嘱託登記事務及び調査業務(以下「委託事務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託事務)

第2条 委託事務は、次のとおりとする。

- (1) 登記嘱託書の作成及び登記所への提出
- (2) 登記完了証の受領
- (3) 登記嘱託書の添付書類の作成
- (4) その他前各号に付随する事務及び調査



(委託期間)

第3条 委託事務の委託期間は、この契約の締結の日から平成26年3月31日までとする。

(委託事務の処理基準)

第4条 乙は、委託事務の処理に当たっては、関係法令、市の諸規定によるほか、甲の指示に従うものとする。

(委託の方法)

第5条 甲が乙に委託事務を委託するときは、その都度、委託事務依頼書により行うものとする。

2 前項の依頼書は、委託をする担当課長が乙に対して行うものとする。

(委託料)

第6条 委託事務の委託料単価は、別紙単価表に定める額とする。

2 委託料は、委託事務完了後、乙の請求により、甲が支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は免除する。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託事務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由により委託期間内に委託事務を完了する見込みが



ないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託事務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託料の更改)

第11条 委託期間内において諸条件の変動により、この契約に定める委託料が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議のうえ更改することが出来る。

(協議)

第12条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月4日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

市長 首藤 正



乙 宮崎市旭二丁目2番2号

社団法人宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 土屋 洋二



嘱託登記事務委託単価表

1 【調査業務】

(1) 資料調査

7. 公簿類	2.1 筆以上1筆増す毎
1～20筆 1,600円+(400円×筆数)	100円

4. 地図類	5. 図面類	I. 疎明書面
1. 葉 500円	1. 筆個 500円	1件(登記承諾書類) 2,500円
		1件(相続関係書類) 5,000円

(2) 現地調査

① 事前調査			
300㎡以下 10,000円	500㎡以下 20,000円	1,000㎡以下 30,000円	1,000㎡超え 40,000円
② 立会 民有地境界		公共用地境界 (境界立会願作成も含む。)	
1所有毎 10,000円		市 10,000円 他 15,000円	
加減率	容易 80%	普通 100%	困難 130% 非常に困難 180%

(3) 内業

① 区画計算				
1～2区画 10,000円	3～5区画 15,000円	6～10区画 40,000円	11～20区画 80,000円	21区画以上1区画増す毎 5,000円
② 世界測地系変換			1 件	3,000円

2 【測量業務】

(1) 面積測量

土		地			
地積	標準報酬額表	地積	標準報酬額表		
100㎡以下	33,800円	1,000㎡以下	80,200円		
200㎡以下	42,700円	2,000㎡以下	108,200円		
300㎡以下	49,500円	3,000㎡以下	129,900円		
400㎡以下	55,200円	4,000㎡以下	147,900円		
600㎡以下	64,900円	5,000㎡以下	164,000円		
800㎡以下	72,900円	5,000㎡を超えて1,000㎡当り 12,500円			
加減率 70～180%	A 地域別	農耕地 10	住宅地 20	過密地 30	山林 40
	B 地形補正	急傾斜地 60	平坦地 20	傾斜地 40	
	C 器械点	1点 20	2点～3点 30	4点以上 60	
	D 測定密度	低 20	中 30	高 60	

(2) 基本測量・境界設置

種別	7. 多角測量	4. 境界復元	5. 分割新点測設
単位	1 点	1 点	1 点
単価	13,500円	8,000円	6,700円
加減率	農耕地 80% 住宅地 100%	過密地 120%	山林 150%
コンクリート杭	根巻き(有)	1本	11,000円
コンクリート杭	根巻き(無)	1本	5,600円
プレート板		1枚	3,000円
プラスチック杭	根巻き(有)	1本	4,000円
プラスチック杭	根巻き(無)	1本	2,200円
金属釘・その他		1本	500円
加減率	容易 70% 普通 100%	困難 120%	非常に困難 160%
種別	7. 引照点設置		
単位	1 点		
単価	9,000円		
加減率	農耕地 80% 住宅地 100%	過密地 120%	山林 150%

* コンクリート杭埋設については延岡市が杭を支給する。

3 【申請手続業務】 別表 1

4 【書類の作成業務】 別表 2

5 【上記以外(委託による)の委託料加算について】

次に掲げる事務の委託料加算は以下のとおりとする。(但し、発注者との協議による)

- 加算額 25,000円 × 要した日数
- (1) 里道・水路等の別途求積図面の作成
 - (2) 現況平面図・縦断面図・横断面図の作成
 - (3) 丈量図の作成
 - (4) その他の図面の作成等

「登記事務委託料単価表の運用基準」

[1] 単価表の取扱いについて

1 調査業務の資料調査関係

申請手続に伴い、資料調査を行った場合は、単価表の1調査業務の(1)資料調査のア～ウの報酬額を以下の要領で加算できるものとする。

- (1) 登記簿調査・・・所有者の住所・氏名の照合、最終枝番の確認等に必要な登記簿の調査であり、申請地、1～20筆までが1,600円+(400円×筆数)、21筆以上1筆増す毎に100円(申請書作成手数料等を含む)を1件として加算する。
- (2) 地図調査・・・・切り込み線・地番等の確認に必要な字図等の調査で、申請地1筆を1件として500円(申請書作成手数料等を含む)を加算する。
- (3) 図面調査・・・・法務局備え付けの測量図等の調査で、申請地1筆を1件として500円(申請書作成手数料等を含む)加算を基本とし、隣接地等の調査が必要なときは実数分加算できるものとする。
- (4) 疎明書面・・・・申請手続きを発注する際に添付するすべての書類について、分析、照合を行うもので、1所有者1件として、登記承諾書類は2,500円、相続関係書類は5,000円を加算する。
- (5) 当該資料調査が行われた場合は、その成果として登記済書を受領する際に調査された内容の書類を添付させるものとする。

2 調査業務の現地調査関係

申請手続業務に伴い、申請手続業務のみを委託する場合であっても、同業務の遂行に当たっては現地の状況を把握することが必要であるため、現地確認費用として事前調査費に係わる作業のうち必要なものに対する報酬として、以下の金額を計上することができるものとする。

- (1) 事前調査は、300㎡以下が10,000円、500㎡以下が20,000円、1,000㎡以下が30,000円、1,000㎡を超える分については40,000円を1件として加算する。
- (2) 境界杭間の距離の算出・照合、幅杭・境界杭間の距離の算出・照合、杭の種類の確認、不動点の照合等の現地確認費用については、申請1件あたり下記の金額を計上するものとする。
(申請1件あたり)単価：26,900円
- (3) この現地確認費用は、特に必要な場合に加算するものであり、地積測量図の有無に関係なく同一価格とする。
- (4) この現地確認を依頼する場合、申請に必要な書類の外、基準点網図、各杭の座標値、境界立会確認書(写)等現地調査ができる資料を添付して依頼するものとする。
- (5) この現地確認が行われた場合は、当然、地積測量図・実地調査を行った者の資格・氏名を記載し、資格印を押印して申請させるものとする。また、成果として、登記済書を受領する際に押印等されたものの写を添付させるものとする。
- (6) 法務局登記官により実地調査を求められる場合は、当該現地確認が行われているときは、受注者で対応するものとする。また、発注者が申請代理人として、法務局登記官の実地調査の際同行を求められるときは、現地確認費にその費用が含まれているものとし、別途計上しないものとする。

3 調査業務の内業関係

- (1) 区画計算は、各筆界の結線及びそれに必要な座標の計算であり、1～2区画が10,000円、3～5区画が15,000円、6～10区画が40,000円、11～20区画が80,000円、21以上1区画増す毎に5,000円を1件として加算する。
- (2) 世界測地系変換は、日本測地系(公共座標)を世界測地系(公共座標)へ座標変換するものであり、1件を3,000円として加算する。

4 書類作成業務関係

- (1) 全体図作成は、成果品として全体図を納品する業務の場合に、A2サイズ1枚あたり8,000円、A3サイズ1枚あたり5,000円として加算する。
- (2) 写真は、成果品として写真を納品する業務の場合に、A4サイズ1枚あたり3,000円として加算する。

5 その他の取扱い

- (1) 登記業務を発注する際に添付した必要書類、資料等が、受注者の調査業務の成果と相違する場合は、受注者の当該調査資料に基づき今後の事務処理について、円滑に進められるよう双方において協議するものとする。この場合、実施された調査についてはその事実を確認し、相当の報酬額を支払うことが出来るものとする。
- (2) 申請手続費については、申請書（副本を含む）作成、法定添付図面（地役権図面・共同担保目録の作成は除く）を含むものとする。
- (3) 申請手続に伴い添付書面等の作成を要する場合は、必要最小限の範囲で作成するものとする。（後件添付等で対応）
- (4) 申請手続に伴い日当・旅費については、その都度、甲・乙において協議する。
- (5) 申請手続を発注する際に添付する委任状については、末尾に申請に係る不動産の表示をすることとする。
- (6) その他、単価表、当運用基準について、疑義が生じたときは甲・乙において協議し、円滑な登記事務処理を進めるものとする。

[2] 単価表3 申請手続業務の算定方法について

1 【表示登記】・・・・・・・・申請手続きは所有者毎に一括申請とする。

(ア) 1所有者の土地N筆について表示登記を申請する場合

- ・地積測量図の作成が伴う場合・・・・・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} & & \text{筆加算} & & \text{図面加算} \\ \underline{6,700} & + & \underline{1,100 \times (N-1)} & + & \underline{6,600 \times N} \end{matrix}$
- ・地積測量図の作成が伴わない場合・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} & & \text{筆加算} \\ \underline{6,700} & + & \underline{1,100 \times (N-1)} \end{matrix}$
- ・所在図作成を必要とするとき・・・・・・・・ $\underline{1,000 \times N}$ を加算するものとする。

2 【分筆登記】

(1) 申請手続を所有者毎に一括申請する場合

(ア) 1所有者の土地1筆について2分割の分筆登記申請

- ・地積測量図の作成が伴う場合・・・・・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} \\ \underline{6,700+8,700} \end{matrix}$
- ・地積測量図の作成が伴わない場合・・・・・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} \\ \underline{6,700} \end{matrix}$

(イ) 1所有者の土地1筆についてN分割（3分割以上）の分筆登記申請

- ・地積測量図の作成が伴う場合・・・・・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} & & \text{筆加算} \\ \underline{6,700+8,700} & + & \underline{(1,300+2,200) \times (N-2)} \end{matrix}$
- ・地積測量図の作成が伴わない場合・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} & & \text{筆加算} \\ \underline{6,700} & + & \underline{1,300 \times (N-2)} \end{matrix}$

(ウ) 1所有者の土地N筆を各々分割する分筆登記申請

- ・地積測量図の作成が伴う場合・・・・・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} & & \text{2筆目以降} & & \text{図面} \\ \underline{6,700} & + & \underline{5,000 \times (N-1)} & + & \underline{8,700 \times N} \end{matrix}$
- ・地積測量図の作成が伴わない場合・・・・ $\begin{matrix} \text{基本額} & & \text{2筆目以降} \\ \underline{6,700} & + & \underline{5,000 \times (N-1)} \end{matrix}$

- ・3分割以上が含まれるとき・・・・・・・・(イ)の筆加算を適用する。

<例> 地積測量図の作成が伴う場合で3分割が2筆含まれているときは、
 $\{ (1,300+2,200) \times (3-2) \} \times 2$

3 【地積の変更・更正登記】 申請手続きは所有者毎に一括申請とする。

(ア) 1所有者の土地N筆について地積の変更・更正登記申請

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & \text{図面} & \\ \cdot \text{地積測量図の作成が伴う場合} \cdot \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{1,000 \times (N-1)} & + \underline{6,600 \times N} & \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & & \\ \cdot \text{地積測量図の作成が伴わない場合} \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{1,000 \times (N-1)} & & \end{array}$$

4 【地図訂正申出】 申出手続きは所有者毎に一括申出とする。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & & \\ \text{(ア) 1所有者の土地N筆について地図訂正申出} \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{1,000 \times (N-1)} & & \end{array}$$

5 【合筆登記】 申請手続きは所有者毎に一括申請とする。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & & & \\ \text{(ア) 1所有者の土地2筆を1筆にする合筆登記申請} \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & & & \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & & \\ \text{(イ) 1所有者の土地N筆(3筆以上)を1筆にする合筆登記申請} \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{800 \times (N-2)} & & \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{合筆後2筆目以降} & & \\ \text{(ウ) 1所有者の土地N筆をY筆にする合筆登記申請} \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{5,000 \times (Y-1)} & & \end{array}$$

・土地3筆以上を1筆に合筆する場合が含まれているとき . . . (イ)の筆加算を適用するものとする。

$$\begin{array}{l} \text{〈例〉3筆を1筆に合筆するものが2件ある場合} \\ \{800 \times (3-2)\} \times 2 \end{array}$$

6 【地目の変更登記】 申請手続きは所有者毎に一括申請とする。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & & \\ \text{(ア) 1所有者の土地N筆について地目の変更登記} \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{800 \times (N-1)} & & \end{array}$$

7 【滅失登記】 申請手続きは所有者毎に一括申請とする。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & & \\ \text{(ア) 1所有者の土地N筆について滅失登記} \cdot \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{800 \times (N-1)} & & \end{array}$$

8 【所有者の更正登記】 申請手続きは所有者毎に一括申請とする。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & & \\ \text{(ア) 1所有者の土地N筆について所有者の更正登記} \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{800 \times (N-1)} & & \end{array}$$

9 【所有者の表示変更・更正登記】 . . . 申請手続きは所有者毎に一括申請とする

$$\begin{array}{rcccl} & \text{基本額} & \text{筆加算} & & \\ \text{(ア) 1所有者の土地N筆について所有者の表示変更・更正登記} \cdot \cdot \cdot & \underline{6,700} & + \underline{800 \times (N-1)} & & \end{array}$$

(別表1)

3. 【申請手続（表示に関する登記）】

種 別	単 位 (1件当り)	単 価		加 算 額		
		申請手続	図面等	申請手続	図面等	
表 示 に 関 す る 登 記	表 示	1 筆	6,700円	所 1,000円	1筆増すごとに	
				測 6,600円	1,100円	所 1,000円
	分 筆	分筆後2筆まで	6,700円	測 8,700円	1筆増すごとに	
					1,300円	測 2,200円
	地積の変更・更正	1 筆	6,700円	測 6,600円 所 3,500円	1筆増すごとに	
					1,000円	測 6,600円
	地図訂正申出	1 筆	6,700円		1筆増すごとに	
					1,000円	
	合筆登記	合筆前2筆まで	6,700円		1筆増すごとに	
					800円	
地目の変更	1 筆	6,700円		1筆増すごとに		
				800円		
減失	1 筆	6,700円		1筆増すごとに		
				800円		
所有者の更正	1 筆	6,700円		1筆増すごとに		
				800円		
所有者の表示変更・更正	1 筆	6,700円		1筆増すごとに		
				800円		
現地調査費	1申請件		26,900円			
関数	地役権図面	1 葉	3,550円			
覧料 手	登記簿閲覧	1筆(個)	880円	登記事項証明書請求も同じ		
	図面閲覧謄写	1葉1筆(個)	3,550円	1筆増すごとに 1,620円		
	地図閲覧謄写	10筆まで	3,550円	1筆増すごとに 120円		

- 備考 1. 測 → 地積測量図 所 → 土地所在図を示す。
2. 記載の金額には、消費税相当額が含まれている。

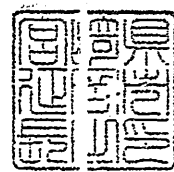
(別表2)

【書類の作成業務】

登記申請添付書類等	土地実地調査書	1通	4,000円		
	境界確認書、承諾書の作成・受領	民有地1件	10,000円	書類の作成、受領まで	
		市、県、JR等件	10,000円		
		国土交通省1件	50,000円		
地形図作成	1筆	3,500円	地図切込み等		
土地の権利者の確認調査	相続関係説明図の作成 (戸籍簿等調査表の作成を含む。)	相続権利者1人 当たり	1,210円	戸籍謄本等及び住民票収集業務の単価には郵送料及び交通費が含まれている。 戸籍謄本等収集業務の算定は、請求1件当たりとし、数通まとめて収集ができる場合は、2通目からは1通当たり340円を加算する。 住民票収集業務の算定は、請求1件当たりとし、数通まとめて収集ができる場合は、2通目からは1通当たり240円を加算する。	
	戸籍・除籍・改正戸籍謄本、課税証明書、不在証明書及びその他の証明書の収集	1件	1,210円		
	住民票及び戸籍の附票の収集	1件	600円		
文書の作成	文案を要するもの(民法903条証明等)	正本	1通	4,000円	抵当権抹消承諾書等の作成。
		その他	1枚	400円	
	文案を要しないもの	1枚	800円	共同担保目録の作成等。	
	原本複製	1文書	800円	登記承諾書、印鑑証明書、住民票調査書、所在図、地積測量図等の複製	
	全体図作製	A2サイズ1枚	8,000円		
		A3サイズ1枚	5,000円		
写真	A4サイズ1枚	3,000円			

【旅費】

旅費	片道	1回	1,050円	この規定は、付随業務で、北浦町総合支所・北方町総合支所・北川町総合支所へ出張する場合に適用する。
	往復	1回	2,100円	





嘱託登記事務委託契約書

延岡市（以下「甲」という。）と社団法人宮崎県公共嘱託登記司法書士協会（以下「乙」という。）とは、不動産の登記事務及び調査業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、公用若しくは公共用に必要なため取得又は取得予定の不動産及び狭あい道路整備事業のための不動産の嘱託登記事務及び調査業務（以下「委託事務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託事務）

第2条 委託事務は、次のとおりとする。

- (1) 登記嘱託書の作成及び登記所への提出
- (2) 登記完了証の受領
- (3) 登記嘱託書の添付書類の作成
- (4) その他前各号に付随する事務及び調査

（委託期間）

第3条 委託事務の委託期間は、この契約の締結の日から平成26年3月31日までとする。

（委託事務の処理基準）

第4条 乙は、委託事務の処理に当たっては、関係法令、市の諸規定によるほか、甲の指示に従うものとする。

（委託の方法）

第5条 甲が乙に委託事務を委託するときは、その都度、委託事務依頼書により行うものとする。

2 前項の依頼書は、委託をする担当課長が乙に対して行うものとする。

（委託料）

第6条 委託事務の委託料単価は、別紙単価表に定める額とする。

2 委託料は、委託事務完了後、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（契約保証金）

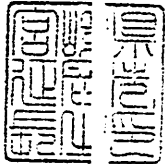
第7条 契約保証金は免除する。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託事務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。



(1) 乙がその責めに帰する理由により委託期間内に委託事務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託事務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託料の更改)

第11条 委託期間内において諸条件の変動により、この契約に定める委託料が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議のうえ更改することが出来る。

(協議)

第12条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

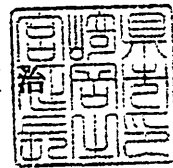
平成25年4月4日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

市長

首藤 正

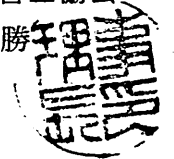


乙 宮崎市旭二丁目2番2号

社団法人宮崎県公共嘱託登記司法書士協会

理事長

松ヶ野 昌勝



嘱託登記事務委託単価表

1. 【申請手続】

権利に関する登記・閲覧手数料	所有権保存登記	1 件	9,040円	申請1件あたりの基本報酬とは、不動産1個(筆)を基準とした申請の場合をいう。1件につき不動産の個数が1個を超える場合は、1個について800円を加算する。
	相続登記	1 件	21,110円	
	所有権移転登記	1 件	15,070円	
	登記名義人表示変更・更正登記	1 件	5,040円	
	抹消、変更、その他所有権の登記	1 件	12,050円	
	所有権以外の登記	1 件	6,020円	
	地役権図面	1 葉	3,550円	
	登記簿閲覧	1筆(個)	880円	登記事項証明書請求も同じ
	図面閲覧謄写	1葉1筆(個)	3,550円	1筆増すごとに1,620円
	地図閲覧謄写	10筆まで	3,550円	1筆増すごとに120円

2. 【書類の作成業務】

土地の権利者の確認調査	相続関係説明図の作成 (戸籍簿等調査票の作成を含む。)	相続権利者 1人あたり	1,210円	戸籍謄本等及び住民票収集業務の単価には、郵送料及び交通費が含まれている。	
	戸籍・除籍・改製原戸籍謄本、課税証明書、不在証明書及びその他の証明書の収集	1 件	1,210円	戸籍謄本等収集業務の算定は、請求1件あたりとし、数通まとめて収集ができる場合は、2通目からは、1通あたり340円を加算する。	
	住民票及び戸籍の附票の収集	1 件	600円	住民票収集業務の算定は、請求1件あたりとし、数通まとめて収集ができる場合は、2通目からは、1通あたり240円を加算する。	
文書の作成	文案を要するもの(民法903条の特別受益証明書等)	正 本 そ の 他	1 通 1 枚	4,000円 400円	特別受益証明書、遺産分割協議証明書、抵当権抹消承諾書等の作成。
	文案を要しないもの	1 枚	800円		

3. 【旅費】

旅費	片道	1 回	1,050円	この規定は、権利に関する登記及び附随業務で、北浦町総合支所・北方町総合支所・北川町総合支所へ出張する場合に適用する。
	往復	1 回	2,100円	

(注) 記載の金額には、消費税相当額が含まれている。

嘱託登記事務委託料単価表の運用基準

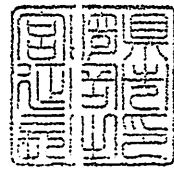
1 単価の内容










嘱託登記の単価は、原則として1筆の土地につき1件の嘱託登記申請（登記の目的、権利者、義務者、原因及び日付等が同一の場合をいう）を行うこととして、各嘱託登記手続きを種類ごとに分類して規定したものであり、各嘱託登記手続きの単価に含まれる基本的業務は、次のとおりとする。

- (1) 事件受託に必要な権利関係等の聴取、登記所備付けの図書の閲覧及び謄抄本の交付請求
- (2) 嘱託書及び嘱託書副本の作成
- (3) 嘱託登記の代理（嘱託登記書類の提出、補正、取下げ及び登記完了証の受領等）
- (4) 閲覧及び嘱託代理のために行う登記所への往復

2 その他の取扱い

- (1) 登記業務を発注する際に添付した必要書類、資料等が、受注者の調査業務の成果と相違する場合は、受注者の当該調査資料に基づき今後の事務処理について、円滑に進められるよう双方において協議するものとする。この場合、実施された調査についてはその事実を確認し、相当の報酬額を支払うことが出来るものとする。
- (2) 申請手続費については、申請書（副本を含む）作成、法定添付図面（地役権図面・共同担保目録の作成は除く）を含むものとする。
- (3) 申請手続に伴い添付書面等の作成を要する場合は、必要最小限の範囲で作成するものとする。（後件添付等で対応）
- (4) 申請手続に伴う日当・旅費については、その都度、甲乙において協議する。
- (5) 申請手続きを発注する際に添付する委任状については、末尾に申請に係る不動産の表示をすることとする。
- (6) その他、単価表、当運用基準について、疑義が生じたときは甲乙において協議し、円滑な登記事務処理を進めるものとする。



		課室名		北川・地域振興課		
起案日		平成25年8月19日		決裁日		
				平成25年8月22日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者					課長
	課長補佐兼 総務防災係長  Tel 74311					
		意見				
		合議者				
						管財課長
						
		意見				
  						
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否

件名：北川町総合支所管内市有地除草業務の予算執行について（伺い）

標記の件について、下記のとおり予算を執行してよろしいか伺います。

記

1. 業務内容 平成25年度 北川町総合支所管内市有地除草業務

2. 業務場所 延岡市北川町長井2654番地25外（別紙一覧のとおり）

3. 業務期間 契約締結日から1ヶ月以内

4. 予算措置 総務費 総務管理費 財産管理費 財産管理経費

財産管理事務費 役務費 手数料 498,000円

5. 契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当）

※別紙随意契約理由書参照

（以上）

随意契約理由書

見積に付する 事 項	平成25年度 北川町総合支所管内市有地除草業務
履 行 場 所	延岡市北川町長井2654番地25外
予 定 価 格	498,000円
地 方 自 治 法 施行令第167 条の2第1項中 の該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
随 意 契 約 に 付 する 理 由	高年齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターから、延岡市契約規則第19条の2で定める手続きにより役務の提供を受ける契約であるため。

◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数・ 根 拠 法 令	1者 公益社団法人 延岡市シルバー人材センター 延岡市西階町1丁目2408番地1 延岡市契約規則第21条第2項第2号ア
※見積書を徴する 相手方の数が1者 のときは、その理由 及び相手方の 氏名・住所等	【契約の相手方の選定基準】 「高年齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターであって、その主たる事務所の所在地が延岡市内であるもの」
担 当 者 氏 名	北川町総合支所 地域振興課 総務防災係 主任主事 北林 千春 (内線) 74313

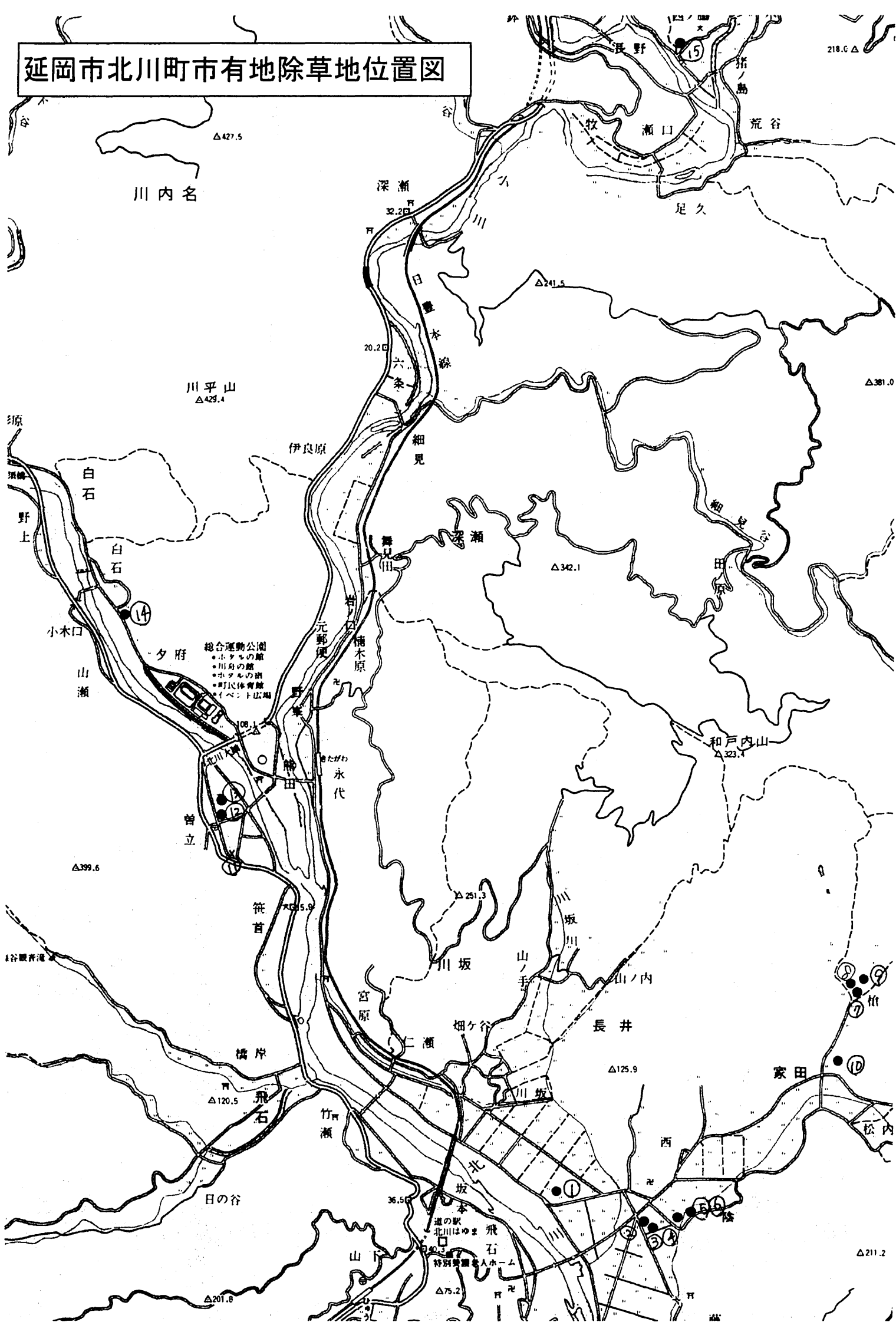
平成25年8月19日

随意契約理由書作成者

北川町総合支所 地域振興課長 小 野 貢



延岡市北川町市有地除草地位位置図

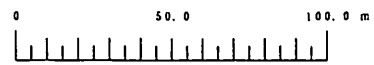




219-2
 219-1
 218-2
 218-1
 217-2
 217-1
 216-2
 216-1
 215-2
 215-1
 214-2
 214-1
 213-2
 213-1
 212-2
 212-1
 211-2
 211-1
 210-2
 210-1
 209-2
 209-1
 208-2
 208-1
 207-2
 207-1
 206-2
 206-1
 205-2
 205-1
 204-2
 204-1
 203-2
 203-1
 202-2
 202-1
 201-2
 201-1
 200-2
 200-1
 199-2
 199-1
 198-2
 198-1
 197-2
 197-1
 196-2
 196-1
 195-2
 195-1
 194-2
 194-1
 193-2
 193-1
 192-2
 192-1
 191-2
 191-1
 190-2
 190-1
 189-2
 189-1
 188-2
 188-1
 187-2
 187-1
 186-2
 186-1
 185-2
 185-1
 184-2
 184-1
 183-2
 183-1
 182-2
 182-1
 181-2
 181-1
 180-2
 180-1
 179-2
 179-1
 178-2
 178-1
 177-2
 177-1
 176-2
 176-1
 175-2
 175-1
 174-2
 174-1
 173-2
 173-1
 172-2
 172-1
 171-2
 171-1
 170-2
 170-1
 169-2
 169-1
 168-2
 168-1
 167-2
 167-1
 166-2
 166-1
 165-2
 165-1
 164-2
 164-1
 163-2
 163-1
 162-2
 162-1
 161-2
 161-1
 160-2
 160-1
 159-2
 159-1
 158-2
 158-1
 157-2
 157-1
 156-2
 156-1
 155-2
 155-1
 154-2
 154-1
 153-2
 153-1
 152-2
 152-1
 151-2
 151-1
 150-2
 150-1
 149-2
 149-1
 148-2
 148-1
 147-2
 147-1
 146-2
 146-1
 145-2
 145-1
 144-2
 144-1
 143-2
 143-1
 142-2
 142-1
 141-2
 141-1
 140-2
 140-1
 139-2
 139-1
 138-2
 138-1
 137-2
 137-1
 136-2
 136-1
 135-2
 135-1
 134-2
 134-1
 133-2
 133-1
 132-2
 132-1
 131-2
 131-1
 130-2
 130-1
 129-2
 129-1
 128-2
 128-1
 127-2
 127-1
 126-2
 126-1
 125-2
 125-1
 124-2
 124-1
 123-2
 123-1
 122-2
 122-1
 121-2
 121-1
 120-2
 120-1
 119-2
 119-1
 118-2
 118-1
 117-2
 117-1
 116-2
 116-1
 115-2
 115-1
 114-2
 114-1
 113-2
 113-1
 112-2
 112-1
 111-2
 111-1
 110-2
 110-1
 109-2
 109-1
 108-2
 108-1
 107-2
 107-1
 106-2
 106-1
 105-2
 105-1
 104-2
 104-1
 103-2
 103-1
 102-2
 102-1
 101-2
 101-1
 100-2
 100-1
 99-2
 99-1
 98-2
 98-1
 97-2
 97-1
 96-2
 96-1
 95-2
 95-1
 94-2
 94-1
 93-2
 93-1
 92-2
 92-1
 91-2
 91-1
 90-2
 90-1
 89-2
 89-1
 88-2
 88-1
 87-2
 87-1
 86-2
 86-1
 85-2
 85-1
 84-2
 84-1
 83-2
 83-1
 82-2
 82-1
 81-2
 81-1
 80-2
 80-1
 79-2
 79-1
 78-2
 78-1
 77-2
 77-1
 76-2
 76-1
 75-2
 75-1
 74-2
 74-1
 73-2
 73-1
 72-2
 72-1
 71-2
 71-1
 70-2
 70-1
 69-2
 69-1
 68-2
 68-1
 67-2
 67-1
 66-2
 66-1
 65-2
 65-1
 64-2
 64-1
 63-2
 63-1
 62-2
 62-1
 61-2
 61-1
 60-2
 60-1
 59-2
 59-1
 58-2
 58-1
 57-2
 57-1
 56-2
 56-1
 55-2
 55-1
 54-2
 54-1
 53-2
 53-1
 52-2
 52-1
 51-2
 51-1
 50-2
 50-1
 49-2
 49-1
 48-2
 48-1
 47-2
 47-1
 46-2
 46-1
 45-2
 45-1
 44-2
 44-1
 43-2
 43-1
 42-2
 42-1
 41-2
 41-1
 40-2
 40-1
 39-2
 39-1
 38-2
 38-1
 37-2
 37-1
 36-2
 36-1
 35-2
 35-1
 34-2
 34-1
 33-2
 33-1
 32-2
 32-1
 31-2
 31-1
 30-2
 30-1
 29-2
 29-1
 28-2
 28-1
 27-2
 27-1
 26-2
 26-1
 25-2
 25-1
 24-2
 24-1
 23-2
 23-1
 22-2
 22-1
 21-2
 21-1
 20-2
 20-1
 19-2
 19-1
 18-2
 18-1
 17-2
 17-1
 16-2
 16-1
 15-2
 15-1
 14-2
 14-1
 13-2
 13-1
 12-2
 12-1
 11-2
 11-1
 10-2
 10-1
 9-2
 9-1
 8-2
 8-1
 7-2
 7-1
 6-2
 6-1
 5-2
 5-1
 4-2
 4-1
 3-2
 3-1
 2-2
 2-1
 1-2
 1-1



世界測地系



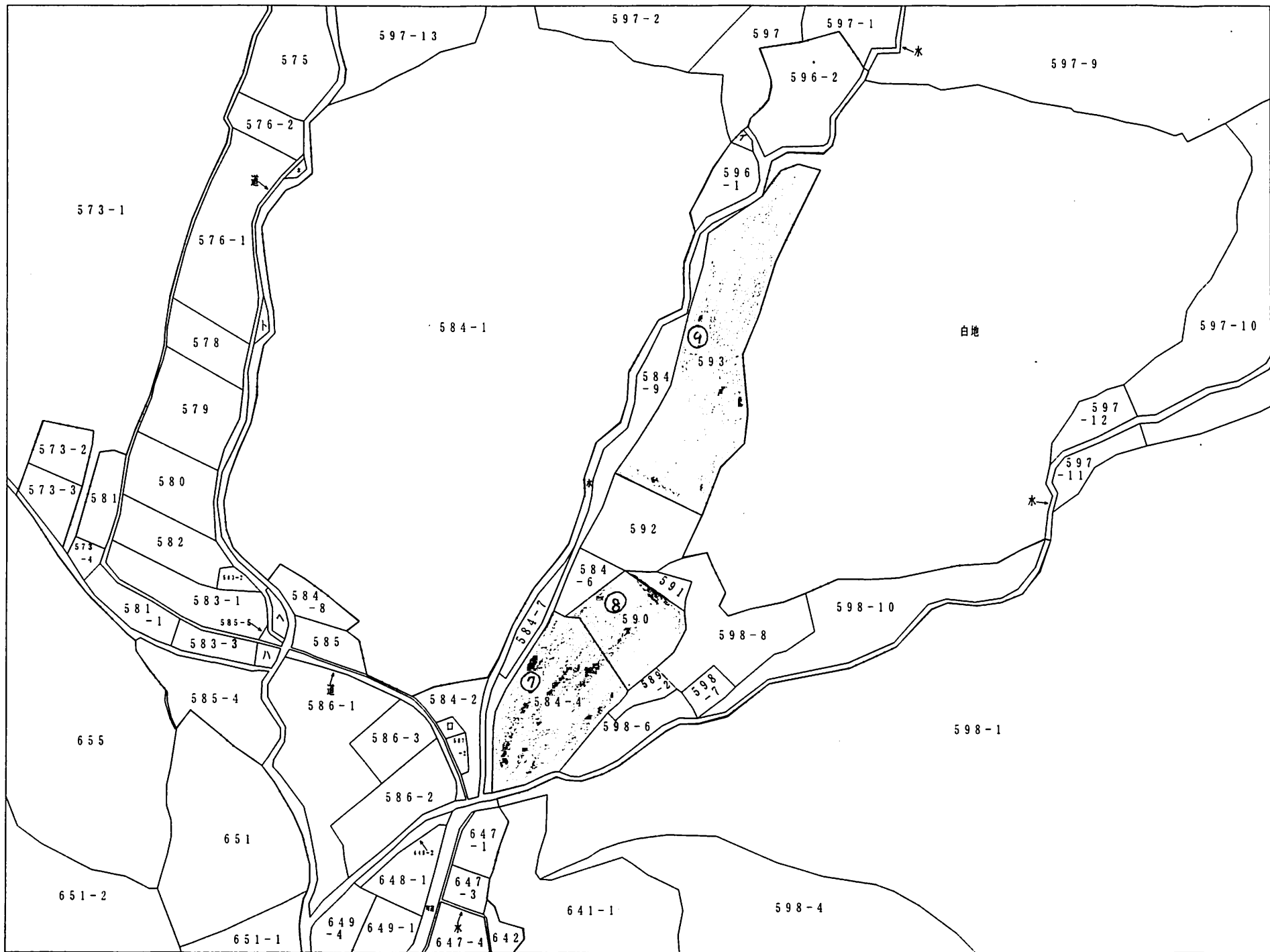
平成24年8月27日
 延岡市 北川町総合支所
 市民サービス課



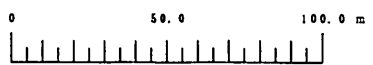
1:2000

子 凶

596-3
597-1
585-2
419-3
575-2
585-3
574-1



世界測地系



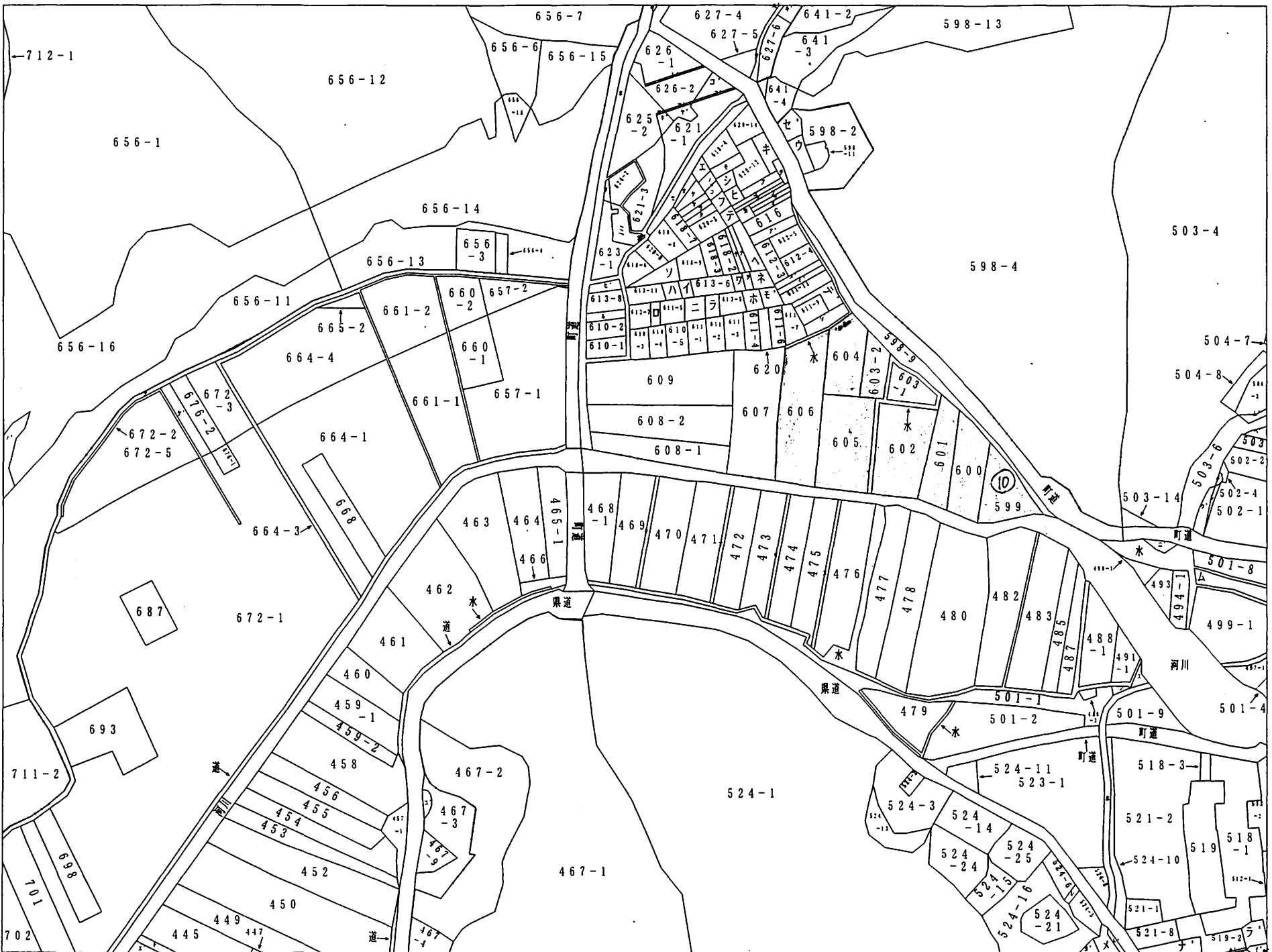
平成24年8月27日
延岡市 北川町総合支所
市民サービス課



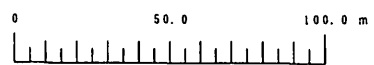
1 : 2 0 0 0

子 図

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100



世界測地系



平成24年8月27日

延岡市 北川町総合支所

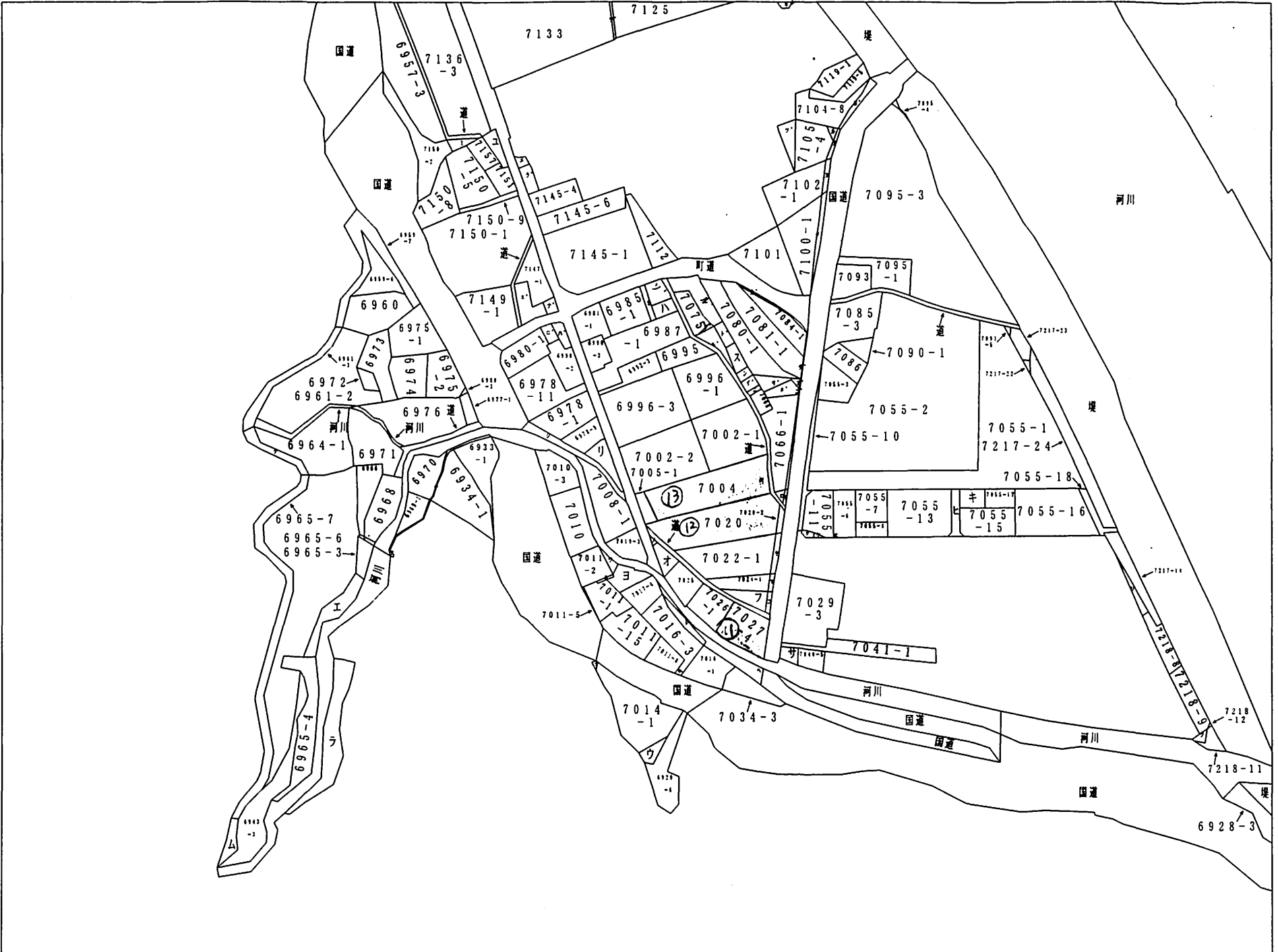
市民サービス課



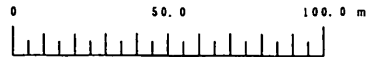
1 : 2 0 0 0

子 図

7014-5
7043-1
6987-4
7049
7044-5
7217-3
7006-1
7102-2
7104-10
7105-3
7011-6
7011-7
7015-1
7016-4
7218-2
7217-7
6935-5
6937-2
6943-5
6953-7
7019-4
7019-1
7021-3
7022-4
7023-4
7029-4
7039-4
6965-4
7055-12
7055-11
7055-1
7153-1
7153-4
7158
7055-4
7043
6955-1
7072
7071
7070
6980-4
6982-3
7044-4
7046-4
7074-1
7073
7081-4
7080-1
7077
7074-2
7174-1
7084
7084
7104-2
7100-2
6988
6986
7105-4
7149-1
7152-1

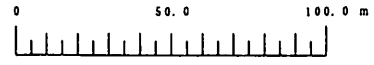
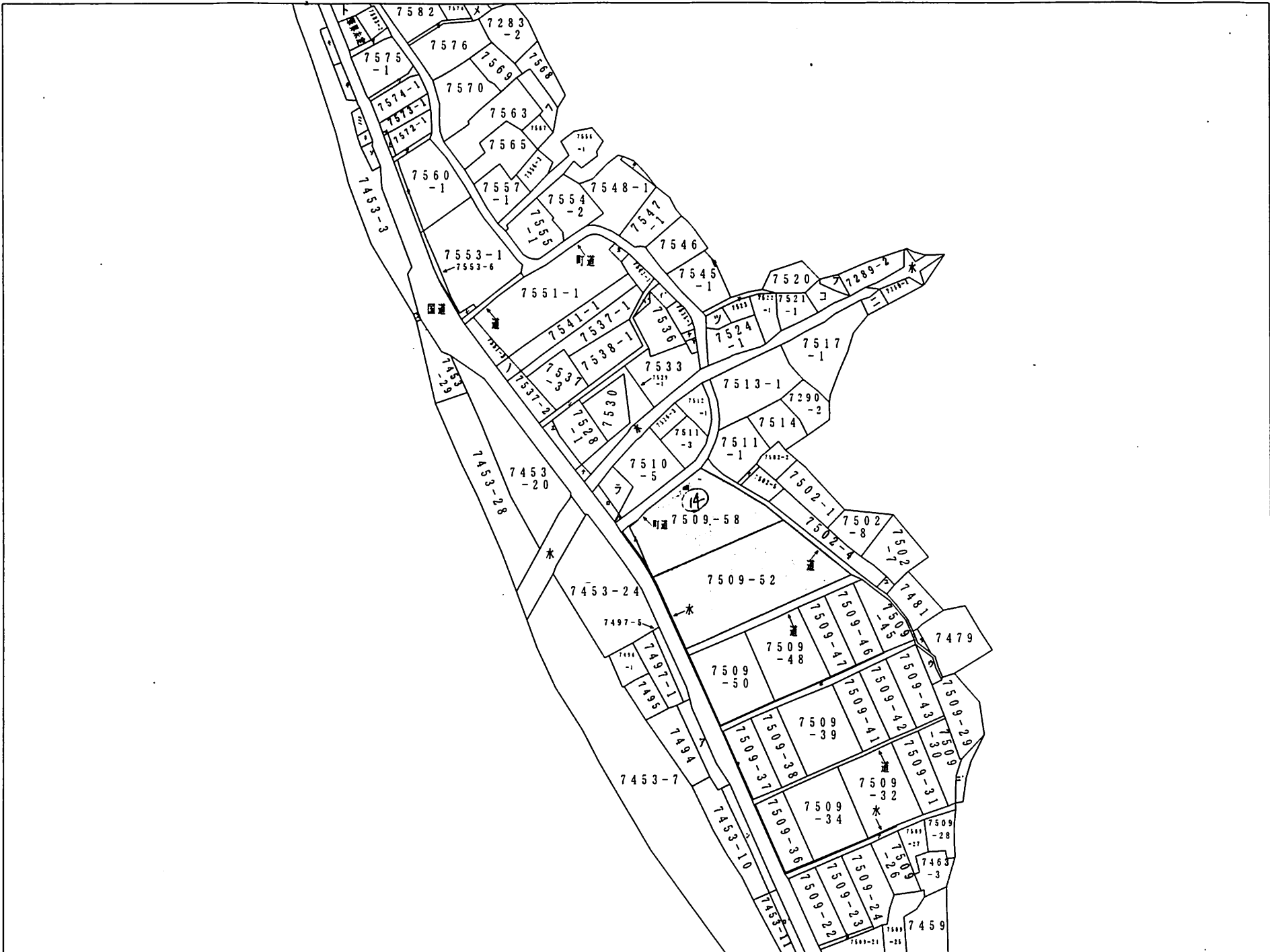


世界測地系



平成24年8月27日
延岡市 北川町総合支所
市民サービス課

7573-5
 7573-4
 7510-7
 7518-1
 7568-2
 7583-1
 7586-2
 7545-2
 7550-1
 7548-4
 7535-5
 7571-1
 7535-3
 7529-1
 7530-1
 7509-1
 7509-1
 7541-1
 7502-9
 7505-5
 7519-1
 7519-1
 7508-1
 7499-1
 7499-1
 7505-2
 7505-6
 7509-1
 7574-2
 7572-6
 7584-3
 7551-10
 7453-11
 7453-11
 7453-12
 7459-1



市有地除草業務仕様書

《 除草業務 》

1. 目的

病虫害の防除や防災等のための除草を主たる目的とする。

2. 除草実施場所

平成25年度の除草実施場所一覧のとおり（総地積17,869㎡）

留意事項

【 除草時 】

- (1) 薬剤の散布はしないこと。
- (2) No.11～No.15は、除草後の草木は搬出すること。その他の地番は除草のみとする。
- (3) 薊りむら、薊り残しが無いよう均一に刈り込むこと。

4. 業務管理

作業前・中・後には、地番ごとの写真（台紙A-4縦）や業務完了までの必要書類はその都度、提出のこと。

5. その他

- (1) 履行期間中の安全確保に関しては、常に安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 工事实施の各段階において周辺環境の保全に努め第三者からの苦情が無いよう誠意を以って対応すること。
- (3) 業務遂行上支障が出た場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。
- (4) 除草機器（薊払機等）の燃料費・刃等の消耗品は見積もりに含まれるものとする。

平成25年度の草刈実施場所一覧

No.	字	地番	枝番	地目	地積(m ²)	
1	上大鶴	2654	25	畑	512	
2	家田	1550	1	畑	356	
3	家田	1817		田	479	
4	大門	1471	1	田	764	
5	藤迫	336		田	686	
6	藤迫	337	2	田	665	
7	槍	584	4	雑種地		除外
8	槍	590		雑種地		除外
9	槍	593		宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>	5,423	
10	無田	599		田	632	
		600		田	709	
		601		田	610	
		602		田	1,102	
		603	1	田	281	
		603	2	田	320	
		604		田	646	
		605		田	1,150	
606		田	1,395			
11	曾立	7027	4	宅地	409	
12	曾立	7020		宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>	196	
13	曾立	7004		田	981	
14	白石	7509	52	宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>	553	
		7509	58			
15	瀬口	3175	47	宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>		除外
合計21筆					17,869	

※No.7、No.8、No.15は除草の必要が無いため本年度は除外する。

延北川地第 25号

平成25年8月22日

公益社団法人

延岡市シルバー人材センター

理事長 戸田行徳様

延岡市長 首藤正治





見積書の提出について

標記の件につきまして、下記のとおり見積書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 業務名 平成25年度 北川町総合支所市有地除草業務
2. 業務内容 別紙仕様書のとおり
3. 提出期限 平成25年8月~~28~~³⁰日(木) 17時まで

文書取扱：延岡市北川町総合支所
地域振興課 総務防災係
担当：北林
電話：0982-46-5010

担当	課 員	係 長	補 佐	主 幹	次 長	総合支所長
						

様式第2号

次々とみり許可可なり。(1件)
延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年9月9日



延岡市長 首藤 正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	ミニバレーボール練習					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成25年9月9日 ~ 平成25年9月30日					
使用時間	(午前・午後) 7時30分から (午前・午後) 9時30分まで					
使用人員	12名	運動器具				
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組		
備考	9/9, 16, 23, 30					
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。					
許可番号	第9号 平成25年9月9日					

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成25年9月9日

延岡市長様

住所又は所在地 延岡市 [REDACTED]
 氏名又は名称 清流 [REDACTED]
 (責任者) [REDACTED] 電話 [REDACTED]




次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

使用目的	ミニバレー 練習					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成25年9月9日 ~ 平成25年9月30日					
使用時間 (1時間未満の使用については1時間とみなす。)	集会室	(午前・午後) 7時30分から		(午前・午後) 9時30分まで		
	研修室	(午前・午後) 時 分から		(午前・午後) 時 分まで		
	会議室	(午前・午後) 時 分から		(午前・午後) 時 分まで		
	シャワー室	人 計 回				
使用人員	12名	運動				
入場料徴収の有無	有・無	器具	組	組	組	
減免申請の理由	有 (細則 1・2) ・ 無					
備考	9/9 9/16 9/23 9/30 10/7 10/14 10/21 10/28					

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料 減免の理由	有 細則(1・2)			領収書番号	4015234-000 0002799-000
			無				
受付番号		第 9 号			25年 9月 9日		
使 用 料	区 分	基本料金(円)	超過料金(円)	計(円)	備 考		
	集 会 室	2,480		2,480	310A×2H×4回		
	研 修 室						
	会 議 室						
	シャワー室						
	小 計			2,480			
	運 動 器 具						
	小 計						
合 計			2,480(円)				

注：使用許可申請は、使用日の60日前から前日までに行なければならない。

担当	深田 員	係長	補佐	主幹	課長	次長	総合支所長
							

様式第2号

次のとおり許可します。
延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年8月19日



様

延岡市長 首藤正治 印

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	バドミントンの練習						
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室						
使用年月日	平成25年8月21日 ・ 平成25年8月23日						
使用時間	(午前・午後) 5時 30分から (午前・午後) 6時 30分まで						
使用人員	2名	運動器具					
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組			
備考							
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。						
許可番号	第8号		平成25年8月19日				

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成25年8月19日

延岡市長様

住所又は所在地 延岡市北川町
氏名又は名称
(責任者)

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

Table with 7 main rows: 使用目的 (バドミンントンの練習), 使用区分 (集会室, 研修室, 会議室, シャワー室), 使用年月日 (平成25年8月21日(水), 平成25年8月23日(金)), 使用時間 (集会室, 研修室, 会議室, シャワー室), 使用人員 (2名), 入場料徴収の有無 (有・無), 減免申請の理由 (有(細則1・2)・無), 備考

※ これから下は、記入しないでください。

Table with 2 main sections: 確認印 (管理者, 使用料減免の理由, 領収書番号), 受付番号 (第 号 年 月 日), 使用料 (区分: 集会室, 研修室, 会議室, シャワー室, 小計, 運動器具, 小計; 基本料金, 超過料金, 計, 備考)

注：使用許可申請は、使用日の60日前から前日までになければならない。

担当	係長	補佐	主幹	課長	次長	総務主任
北林	田中	藤田	山本	佐藤	鈴木	

様式第2号

次のとおり許可します。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年8月5日



延岡市長 首藤 正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	ミニバレーボール練習					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成25年8月1日 ～ 平成25年9月26日					
使用時間	(午前・午後) 7時30分から (午前・午後) 9時30分まで					
使用人員	12名	運動器具				
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組		
備考	8/1, 8, 15, 22, 29 9/5, 12, 19, 26 (9日)					
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。					
許可番号	第7号 平成25年8月1日					

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成 25 年 8 月 1 日

延岡市長様

住所又は所在地 延岡市

氏名又は名称 清流

(責任者)

電話






次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

使用目的	ミニバレーボール練習				
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室				
使用年月日	平成 25 年 8 月 1 日 ~ 平成 25 年 9 月 26 日				
使用時間 (1時間未満の使用については1時間とみなす。)	集会室	(午前・午後)	7 時 30 分	から	(午前・午後) 9 時 30 分まで
	研修室	(午前・午後)	時	分	から (午前・午後) 時 分まで
	会議室	(午前・午後)	時	分	から (午前・午後) 時 分まで
	シャワー室	人 計 回			
使用人員	12 名	運動			
入場料徴収の有無	(有) ・ 無	器具	組	組	組
減免申請の理由	有 (細則 1 ・ 2) ・ 無				
備考	8/1 8/8 8/15 8/22 8/29 9/5 9/12 9/19 9/26				

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料 減免の理由	有 細則 (1 ・ 2)		領収書番号	4012341-000
			無			
受付番号		第 7 号		25 年 8 月 1 日		
使 用 料	区 分	基本料金 (円)	超過料金 (円)	計 (円)	備 考	
	集 会 室	5.580		5.580	310円×2H×9回	
	研 修 室					
	会 議 室					
	シャワー室					
	小 計	5.580		5.580		
	運 動 器 具					
合 計				5.580 (円)		

注 : 使用許可申請は、使用日の60日前から前日までにしなければならない。

担当	課員	係長	補佐	主幹	課長	次長	総合支所長
							

様式第2号

次のとおり許可します (1件)
延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年7月31日

深瀬・フレンサークル 様

延岡市長 首藤 正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	ミニバレーボール練習						
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室						
使用年月日	平成25年8月1日 ~ 平成25年9月30日						
使用時間	(午前・午後) 7時 30分から (午前・午後) 9時 30分まで						
使用人員	14名	運動器具					
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組			
備考	8/7, 14, 21, 28 9/4, 11, 18, 25 (8回)						
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。						
許可番号	第6号		平成25年7月31日				

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成25年7月29日

延岡市長様

住所又は所在地

氏名又は名称 深瀬 フレンド4-ム ㊟

(責任者)

電話

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

使用目的	ミニバレー練習		
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室		
使用年月日	平成25年 8月1日 ~ 平成25年 9月30日		
使用時間 〔1時間未満の使用については1時間とみなす。〕	集会室	(午前・午後) 7時30分から (午前・午後) 9時30分まで	
	研修室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで	
	会議室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで	
	シャワー室	人 計 回	
使用人員	14名	運動	ボール 得点板
入場料徴収の有無	(有) ・ 無	器具	/ 組 組 組
減免申請の理由	有 (細則 1 ・ 2) ・ 無		
備考	8/7・8/14・8/21・8/28・9/4・9/11・9/18・9/25		

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料減免の理由	有 細則(1・2)	領収書番号	4011340-000
			無		
受付番号		第 6 号		25年7月31日	
使用料	区分	基本料金(円)	超過料金(円)	計(円)	備考
	集会室	4,960		4,960	310A×2H×8D
	研修室				
	会議室				
	シャワー室				
	小計			4,960	
	運動器具				
	小計				
合計			4,960(円)		

注：使用許可申請は、使用日の60日前から前日までにしなければならない。

担当	職員	係長	補佐	主幹	課長	次長	総合支所長
北林	甲斐 深田	丸山	山本		山本		

様式第2号

次のとおり許可します。
延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年6月5日

新 様

延岡市長 首藤 正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	ミニバレーボール練習					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成25年6月6日 ~ 平成25年7月25日					
使用時間	(午前・午後) 7時30分から (午前・午後) 9時30分まで					
使用人員	12名	運動器具				
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組		
備考	6/6, 13, 20, 27 7/4, 11, 18, 25					
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。					
許可番号	第 4 号		平成 25 年 6 月 5 日			

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成 25 年 6 月 5 日

延岡市長様

住所又は所在地 延岡市

氏名又は名称 清流

(責任者) 電話

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

使用目的	ミニバレーボール 練習					
使用区分	(集会室) ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成 25 年 6 月 6 日 ~ 平成 25 年 7 月 25 日					
使用時間 (1時間未満の使用については1時間とみなす。)	集会室	(午前・午後) 7 時 30 分から (午前・午後) 9 時 30 分まで				
	研修室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで				
	会議室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで				
	シャワー室	人 計 回				
使用人員	12 名	運動				
入場料徴収の有無	有 ・ 無	器具	組	組	組	
減免申請の理由	有 (細則 1 ・ 2) ・ 無					
備考	6/6. 6/13. 6/20. 6/27. 7/4 7/11 7/18 7/25 計8					

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料 減免の理由	有 細則 (1 ・ 2)		領収書番号	4006280-000
			無			
受付番号		第 45 号		25 年 6 月 5 日		
使 用 料	区 分	基本料金 (円)	超過料金 (円)	計 (円)	備 考	
	集 会 室	4960		4960	310A x 24 x 8 ㎡	
	研 修 室					
	会 議 室					
	シャワー室					
	小 計			4960		
	運 動 器 具					
	小 計					
合 計			4960 (円)			

注 : 使用許可申請は、使用日の60日前から前日までに行わなければならない。

担当	副課長	員	係長	補佐	主幹	課長	次長	総合支所長

様式第2号

→ 次のとおり許可します (1件)
延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年6月4日

深瀬・フレンドサークル 様

延岡市長 首藤 正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	ミニバレーボール練習						
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室						
使用年月日	平成25年6月5日 ~ 平成25年7月31日						
使用時間	(午前・午後) 7時 30分から (午前・午後) 9時 30分まで						
使用人員	13名	運動器具					
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組			
備考	6/5, 12, 19, 26 7/3, 10, 17, 27, 31(9回)						
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。						
許可番号	第 8 号		平成 25 年 6 月 4 日				

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成25年6月4日

延岡市長様

住所又は所在地

氏名又は名称

深瀬 フレンドサークル

(責任者)

電話

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

使用目的	ミニバレー練習				
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室				
使用年月日	平成25年6月5日 ~ 平成25年7月31日				
使用時間 (1時間未満の使用については1時間とみなす。)	集会室	(午前・午後) 19時30分から (午前・午後) 21時30分まで			
	研修室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで			
	会議室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで			
	シャワー室	人 計 回			
使用人員	10名	運動			
入場料徴収の有無	有 ・ 無	器具	組	組	組
減免申請の理由	有 (細則 1 ・ 2) ・ 無				
備考	6/5 6/2 6/19 6/26 7/3 7/10 7/17 7/24 7/31				

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料減免の理由	有 細則(1・2)	領収書番号	4006045-000
		無			
受付番号	第 34 号		25年6月4日		
使用料	区分	基本料金(円)	超過料金(円)	計(円)	備考
	集会室	5580		5580	310円×24×9日
	研修室				
	会議室				
	シャワー室				
	小計			5580	
	運動器具				
	小計				
合計			5580(円)		

注：使用許可申請は、使用日の60日前から前日までに行わなければならない。

担当	課	員	係長	補佐	主幹	課長	次長	総合支所長

様式第2号

次のとおり許可します。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年4月22日

「エクレールお菓子放浪記」延岡市上映実行委員会
事務局 南九州配給委員会 様

延岡市長 首藤正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	東日本大震災復興支援映画「エクレールお菓子放浪記」上映会					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成 25 年 5 月 18 日					
使用時間	(午前) 午後) 8時 30分から (午前) (午後) 5時 00分まで					
使用人員	名	運動器具				
入場料徴収の有無	(有) ・ 無		組	組		
備考						
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。					
許可番号	第 3 号		平成25年 4 月 22日			

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

4/23 郵送可叶

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成 25 年 4 月 18 日

延岡市長様

住所又は所在地 熊本県中央区上野町10-29
 エルレ木菓子教室記 延岡市上野町東行会館
 氏名又は名称 事務局 南九州配給委員会(熊本区子内)
 (責任者) XXXXXXXXXX 電話 XXXXXXXXXX





次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

使用目的	東日大震災復興支援・熊本「エルレ木菓子教室記」上映会					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成 25 年 5 月 18 日 ~ 平成 年 月 日					
使用時間 (1時間未満の使用については1時間とみなす。)	集会室	(午前・午後) 8 時 30 分から (午前・午後) 17 時 00 分まで				
	研修室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで				
	会議室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで				
	シャワー室	人 計 回				
使用人員	名	運動				
入場料徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	器具	組	組	組	
減免申請の理由	有 (細則 1 ・ 2) ・ 無					
備考						

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料 減免の理由	有 細則 (1 ・ 2) 無	領収書番号	4002442-000
受付番号	第 3 号		25 年 4 月 22 日		
使用料	区分	基本料金 (円)	超過料金 (円)	計 (円)	備考
	集会室	8,370		8370	310円×9H×3
	研修室				
	会議室				
	シャワー室				
	小計			8,370	
	運動器具				
	小計				
合計			8,370 (円)		

注：使用許可申請は、使用日の60日前から前日までにしなければならない。

担当	課員	係長	補佐	主幹	課長	支所長
						

様式第2号

次のとおり許可します。
延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年4月3日


深瀬・フレンドサークル 様

延岡市長 首藤 正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	ミニバレーボール練習					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成25年4月3日 ～ 平成25年5月29日					
使用時間	(午前・午後) 7時 30分から (午前・午後) 9時 30分まで					
使用人員	13名	運動器具				
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組		
備考	4/3, 10, 17, 24 5/1, 8, 15, 22, 29(9回)					
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。					
許可番号	第2号 平成25年4月3日					

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成 25 年 4 月 3 日

延岡市長様

住所又は所在地

氏名又は名称 深津真・フレントサービル ㊞

(責任者) [Redacted] 電話 [Redacted]

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。

使用目的	ミニバス練習					
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室					
使用年月日	平成 25 年 4 月 3 日 ~ 平成 25 年 5 月 29 日					
使用時間 (1時間未満の使用については1時間とみなす。)	集会室	(午前・午後) 7 時 30 分から (午前・午後) 9 時 30 分まで				
	研修室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで				
	会議室	(午前・午後) 時 分から (午前・午後) 時 分まで				
	シャワー室	人		計		回
使用人員	13 名	運動				
入場料徴収の有無	有 ・ 無	器具	組	組	組	
減免申請の理由	有 (細則 1 ・ 2) ・ 無					
備考	4月3日,10日,17日,24日 , 5月1日,8日,15日,22日,29日 各580円(9回分)					

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料減免の理由	有 細則 (1 ・ 2)	領収書番号	4000381-000
			無		
受付番号		第 2 号		25 年 4 月 3 日	
使用料	区分	基本料金 (円)	超過料金 (円)	計 (円)	備考
	集会室	5.580		5.580	310円x24x9日
	研修室				
	会議室				
	シャワー室				
	小計			5.580	
	運動器具				
	小計				
合計				5.580 (円)	

注：使用許可申請は、使用日の60日前から前日までに行わなければならない。

担当	全課員	係長	補佐	主任	課長	次長	総合支所長
北林	野田 甲斐 藤田 岩屋 徳田						

様式第2号

下記のとおり許可しつゝ
延岡市北川多目的研修集会施設使用許可書

平成25年4月1日



延岡市長 首藤 正治 ㊟

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用を許可します。

使用目的	ミニバレーボール練習						
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室						
使用年月日	平成25年4月1日 ~ 平成25年5月31日						
使用時間	(午前・午後) 7時30分から (午前・午後) 9時30分まで						
使用人員	12	運動器具					
入場料徴収の有無	有 ・ 無		組	組			
備考	4/4, 11, 18, 25 5/2, 9, 16, 23, 30 (9回)						
許可条件	下記の施設の利用上の注意を遵守すること。						
許可番号	第 1 号 平成 25 年 4 月 1 日						

施設の利用上の注意

- 1 許可書は、使用当日必ず多目的研修集会施設事務局受付にお示しください。
- 2 集会室を使用するときは、室内スポーツシューズをはき、室外にでるときはシューズをはきかえてください。
- 3 施設内で飲酒し、又は酒気をおびて入館することはできません。
- 4 備品等を移動したときは、使用后必ずもとの位置に戻してください。
- 5 その他延岡市北川多目的研修集会施設条例、規則及びこれらに基づく職員の指示に従ってください。

延岡市北川多目的研修集会施設使用許可申請書

平成 25 年 4 月 / 日

延岡市長様

住所又は所在地 延岡市

氏名又は名称 清流

(責任者)

電話

次のとおり、延岡市北川多目的研修集会施設の使用許可を申請します。









使用目的	ミニバレー				
使用区分	集会室 ・ 研修室 ・ 会議室 ・ シャワー室				
使用年月日	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 5 月 30 日				
使用時間 (1時間未満の使用については1時間とみなす。)	集会室	(午前・午後)	7 時 30 分から	(午前・午後)	9 時 30 分まで
	研修室	(午前・午後)	時 分から	(午前・午後)	時 分まで
	会議室	(午前・午後)	時 分から	(午前・午後)	時 分まで
	シャワー室	人 計 回			
使用人員	12 名	運動			
入場料徴収の有無	有 ・ 無	器具	組	組	組
減免申請の理由	有 (細則 1 ・ 2) ・ 無				
備考	4/A.11.18.25.5/29-16.23.30.(9回)				

※ これから下は、記入しないでください。

確認印	管理者	使用料減免の理由	有 細則 (1 ・ 2)	領収書番号	4000032-000
			無		
受付番号		第 1 号		25 年 4 月 1 日	
使用料	区分	基本料金 (円)	超過料金 (円)	計 (円)	備考
	集会室	5,580		5,580	310円×24×9回
	研修室				
	会議室				
	シャワー室				
	小計	5,580		5,580	
	運動器具				
	小計				
合計				5,580	

注：使用許可申請は、使用日の60日前から前日までにしなければならない。

決 裁 伺 書

文書分類	C	4	7	決裁区分	① 乙 丙 丁	取扱区分	
起案	平成18年7月27日			処理期限	平成18年8月25日	保存区分	① 10年 5年 3年 1年
決裁	平成18年7月28日			施行	平成18年9月1日	発送責任	安藤俊則
整理予定	おきかえる 平成20年4月					(起案者)	
	すてる					課長補佐 安藤俊則	
<p> 決裁  助役  収入役 課長  補佐  係長  係員    (合議) </p>							
(文書番号)				(受信者)			
(日付)	平成18年8月1日						
(標 題)							
<p>財産（地区集会所）の無償貸付に伴う使用貸借契約の締結について（伺い）</p>							
<p>このことについて、平成18年第3回北川町議会臨時会で財産の無償貸付に係る議決を得たので、別紙契約書（案）により各自治公民館と使用貸借契約を締結してよろしいか伺います。</p>							

無償貸付をする建物（地区集会所）・・・16施設

建物の名称	所在地	契約の相手方(貸付先)
北川町下塚集会所	川内名1224番地	○ 下塚自治公民館 8/31
北川町松瀬集会所	川内名1865番地1	○ 松瀬自治公民館 8/31
北川町葛葉生活改善センター	川内名1992番地乙の1	○ 葛葉自治公民館 8/31
北川町瀬口集会所	川内名3132番地32	○ 瀬口自治公民館 8/31
北川町深瀬集会所	川内名5698番地6	○ 深瀬自治公民館 8/31
深瀬コミュニティ施設	川内名6486番地1	○
北川町白石生活改善センター	川内名7453番地24	○ 白石自治公民館 8/18
北川町深崎集会所	川内名8497番地	○ 深崎自治公民館 8/31
八戸コミュニティセンター	川内名8601番地1	○ 八戸自治公民館 8/23
北川町下赤集会所	川内名9545番地3	○ 下赤自治公民館 8/21
北川町上赤集会所	川内名9862番地	○ 上赤自治公民館 8/31
大崩研修棟	川内名10457番地1	○ 祝子川自治公民館 8/31
北川町家田生活改善センター	長井1546番地	○ 家田自治公民館 8/31
北川町母子健康センター	長井2526番地5	○ 川坂自治公民館 8/28
北川町飛石集会所	長井5144番地の1	○ 飛石自治公民館 8/22
俵野営農研修センター	長井6565番地2	俵野自治公民館

北総発第659-1号
平成18年8月4日

自治公民館長 殿

北川町長 染 矢 俊 一

地区集会所の使用貸借契約について（依頼）

盛夏の候 貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から町行政運営には、御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、地区集会所を自治公民館に無償で貸し付けることについては、6月30日の行政連絡会時に御相談申し上げたところですが、このほど第3回北川町議会臨時会において、別紙のとおり当該案件について議決を経ましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙契約書に基づき、使用貸借契約を締結したいので、内容を御確認いただき、代表者の署名及び自治公民館公印を押印の上、次回の行政連絡会までに総務課へ御提出くださるようお願いいたします。

（文書取扱 総務課）
担当者：安藤俊則
TEL 0982-46-5010

建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と下塚自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町下塚集会所	北川町大字 川内名1224番地

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 3/ 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 下塚自治公民館長 小野厚



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町下塚集会所	北川町大字川内名一二三四番地	鉄骨造平屋建	一六五㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

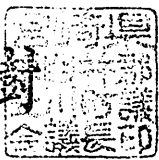
下塚自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と松瀬自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町松瀬集会所	北川町大字川内名1865番地1

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集會施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

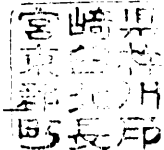
（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

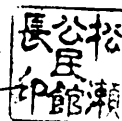
平成18年8月 5/ 日

甲 北川町長 染矢俊



乙 松瀬自治公民館長

矢野竹雄



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町松瀬集会所	北川町大字川内名一八六五番地一	木造平屋建	一三五 ² m

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

松瀬自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と葛葉自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町葛葉生活改善センター	北川町大字川内名1992番地乙の1

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。
- (2) この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。
- (2) 乙が、第6条の規定に違反したとき。
- (3) 甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

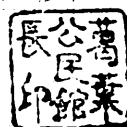
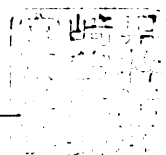
第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 3/ 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 葛葉自治公民館長 小野支一



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町葛葉生活改善センター	北川町大字川内名一九九二番地乙の一	木造平屋建	一三〇㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

葛葉自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と瀬口自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町瀬口集会所	北川町大字川内名3132番地32

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。


（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 31 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 瀬口自治公民館長 工藤多富都 

財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町瀬口集会所	北川町大字川内名三二三番地三三	木造平屋建	二二八㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

瀬口自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長

杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と深瀬自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町深瀬集会所 深瀬コミュニティ施設	北川町大字川内名5698番地6 北川町大字川内名6486番地1

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

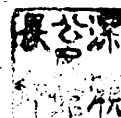
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 31 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 深瀬自治公民館長

井本民雄



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町深瀬集会所	北川町大字川内名五六九八番地六	鉄骨造平屋建	二一〇㎡
深瀬コミュニティ施設	北川町大字川内名六四八六番地一	木造二階建	四〇㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

深瀬自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と白石自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町白石生活改善センター	北川町大字川内名7453番地24

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

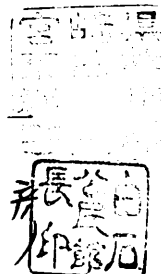
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 18 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 白石自治公民館長

白石自治公民館



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町白石生活改善センター	北川町大字川内名七四五三番地二四	木造平屋建	一九九㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

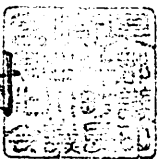
白石自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染矢俊一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と深崎自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町深崎集会所	北川町大字川内名8497番地

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 31 日

甲 北川町長 染矢俊



乙 深崎自治公民館長

野丸美



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町深崎集会所	北川町大字川内名八四九七番地	木造平屋建	一一一㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

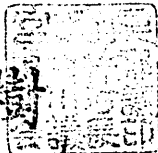
深崎自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議員 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と八戸自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
八戸コミュニティセンター	北川町大字川内名8601番地1

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

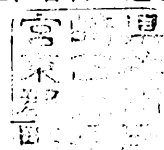
（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

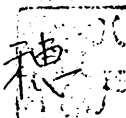
平成18年8月 23 日

甲 北川町長 染矢俊



乙 八戸自治公民館長

小野瑞穂



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
八戸コミュニティセンター	北川町大字川内名八六〇一番地一	木造平屋建	一五九㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

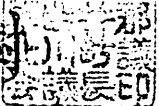
三 貸付の相手方

八戸自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹 

建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と下赤自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町下赤集会所	北川町大字川内名9545番地3

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

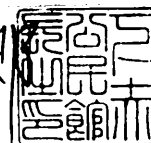
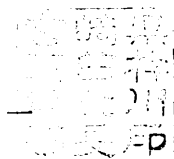
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 2/ 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 下赤自治公民館長

岸瀬純一



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町下赤集会所	北川町大字川内名九五四五番地三	木造平屋建	一五三㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

下赤自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染矢俊一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と上赤自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町上赤集会所	北川町大字川内名9862番地

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 31 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 上赤自治公民館長



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町上赤集会所	北川町大字川内名九八六二番地	木造平屋建	一六六㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

上赤自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議員 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と祝子川自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
大崩研修棟	北川町大字川内名10457番地1

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。
- (2) この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。
- (2) 乙が、第6条の規定に違反したとき。
- (3) 甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

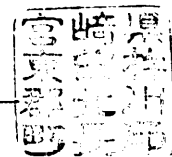
（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

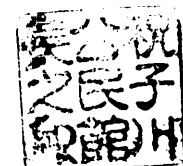
平成18年8月 31 日

甲 北川町長 染矢俊



乙 祝子川自治公民館長

橋本 豊



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
大崩研修棟	北川町大字川内名一〇四五七番地一	木造平屋建	一六四 ² m

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

祝子川自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と家田自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町家田生活改善センター	北川町大字長井1546番地

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 31 日

甲 北川町長 染矢俊



乙 家田自治公民館長

黒木好也



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町家田生活改善センター	北川町大字長井一五四六番地	木造平屋建	一四九㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

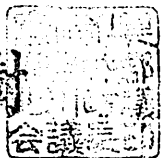
家田自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年 7 月 24 日 原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

姓名	西崎 姓	昭和十八年三月
住所	西崎 姓	昭和十八年三月
職業	西崎 姓	昭和十八年三月
備考	西崎 姓	昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

昭和十八年三月

建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と川坂自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町母子健康センター	北川町大字長井2526番地5

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 24 日

甲 北川町長 染矢俊

乙 川坂自治公民館長

神田勝男 川坂自治公民館印

財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町母子健康センター	北川町大字長井二五二六番地五	木造平屋建	二三八㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

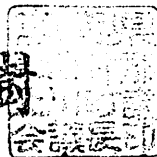
川坂自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と飛石自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
北川町飛石集会所	北川町大字長井5144番地の1

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 22 日

甲 北川町長 染矢俊一

乙 飛石自治公民館長

伊藤敏乙



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
北川町飛石集会所	北川町大字長井五一四四番地の一	鉄骨造平屋建	二三二㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

飛石自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年七月二十四日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



建物使用貸借契約書

北川町（以下「甲」という。）と俵野自治公民館（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）並びにこれに附属する施設及び備品を乙に無償で貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

建物の名称	所在地
俵野営農研修センター	北川町大字長井6565番地2

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を公民館及び集会施設として使用する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成18年9月1日から平成19年年3月31日までとする。

2 貸付期間満了前30日までに甲乙双方から解約の申し出がない場合は、新たに契約をかわすことなく、貸付期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（維持管理）

第6条 貸付物件の使用及び維持管理については、乙が責任者となる。

2 維持管理に係る経費は、乙の負担とする。ただし、大規模な補修、災害等の特別な場合については、甲乙協議の上、双方の負担方法及び負担額を定める。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1）貸付物件に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること。

（2）この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

（1）乙が、この契約に規定する義務を履行しない著しい不信行為があったとき。

（2）乙が、第6条の規定に違反したとき。

（3）甲において、貸付物件を公共用又は公用に使用する必要が生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除できる。

（原状回復）

第9条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償）

第10条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、乙において当該物件を原状に回復した場合及び当該物件の損害が天災等の不可抗力による場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第11条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

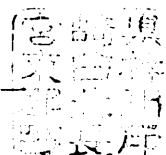
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月 31 日

甲 北川町長 染矢俊

乙 俵野自治公民館長

井本守



財産の無償貸付について

次のとおり建物を無償で貸付けする。

一 建物の名称、所在地等

名称	所在地	構造	面積
俵野営農研修センター	北川町大字長井六五六五番地二	鉄骨造平屋建	二〇八㎡

二 貸付の目的

当該建物を地域自治活動の拠点として活用するため

三 貸付の相手方

俵野自治公民館

平成十八年七月二十四日 提出

北川町長 染 矢 俊 一

平成十八年 7 月 24 日原案可決

北川町議会議長 杉野茂樹



土地・建物賃貸借契約書

賃貸人 延岡市 (以下「賃貸人」という。) と賃借人 ユニプラス滋賀(株) (以下「賃借人」という。) とは、次の条項により市有地及び建物について賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 賃貸人は、その所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を賃借人に貸し付け、賃借人はこれを借り受ける。

所在地	種類	地積・面積
延岡市北川町川内名 7509 番地 52	土地 (宅地)	1,575.95 m ²
延岡市北川町川内名 7509 番地 52	建物 (鉄骨造)	1,306.65 m ²

第3条 賃借人は、貸付物件を 工場及び事務所 として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

2 賃借人は、貸付期間満了後引き続き使用するときは、期限前 30 日までに賃貸人に申し出て契約を更新することができる。

第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) は、次のとおりとする。

土地	建物	合計
252,152 円	1,091,124 円	1,343,276 円

第6条 貸付料は、毎年賃貸人が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 賃貸人は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、賃貸人の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 賃借人は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年 14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 賃借人は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 浄化槽の維持管理にかかる経費は、賃借人の負担とする。

3 賃借人は、貸付物件の原状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により原状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を賃貸人に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 賃借人は、次の行為をしてはならない。

一 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。ただし、あらかじめ賃貸人の承認を受けた場合は、貸付物件を第三者に使用させることができる。

二 この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 賃貸人は、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

一 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。

二 賃借人が、第10条の規定に違反したとき。

三 賃借人が、破産したとき。

四 賃貸人において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 賃借人は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 賃借人は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。但し、賃借人において当該物件を現状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が賃借人の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度賃貸人、賃借人協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

賃貸人 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 首藤正浩



賃借人 住所

大坂市西区靱本町2丁目7番4号
ユニプラス滋賀株式会社

氏 代表取締役 生嶋孝



建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人 延岡市 (以下「甲」という。) と賃借人 延岡地区森林組合 (以下「乙」という。) とは、次の条項により普通財産について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所 在 地 番	種 類	床 面 積
延岡市北川町川内名 6980-1	建物 (木造)	160.02 m ²

第3条 乙は、貸付物件を 事務所 として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 乙は、貸付期間満了後引き続き使用するとき、期限前 30 日までに甲に申し出て契約を更新することができる。

第5条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、年額金 32,770 円とする。

2 貸付期間に 1 年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。この場合において当該端数期間内に 1 月に満たない端数日数があるときは、これを 1 月とする。

第6条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第7条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第8条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年 14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の原状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により原状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 乙は、次の行為をしてはならない。

一 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。

二 この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第11条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

一 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。

二 乙が、第10条の規定に違反したとき。

三 乙が、破産したとき。

四 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第12条 乙は、貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第13条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を現状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第14条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

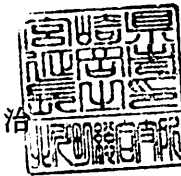
この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

甲 延岡市東本小路 2 番地 1

延 岡 市

延岡市長 首藤正治

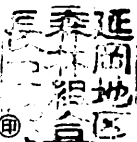


乙 住 所

宮崎県延岡市大武町787番地1

延岡地区森林組合

氏名 代表理事組合長 米田稔男



平成 23 年 5 月 20 日

延岡市長 首藤 正治 様

延岡市大武町 7 8 7 番地 1
延岡地区森林組合
代表理事組合長 甲斐 斗志也

変 更 届

平成 23 年 4 月 1 日付けで延岡市と締結した建物賃貸借契約につきまして、下記のとおり変更がありましたので届出いたします。

変更年月日	平成 23 年 5 月 20 日	
変更事項	旧（変更前）	新（変更後）
代表理事組合長	米田 稔男	甲斐 斗志也

以 上

建物賃貸借契約変更契約書

賃貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 株式会社北川はゆま（以下「乙」という。）との間で、平成19年4月1日締結した建物賃貸借契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 原契約書第5条中、「年額4,353円」を「年額6,267円 / 」に改める。
2. その他原契約書のとおり
3. なお変更にかかる事項は平成21年4月1日からとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成21年 4月 1日

甲 住 所 延岡市東本小路2番地1
延岡市
氏 名 延岡市長 首藤 正



乙 住 所 延岡市北川町長井5751番地1
氏 名 株式会社 北川はゆま
取締役副社長 染矢俊一

